

第2版 2011年

世界遺産推薦書の 作成について

リソースマニュアル

世界遺産



Original title: Preparing World Heritage Nominations. Published in 2011 by the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO), 7, place de Fontenoy, 75352 Paris 07 SP, France in collaboration with ICCROM, ICOMOS and IUCN.

Original version accessible under: <https://whc.unesco.org/en/preparing-world-heritage-nominations/>

This translation was not created by UNESCO and should not be considered an official UNESCO translation. UNESCO is not responsible for the content or accuracy of this translation.

本翻訳はユネスコによって作成されたものではなく、ユネスコによる公式翻訳ではない。ユネスコは本翻訳の内容の正確性について一切の責任を負うことはない。



本翻訳はAttribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International (CC BY-NC-SA 4.0) ライセンス (<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/deed.en>) の下で利用可能である。

本翻訳において使用されている名称及び資料の提示は、いかなる国、領土、都市もしくは地域又はその当局の法的地位、又はその国境もしくは境界の画定に関して、文化庁がいかなる意見をも表明することを意味するものではない。また、本翻訳のいかなる内容も、文化庁の公式の見解を意味するものではない。

文化庁 文化資源活用課 文化遺産国際協力室
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
電話 : 03-5253-4111

世界遺産リソースマニュアルシリーズについて

1972 年に世界遺産条約が採択されて以来、世界遺産リストは絶えず進化し着実に拡大している。この拡大に伴い、条約履行に関する締約国のための指針が緊急に必要になってきた。各種専門家会合と定期報告の結果により、締約国と世界遺産管理者がより大きな支援を必要とする特定の分野において、より焦点を絞った訓練と能力開発の必要性が明らかになった。世界遺産リソースマニュアルシリーズの作成はこうしたニーズに応えるものである。

本シリーズの出版は、世界遺産条約の 3 つの諮問機関(ICCROM、ICOMOS、IUCN)及び条約の事務局である UNESCO 世界遺産センターによる共同事業である。世界遺産委員会は、2006 年 7 月にリトアニアのビリニュスにおける第 30 回会合で、この取り組みを支持し、諮問機関及び世界遺産センターに対しテーマ別リソースマニュアルの作成及び出版を進めるよう要請した。第 31 回 (2007 年) 及び第 32 回 (2008 年) 委員会会合で出版計画を採択しタイトルの優先リストを決定した。

3 つの諮問機関と世界遺産センターのメンバーで構成される編集委員会は、定期的に会合し作成と出版の各種事項を決定する。各マニュアルは、テーマに応じて、諮問機関の一つ又は世界遺産センターが調整を担当する主導機関として機能し、世界遺産センターが最終的な作成を行う。

リソースマニュアルは、締約国、遺産保護当局、地方自治体、サイトマネージャー (現場管理者)、世界遺産に関わる地域コミュニティ、その他の認定・保護プロセスのステークホルダーに対し、条約の履行に焦点を当てた指針を提供することを目的とする。リソースマニュアルは、しっかりと保護され効果的に管理された物件で構成される代表的で信頼できる世界遺産リストを作成するための知識と支援を提供することを目的とする。

リソースマニュアルは、世界遺産条約に関する能力形成及び意識向上のための使いやすいツールとして開発中である。研修ワークショップの教材としても自己学習で単独で使用することもでき、条約自体の内容及び履行のための *作業指針*を理解するための基本規程を補足するものである。

リソースマニュアルシリーズはタイトルを自由にダウンロードできる PDF 文書としてオンラインで入手できる。

タイトルのリスト:

世界遺産の災害リスク管理(2010 年 6 月)
世界遺産推薦書作成
世界文化遺産管理
世界自然遺産管理

序文

常に変化し続ける世界では保全上の課題が日々顕在化し、適応能力は世界遺産条約の主な利点の一つである。条約の本文は基本的に変更できないが、条約の原則を履行するための規程 *作業指針* によって新しい概念とプロセスを統合し進化することができる。最新版の作業指針 (2011 年 8 月) は、こうした新しい考えに取り組むだけでなく、集合的経験の拡大も反映する。

1990 年代末に実施した世界遺産リスト登録物件の推薦書すべての詳細な分析により、条約の信頼性を損なった可能性がある状況が明らかになった。登録物件の境界など重要な要素が未確認又は不明であることが多かった。推薦書が、ごく一般的な情報を掲載した数ページで構成されていた。このように書類がほとんどない状況では、登録物件の保護管理さえ損なわれた可能性がある。

こうした欠陥により推薦プロセスの改善が必要であった。1999 年に推薦書類の完全性チェックを導入した。それまで、推薦書は、事務局が事前に内容を確認することなく、自動的に諮問機関に送付された。その結果、1978 年から 1998 年に登録された物件の推薦書類の多くが保全に関して基本的に不十分である。

2005 年に *作業指針* の改訂版が発効された際、完全性チェックと注釈付きのより詳細な新しい推薦書書式が世界遺産委員会によって正式に承認された。1999 年以降、推薦書の情報の質と深さが全体的に改善され世界遺産登録プロセスが大幅に強化された。さらに、本条約は、登録物件の保全状況のモニタリングを強化・促進することにより、条約の履行強化に貢献してきた。

ますます包括的な要件と併せて、推薦書の作成は重要だが必要以上に複雑になり様々な要件をよく理解する必要がある。推薦プロセスへの地域住民の参加は、住民が登録物件の維持において締約国と責任を共有できるようにするためにも不可欠であり強く推奨する必要がある。

推薦書は、諮問機関の評価と併せて、委員会が世界遺産リストへの物件登録を検討する際の主要な基準となる。推薦書は関係締約国と国際社会との合意と比較することができ、締約国は自国の領域内で認定された物件を保護管理することを約束し国際社会は支援と援助を約束する。他の合意と同様に、推薦書は正確で、有益で、完全でなければならない。そうでない場合は、締約国と国際社会との合意の履行及び世界遺産条約の効果的な履行を確保することが極めて困難になる。そのため、プロセスの各種段階に関する情報など、利用しやすい手引書の形で、推薦書作成のためのマニュアルを締約国に提供することが極めて重要である。

世界遺産の知名度と認知度が高まった結果、世界遺産登録を目指す動機と関心の範囲が広がっている。そのため、「アップストリーム・プロセス」といった新たな手続きの実現可能性が現在試されているが、「顕著な普遍的価値」の新たな正当性と推薦書を裏付ける新たなテーマの出現を伝える推薦書作成への締約国の関心の高まりを見るとリソースマニュアルの価値は明らかである。さらに、例えば、適用範囲が大陸を横断するものも含め国境を越えた隣接地域の推薦書数が増加していることから明らかなように、推薦物件の複雑さが増していることを考慮すると、注記や実用的な指針が必要である。

諮問機関及びその分野の多くの専門家の貴重な支援を受け上記のニーズを念頭に置いて本リソースマニュアルを作成した。世界遺産の保護を確保するために推薦書の作成を成功させる作業指針の内容を補完する有効なツールとなることを期待する。

キショー・ラオ

UNESCO 世界遺産センター長 (2011-2015)

寄稿者

調整著者

ダンカン・マーシャル

IUCN 著者

ティム・バッドマン
バステアン・ボンハード
ペドロ・ロサバル
ポール・ディングウォール

査読者/その他の寄稿者

アレックスandro・バルサモ
グウェナエル・ブルダン
クリスタル・バックリー
エンジェル・カベサ
クローディン・デオム
レジーナ・ドゥリゲロ
フィリス・エリン
ニコラ・フォーニエル
ジャン・グオ

ICOMOS 著者

ダンカン・マーシャル
スーザン・デニール

ティルマン・イエーガー
ルバ・ヤニコワ
キョン・ルー
ジョウ・ルー
ウェッパ・ンドロ
クリストフ・リベット
マイケル・ターナー
ガミニ・ヴィジェスリヤ

本統合マニュアルの基礎となっている、自然及び文化遺産の推薦書リソースマニュアルの
前回の草案に関する他の寄稿者は、次の通りである。

自然遺産推薦書

査読者

アレックスandro・バルサモ (世界遺産センター)
ガイ・デボネット (世界遺産センター)
マーク・パトリック (世界遺産センター)
キショー・ラオ (世界遺産センター)
メヒティル・レスラー (世界遺産センター)
ピーター・ストット (元世界遺産センター)

ジョー・キング (ICCRUM)
ガミニ・ヴィジェスリヤ (ICCRUM)

タレク・アブドゥルハワ (IUCN)
デルウィン・デュピュイ (IUCN)
エレリー・ハミルトン=スミス (IUCN)
カリ・ラティ (IUCN)
ジョセフィン・ラングリー (IUCN)
ジョージナ・パード (IUCN)
ペドロ・ロサバル (IUCN)
デビッド・シェパード (IUCN)
米田久美子 (IUCN)

ジム・バーボラーク (WCPA)
ステファニー・アイシング (WCPA)
ビノード・マトゥール (WCPA)

UNESCO 世界遺産センターコーディネーター

ヴェスナ・ヴィチチルガシー
ローラ・フランク

世界文化遺産推薦

概念

ベネディクト・セルフスラフ (ICOMOS)

寄稿者

グウェナエル・ブルダン (ICOMOS)
マイケル・コット (ICOMOS)
レジーナ・ドゥリゲロ (ICOMOS)
ユッカ・ヨキレット (ICOMOS)

査読者

アレックスandro・バルサモ (世界遺産センター)
メヒティル・レスラー (世界遺産センター)
アン・レマイストレ (世界遺産センター)

クリスタル・バックリー (ICOMOS)
アルフレド・コンティ (ICOMOS)
スーザン・デニール (ICOMOS)
稲葉伸子 (ICOMOS)
ユッカ・ヨキレット (ICOMOS)
エドワード・マテンガ (ICOMOS)
ベネディクト・セルフスラフ (ICOMOS)

目次

■ UNESCO 世界遺産センター長キショー・ラオによる序文	2
■ 寄稿者	4
■ ICOMOS と IUCN による序文	6
■ はじめに	8
リソースマニュアルの背景と概要	
締約国間の協力	
リソースマニュアルの対象者	
1 世界遺産の背景	10
1.1 情報の入手	
1.2 世界遺産推薦プロセスの概観	
1.3 世界遺産概念の解説	
2 準備	51
2.1 物件に関する既存情報	
2.2 チームの立ち上げ	
2.3 地域住民及びその他ステークホルダーの参加	
2.4 推薦書の作成実施及び推奨される重要な段階	
3 物件の定義と理解	56
3.1 潜在的に顕著な普遍的価値、属性、境界	
3.2 特別な助言	
4 推薦書の作成	100
4.1 一般的な助言	
4.2 推薦書書式	
4.3 特別な助言	
5 評価 プロセス	133
5.1 一般	
5.2 IUCN 評価プロセス	
5.3 ICOMOS 評価プロセス	
参考文献一覧	142
連絡先情報	145

序文

世界遺産推薦書の作成については、ICOMOS と IUCN がまとめており、自然遺産、文化遺産、複合遺産の物件の世界遺産リストへの推薦書作成に関する追加指針を提供している。

本マニュアルは、2011 年 8 月付けの世界遺産条約履行のための作業指針に基づき、それを補足することを目的とする。世界遺産の推薦書作成を真剣に検討する場合は、最新版の作業指針を入手し内容をよく理解する必要がある。

特に、本マニュアルは、世界遺産条約の履行において締約国を支援し、顕著な普遍的価値を有する管理の行き届いた物件の信頼できる世界遺産リストの作成に役立つ指針と知識を提供することを目的とする。推薦書を評価する諮問機関 ICOMOS と IUCN は特定の推薦書作成に直接取り組むことができないため、世界遺産委員会と締約国の要請を受けて、調査プロセスの早い段階—正式な評価のために推薦書を提出する時点のアップストリームで締約国を支援する試みである。ただし、本マニュアルは、世界遺産登録を進めることの意味を慎重に検討し、その取り組みが遺産物件の保全及び地域コミュニティ並びにその他地域ステークホルダーの福祉の双方にとって価値があることを確実にするために必要な措置を講じる締約国を支援することが期待される。

準備期間の不足が登録成功の最大の敵である。非現実的な短期間で準備する国があまりにも多すぎる。適切な支援の仕組みを構築して資料を収集するのに少なくとも 1 年、推薦書を記入しステークホルダーと協議するともう 1 年かかる。調査が必要な場合は、保護の達成、新しい管理システムの導入と文書化の必要があるためプロセスがさらに長くなる可能性がある。世界遺産リストへの登録につながる推薦書の作成及び物件の長期保全を目的とする場合は現実的な期間を設定する必要がある。十分な準備期間がないために推薦が延期されたり差し戻されたりすることが多すぎて、締約国、世界遺産委員会、諮問機関が悔しい思いをしている。推薦書の作成に非現実的な期間を設定する政治的コミットメントが示されると不十分で評価を受けられない推薦書になることもある。

本マニュアルは、締約国が物件の推薦書を作成する際に役立つ最新の知識と利用可能なリソースをまとめたものである。作業指針の中で世界遺産推薦書に関連する部分を分かりやすく説明することを目的とする。さらに、推薦書作成の全体的な方針、物件の推薦を決定する前に必要な準備作業、推薦書に含める重要な要素について明確な指針を示す。ただし、本マニュアルは、推薦書のすべての側面を網羅しているわけではなく、諮問機関の経験上、多くの推薦書において包括的に作成されていないことが多い側面を明らかにする。

出版は世界遺産基金とアイルランド環境・遺産・地方政府省の支援を受ける。ICOMOS、IUCN 及びそのネットワークからの資金やボランティアの支援に対し感謝の意を表する。

ICOMOS と IUCN は、本マニュアルのアドバイスが役立つことを期待し、提案された改善に関する意見を歓迎する。

ICOMOS 及び IUCN

はじめに

リソースマニュアルの背景と概要

本リソースマニュアルの目的は、締約国が質の高い世界遺産推薦書を作成できるよう支援することである。

世界遺産条約及び世界遺産条約履行のための作業指針(2011年8月現在の最新版)は重要な文書であり、世界遺産センターのホームページで閲覧できる。作業指針は、世界遺産条約の仕組みを理解する上で極めて重要である。本マニュアルは、世界遺産委員会が随時改訂する作業指針の最新版と併せて使用する必要がある。本マニュアルの前に作業指針を読み、推薦書作成プロセスの間はしっかり参考にする必要がある。

世界遺産条約の運用と要件に関する明確な助言が条約本文と作業指針に含まれている。本マニュアルは決して作業指針に代わるものではなく指針を追加するものである。いかなる場合でも世界遺産条約及び作業指針を引き続き主な資料とする。世界遺産条約(アラビア語、中国語、英語、フランス語、ヘブライ語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語に対応)及び作業指針(英語とフランス語)の本文は、UNESCO世界遺産センター及びそのホームページ(<http://whc.unesco.org/>)から入手可能である。

推薦書の作成には様々な方法がある。管理体制と文化の多様性を必ず推薦書に反映する。「コツ」を提供したり、推薦書を作成するための望ましい作業方法を推奨したりすることは適切ではない。様々な工夫ができる。とはいえ、諮問機関は、最も適切な物件を推薦し、推薦書で物件をできるだけ効果的に紹介し、推薦プロセス自体が自然及び文化遺産の保護、保全、効果的な管理に貢献することを確保する良質の推薦書を支える基本原則がいくつかあると考える。

文化遺産推薦書と自然遺産推薦書の作成には類似点も多いが重要な相違点もある。したがって、本マニュアルには文化遺産又は自然遺産のいずれかに具体的に適用される節がいくつかある。ただし、かつての文化遺産と自然遺産の基準の区別がもはや存在しないことに注意する。

主なメッセージ

最初に作業指針を
読む。

「顕著な普遍的価値」という概念が世界遺産条約を支える。すべての登録物件に対する試金石である。推薦書の基本的な目的は、物件を構成するもの、潜在的に顕著な普遍的価値を有する理由、その価値を維持、保護、保全、管理、監視し、伝えていく方法を述べることである。

本マニュアルの目的は以下の通りである。

- 世界遺産推薦制度を理解することの重要性を強調する;
- 世界遺産の主要な概念を簡単な言葉で分かりやすく説明する;
- 推薦書作成チームの重要性を強調する;
- 推薦書作成作業の範囲への理解を深める;
- 物件の理解に関する情報と助言を提供する;
- 作業指針を明確にするために役立つ推薦書作成に関する助言を提供する。

既存物件の大幅な拡大は新規推薦として取り扱われるため、本マニュアルは既存物件の拡大案に関する助言も行う。

締約国間の協力

世界遺産条約は、条約の目的を達成するための国際協力を明確に推進する。世界遺産リストへの推薦書作成プロセスは、次のような多くの協力の機会を提供する。

- 締約国同士の技術・資金援助;
- 国境を越える推薦書の作成;
- 有効な比較分析を行うための調査;
- 正式な申請前に推薦書の国際的査読を支援。

世界遺産推薦を締約国間の競争と考えるべきではない。これは世界遺産条約の精神に反する。

リソースマニュアルの対象者

本マニュアルは、物件の世界遺産推薦書作成に携わるすべての人々を主たる対象とする。また、暫定リストの作成及びその他遺産リスト登録活動にも役立つことが分かる。

以下も対象となる可能性がある。

- 連邦及び国家レベルを含む締約国
- 遺産保護/保護地域機関;
- 非政府組織 (NGO);
- 地方公共団体;
- 地域コミュニティ;
- 各種機関;
- 世界遺産推薦書作成に関する研修ワークショップや研修コースを提供する個人;
- 関係者;

本マニュアルは以下のツールとなるよう設計されている。

- 自己学習;
- 研修ワークショップ;
- 説明及び教育。

1 世界遺産の背景

主なメッセージ

しっかり準備し
きちんと組織化して
推薦書を作成する。

1.1 情報の入手

はじめに

世界遺産推薦書作成は、関係者にとって最も満足のいくやりがいのある経験の一つになり得る。推薦書作成は以下の機会を提供する。

- 物件を理解し国際社会に発表する；
- 幅広い自然史、人類史、文化、発展の中に物件を位置づけるために、物件の既知の価値を批判的に検討し、地球規模の自然及び文化のテーマとの関係を評価する；
- 類似する可能性が高い他の物件と国際レベルで比較する；
- その環境を含め物件の保護、保全、管理の妥当性を分析し、異議を申し立て、改善する；
- 地域コミュニティ及びステークホルダーを物件の保護、保全、管理に関与させ支援する；
- 場合によっては利害の対立を含め、物件への幅広い関心を認識し、様々な関心に効果的に対応する方法を模索する。

世界遺産登録のメリットは以下の通りである。

- 締約国及び地域コミュニティが地球上で最も重要な自然及び文化の場の一つとして物件を祝う機会を提供する；
- 物件は、地域コミュニティの生活における遺産に対する認識を深め保護を向上させるなど国の保護地域/遺跡制度の主力になることが多い；
- 世界遺産への国際的な関心は、物件の保護を確保する国際協力と国際連携に刺激を与えることが多い；
- ドナー国及びワールド・ヘリテージ・ファンド（世界遺産基金）などからの資金提供や支援を動員する機会を提供する；
- 国や地方の世界遺産物件に適用できる保護・保全・管理の技術と実践を提供する。

世界遺産推薦書作成は時間と労力を要する。推薦書作成は通常少なくとも2年かかり、時には何年もかかることもある。推薦書作成の準備がしっかり整っていれば、この時間と労力を最小限に抑えることができる。一方、準備不足は時間と労力が増えることが多い。

推薦物件の特徴も必要な時間と労力に影響及ぼすことがある。例えば、よく調査されている文化記念物又は文化遺跡の推薦プロセスは、例えば、大規模で多目的な自然遺産物件、歴史的な町、文化的景観又は文化の道よりもはるかに単純で時間がかからない可能性がある。後者の場合は、一般的にステークホルダーも増え、管理システムや計画が複雑になる。その他の場合は、関連するテーマ別の研究がまだない場合、適切なテーマ別の状況を提供する時間が必要になることもある。

世界遺産推薦書は基本的に、物件の潜在的に顕著な普遍的価値に関する記述である。推薦プロセスは、主として経済発展機会の認識によって動機づけられるべきではない。

世界遺産推薦は、あらゆるレベルでの保全プロセスの改善に向けた長い道のりの始まりでもある。推薦が成功した場合、世界遺産登録によって、物件の顕著な普遍的価値の保護、保全、管理を常に徹底するために物件の継続的な整備を締約国に委任する。

推薦書作成のタイミング

ミディ運河（フランス）-この物件は、2年の推薦プロセスを経て1996年に登録された。物件の長さが長いこと（360km以上）と関係コミュニティ数が多いことを考えると、短期間で達成は大きな成果である。比較的短期間で達成した重要な要素は以下のとおりである。

- 効果的な運営委員会と科学委員会の迅速な設立;
- 委員会のメンバーが知識・実践面で意欲と能力があり推薦書を作成することができた;
- 様々なコミュニティが推薦を全面的に支持した;
- 推薦書作成のための資金がすぐに手配された;
- 中央省庁の地方事務所が十分かつ効果的に貢献した;
- 効果的なコーディネーターが任命され、多くのステークホルダーに受け入れられた;
- プロセス開始時に十分な基本情報をすぐに入手できた;
- 推薦書の起草は、書式を埋めるお役所仕事ではなく、エクセレンスを目指す知的活動として共通に理解された;
- 各種政府機関が推薦を支持し協力的・効果的に取り組んだ。



© UNESCO

世界遺産について学ぶ-重要な文書

準備万端整えるための重要な最初のステップは、世界遺産制度、特に物件の推薦に関するプロセスとその他の情報について精通することである。

以下の推奨参考文献を理解する。参考文献の多くはインターネットで閲覧したり関連機関からコピーを取り寄せたりできる。連絡先は本マニュアルの最後に記載する。

本マニュアルの最後にある参考文献一覧は他にも価値のある参考文献が多く掲載されている。

主なメッセージ

推薦開始前に推奨文書
を理解する。

重要な世界遺産参照文献	解説
一般	
世界遺産条約（正式名称「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（1972年）」）	条約は世界遺産制度の基本的な枠組みである。推薦書に関することを含む、主な定義、概念、組織構造、プロセスを提供する。 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ヘブライ語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語に対応: http://whc.unesco.org/en/conventiontext/ （英語のホームページ） http://whc.unesco.org/fr/conventiontexte/ （フランス語のホームページ）
世界遺産条約履行のための作業指針（WHC.11/01、2011年8月）	世界遺産条約履行に関する主な指針は、推薦プロセスを含む一連の主要な世界遺産プロセスの手順を詳述する作業指針で述べる。

1 世界遺産の背景

重要な世界遺産参照文献	解説
	作業指針は参考文献一覧にある推奨文書のリストも含む。特定の推薦に特に関連する文書もあるため、これらもまた慎重に検討する必要がある。 作業指針の最新版及び旧版は次の URL から入手できる。 http://whc.unesco.org/en/guidelines/ (英語のホームページ) http://whc.unesco.org/fr/ (フランス語のホームページ)
最近の世界遺産委員会会合の決定及びサマリー・レコード	世界遺産委員会の見解に関する重要な情報源を最近の委員会会合の決定及びサマリー・レコードに記載する。 http://whc.unesco.org/en/sessions/ (英語のホームページ) http://whc.unesco.org/fr/sessions/ (フランス語のホームページ)
世界遺産リスト	世界遺産リストは、顕著な普遍的価値に対して世界遺産委員会が登録した物件を記載する。リストは、推薦を検討している物件と同等の他国の物件を特定する可能性があるため重要な情報源である。その場合、これは推薦書の比較評価で検討する有用な情報になる。 http://whc.unesco.org/en/list/ (英語のホームページ) http://whc.unesco.org/fr/list/ (フランス語のホームページ)
他の締約国の暫定リスト	世界遺産の価値があるとされる物件リストである。暫定リストは、登録推薦の対象となる物件と同等の他国の物件を特定する可能性があるため重要である。その場合、これは推薦書の比較評価で検討する有用な情報になる。 http://whc.unesco.org/en/tentativelists/ (英語のホームページ) http://whc.unesco.org/fr/listesindicatives/ (フランス語のホームページ)
テーマ別研究	テーマ別研究が存在する場合は、非常に重要な情報源として推薦に役立つ。推薦を提案された物件に関連するテーマ別研究がある場合、その研究は推薦書の比較分析を行う際に大いに役立つ。 締約国が推薦書作成プロセスの一環として特定のテーマ別分析を行った場合もある。 ICOMOS が有する文化遺産物件のテーマ別研究は www.icomos.org/studies/ で閲覧できる。 IUCN が有する自然遺産物件のテーマ別研究は www.iucn.org で閲覧できる。
世界遺産グローバル戦略自然文化遺産専門家会合報告書、1998年3月25日～29日、オランダ・アムステルダム (UNESCO 世界遺産センター/オランダ政府、1998年)	さらに、他のテーマ別研究がある場合もあり、推薦物件の関連研究を特定する調査を行う必要がある。 この報告書には、顕著な普遍的価値に関する決定及び提案並びに有用な背景情報が含まれる。 http://whc.unesco.org/archive/amsterdam98.pdf

重要な世界遺産参照文献	解説
自然遺産参考文献	
<i>Outstanding Universal Value – Standards for Natural World Heritage, A Compendium on Standards for Inscriptions of Natural Properties on the World Heritage List</i>(顕著な普遍的価値 – 世界自然遺産の基準、世界遺産リストへの自然遺産物件の登録基準の概要)(IUCN, 2008b)	ICOMOS が作成したこの報告書は、文化遺産物件に関する過去の世界遺産委員会登録決定を検討する。世界遺産リストと危険にさらされている世界遺産リスト(危機遺産リスト) 両方への推薦に関して、「顕著な普遍的価値」の議論をどのように解釈し適用するかについて明確な前例を出して指針マニュアルにまとめ関連資料と決定の概要を提供する。 http://data.iucn.org/dbtw-wpd/edocs/2008-036.pdf
文化遺産参考文献	
<i>世界遺産リスト:Filling the Gaps – An Action Plan for the Future</i> (ギャップを埋めるー将来の行動計画) (ICOMOS, 2005a)	世界遺産リスト及び暫定リストに登録された文化遺産物件の ICOMOS による分析は、代表性のあるバランスのとれた信頼性のある世界遺産リストのためのグローバルストラテジーの更なる発展に貢献する。分析は ICOMOS による進行中の作業で、リストのタイプ別、地域別、年代別、テーマ別の代表を検討する。世界遺産リスト登録物件数が少ないカテゴリーの特定が主な目的であった。
	推薦のための比較分析を行う際にこの研究を参考にするに役立つ。一般的に、物件数が少ないカテゴリーは、物件数が多いカテゴリーと比べて成功しやすい。 http://www.international.icomos.org/world_heritage/gaps.pdf (英語のホームページ) http://www.international.icomos.org/world_heritage_fre/whlgaps.htm (フランス語のホームページ)
<i>Compendium on Standards for the Inscription of Cultural Properties to the World Heritage List</i> (世界遺産リストへの文化遺産物件の登録基準に関する概要) (ICOMOS, 2008)	ICOMOS が作成したこの報告書は、文化遺産物件に関する過去の世界遺産委員会登録決定を検討する。世界遺産リストと危険にさらされている世界遺産リスト(危機遺産リスト)両方への推薦に関して、「顕著な普遍的価値」の議論をどのように解釈し適用するかについて明確な前例を出して指針マニュアルにまとめ関連資料と決定の概要を提供する。 http://whc.unesco.org/en/sessions/32COM/documents/ (WHC.08 /32.COM /9 を参照)
ICOMOS ドキュメンテーション・センターが作成したテーマ別・地域別文献一覧	これら文献一覧の多くが以下を含む文化遺産物件に関するものである。 世界遺産リストに登録された近代遺産(19 世紀及び 20 世紀) 岩絵遺跡世界遺産 文化的景観世界遺産 都市遺跡世界遺産 原人遺跡世界遺産 アフリカの世界遺産 アジア太平洋の世界遺産 中南米・カリブ海の世界遺産 アラブ諸国の世界遺産 世界遺産リストの産業・技術遺産 http://www.international.icomos.org/centre_documentation/bib/index.html
記念建造物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章 (ヴェニス憲章、1964 年) (ICOMOS 1965)	この憲章は、文化遺産物件保全のための主な指針文書の一つである。 http://www.international.icomos.org/charters.htm (英語のホームページ) http://www.international.icomos.org/chartes.htm (フランス語のホームページ)

1 世界遺産の背景

主なメッセージ

推薦団体の代表を
世界遺産委員会に
派遣する

世界遺産について学ぶ-世界遺産委員会の活動

世界遺産委員会の活動にある程度精通していると非常に役立つ。これは世界遺産条約及び作業指針を理解することで部分的に達成できる。上述の通り、最近の世界遺産委員会会合の決定及びサマリー・レコードを検討することも役に立つ。

さらに、推薦書を作成する推薦団体の代表が国の代表団に参加し世界遺産委員会に派遣されれば非常に有益である。委員会の議事録を見ることは、委員会の活動、特に推薦及び保全状況に関する審議を理解する上で重要な手がかりになる。

世界遺産条約の概要

世界遺産条約は国際連合加盟国間の国際条約である。顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を認定し、保護し、保全し、整備し、将来の世代に伝えることを目的とする。条約の作業指針に定める具体的な基準と条件を使用して、世界遺産リストに登録する物件を特定する。

可能性のある遺跡を認定する際の締約国の義務及び遺跡を保護し保存する役割を条約により定める。条約の批准により、各国は、自国の領域内に存在する世界遺産サイトを保全するだけでなく、自国の遺産を保護することを約束する。締約国は、文化遺産及び自然遺産の保護を地域計画プログラムに統合し、そのサイトに職員を配置し業務を行い、科学的技術的保全調査を実施し、この遺産がコミュニティの日常生活で機能する対策を講じることが奨励される。

世界遺産基金の利用・管理方法、国際資金援助の供与条件を説明する。

世界遺産物件の保全状況について世界遺産委員会に定期的に報告する締約国の義務を規定する。これらの報告書は、サイトの状況の評価、具体的なプログラムの必要性の決定、繰り返される問題の解決を可能にするため委員会の活動に極めて重要である。

さらに、世界遺産物件に対する国民の認識を高め、教育・情報プログラムを通じて保護を強化することを締約国に奨励する。

世界遺産条約は、文化遺産及び自然遺産が、一国だけでなく人類全体のかげがえのない貴重な財産であるという認識に根ざしている。こうしたかけがえのない物件が劣化や消滅によって失われることは、世界のすべての国民の遺産の貧困化をもたらす。遺産の各部分は、その並外れた特質ゆえに、顕著な普遍的価値(しばしばOUVと呼ばれる)を有しているとみなされ、ますます遺産を脅かす危険から特別に保護する価値がある。

世界遺産の適切な認定、保護、保全、整備を可能な限り確保するため、UNESCO 加盟国は 1972 年に「世界遺産条約」と呼ばれる「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」を採択した。条約により世界遺産委員会と世界遺産基金を設立し 1976 年から活動を行っている。世界遺産委員会が作成した世界遺産条約履行のための作業指針は、条約の履行に関する公式の指針であり、必要に応じて委員会が改訂する。世界遺産委員会は、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を認定し、保護し、保全し、整備し、将来の世代に伝えるという条約の使命を達成するために、条約の要件を満たす物件のリストである世界遺産リストを管理する。

世界遺産リストへの物件登録基準・条件は、物件を評価し、締約国が保護・管理する際の指針として策定された。世界遺産リストに登録する物件は、顕著な普遍的価値を有するものとして世界遺産委員会が承認する必要がある。推薦書は、物件が条約の要件を満たしているかどうか、特に顕著な普遍的価値を有しているかどうかを世界遺産委員会が評価する基準となる。作業指針は、物件が顕著な普遍的価値を有するかどうかを世界遺産委員会が決定するために適用する主なテストを規定する。

- 物件が世界遺産基準（作業指針 77 段落）を 1 つ以上満たせば、委員会は顕著な普遍的価値を有する物件とみなす。
- 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、物件は完全性及び又は真実性の条件も満たす必要があり、かつ確実に保全するための適切な保護管理体制がなければならない(78 段落)。

世界遺産リストに登録された物件が重大かつ明確な危険にさらされている場合、委員会は、その物件を危険にさらされている世界遺産リストへの登録を検討する。世界遺産リストへの登録を必要とした物件の顕著な普遍的価値が破壊された場合、委員会はその物件を世界遺産リストから削除することを検討する。現在の世界遺産リスト及び危機にさらされている世界遺産リストは UNESCO のホームページ (whc.unesco.org) で閲覧できる。

推薦物件を世界遺産リストに登録するかどうかを決定する責任を負う世界遺産委員会が世界遺産条約を運営する。

世界遺産委員会の活動は、事務局、UNESCO 世界遺産センター、及び ICCROM (文化財保存修復研究国際センター)、ICOMOS (国際記念物遺跡会合)、IUCN (国際自然保護連合) の 3 つの諮問機関によって支援される。

IUCN は自然的価値で推薦された物件を評価する諮問機関であり、ICOMOS は文化的価値で推薦された物件を評価する諮問機関である。

世界遺産及びその他の保全手段

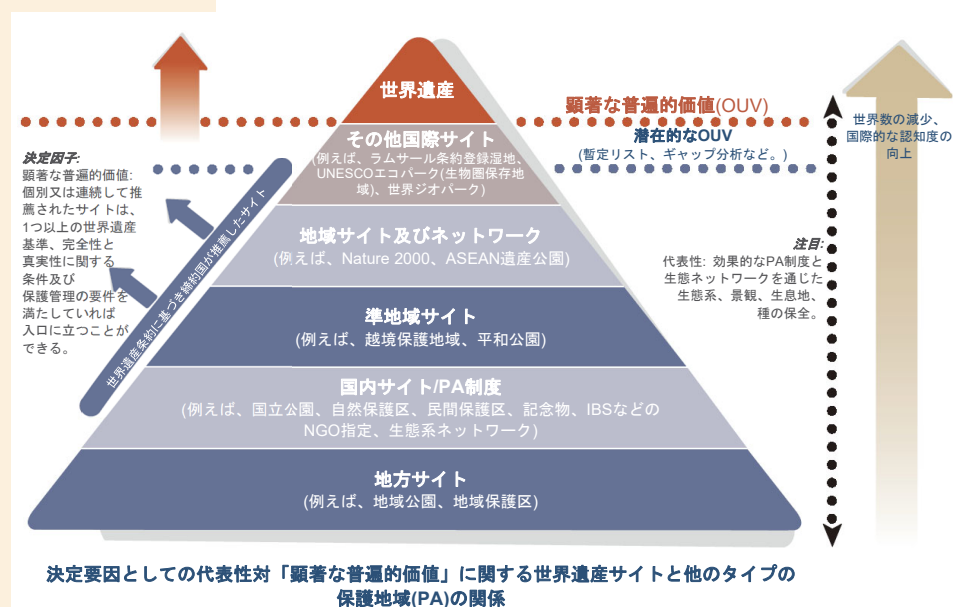
世界遺産条約の作業指針は、バランスのとれた代表性のある信頼できる世界遺産リストを求めるが、このリストが、地球の数多くの生態系及び生息地すべて又は世界全体の文化遺産の完全な代表性を確保することでは決していない。それは、国、地域、国際的な保護地域や遺跡保護の制度と手段の役割である。

この文脈において、他の種類の保護地域や遺跡との関連で世界遺産物件を検討することが重要である。この関係は、UNEP-WCMC と IUCN が自然遺産について作成した以下の図に表される。世界遺産物件と他の保護地域の種類や制度との関係を関連する世界の数字で表し、世界遺産リストに登録すべき保護地域を評価する主な尺度として顕著な普遍的価値を適用する。この図は、地球の地勢を完全に表示するために、生態系、景観、種を保全するすべての保護地域の重要性も強調している。

1 世界遺産の背景

図に示すように、多くの自然保護地域の保護を強化するために利用可能な一連の政府間（ラムサール条約登録湿地、UNESCO エコパーク（生物圏保存地域）、世界ジオパーク）及び地域指定があるが、世界遺産の地位は、作業指針に定める顕著な普遍的価値の基準を有する物件に限定すべきである。世界遺産の可能性を検討する初期段階で締約国にとって重要な課題は、代替案も検討することであり、理想的には、保護地域及び国家遺産を認識、保護、保全するために利用可能なあらゆる国際的、地域的、国家的手段を利用する、つながりのある協調的な方法を策定することである。

文化遺産物件の国際的・地域的保全手段の範囲はより限定されるかもしれないが、示されている原則はほぼ同じである。



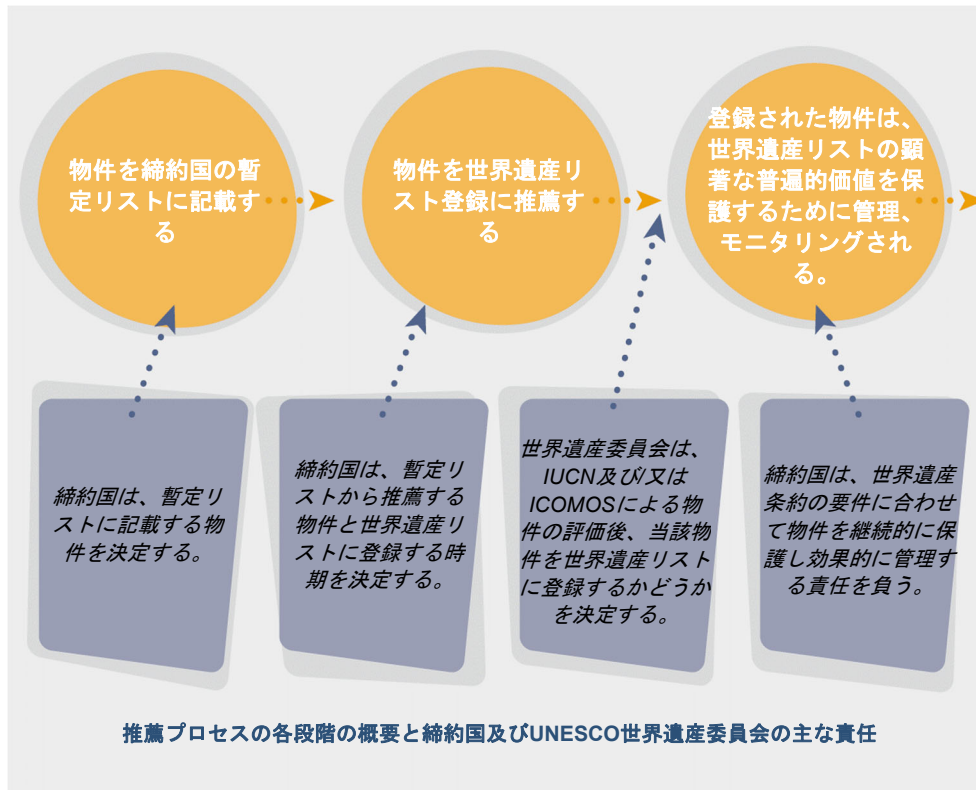
出典: Magin and Chape (2004)。

1.2 世界遺産推薦プロセスの概観

世界遺産リストへの物件の推薦・登録プロセスは、世界遺産条約の中核であり、条約締約国の重要な責任である。締約国の責任は次の3つの重要分野を対象とする。

- 暫定リストの作成;
- 推薦書の作成;
- 顕著な普遍的価値を保護、保全、管理するために登録された物件の効果的な管理。

締約国及び世界遺産委員会の各種責任と併せて登録プロセスを以下の図にまとめる。



世界遺産条約を締結した国のみが、世界遺産リストへの登録を検討してもらうために自国領土内の物件の推薦書を提出することができる。推薦プロセスの主要な要素は以下の通りである。

暫定リスト

国が最初にすべきことは、潜在的に顕著な普遍的価値を有する世界遺産登録に相応しい文化遺産及び/又は自然遺産と考えられる自国内にある重要な自然・文化遺産のサイトのインベントリーを作成することである（作業指針第II章C参照）。この「インベントリー」は暫定リストと呼ばれ、締約国が今後5年から10年以内に登録申請を決定する物件を記載する。暫定リストが可能な物件をすべて網羅しているとは限らない。これはいつでも更新することができ、締約国は少なくとも10年ごとに暫定リストを再検討し再提出することが奨励される。

暫定リスト提出書式は、国境をまたぐ連続する物件用の特別な書式を含め作業指針に規定される。

締約国は、推薦書提出の少なくとも1年前に、暫定リストを世界遺産センターに提出する必要がある。

1 世界遺産の背景

暫定リストが重要な理由

世界遺産委員会は、物件が締約国の暫定リストに既に含まれていない限り、世界遺産リストへの登録推薦を検討することができない。

- 世界遺産に登録される可能性のある物件について、連邦、国、地域、地方政府、物件所有者及び/又は管理者、地域コミュニティ、民間部門、(ICOMOS 及び IUCN の地域委員会/代表者などの) NGO を含む関係ステークホルダー間での事前協議、協力及び合意が可能になる。このプロセスは、こうしたステークホルダーを含む 1 つ以上の研究を含むことがあり有用である。
- これらは、潜在的に世界的重要性をもつ自然遺産及び文化遺産の物件を特定する予備的研究を締約国が実施する際に役立つ。
- これらは、締約国が、管理・保護対策の必要性を特定する際に役立ち、必要に応じて自然遺産及び文化遺産の専門家から助言を受けることができる。
- これらは、締約国、世界遺産委員会、世界遺産センター及び諮問機関が将来の登録推薦を示唆する有用な計画ツールである。
- これらは、推薦書作成プロセスの一環として比較分析を行う上で有用な情報源となる。

推薦書

締約国は、暫定リストを作成し、そこから物件を選択することにより、特定の物件に関する各推薦書を提示する時期を計画することができる。世界遺産センターは、必要な書類及び地図が含まれていることを確認し、可能な限り包括的にする必要がある推薦書の作成について締約国に助言を与え支援する。推薦書が完全であることを確認するために世界遺産センターに提出する。推薦書が完全であれば評価のために世界遺産センターが適切な諮問機関に送付する。

選択基準

世界遺産リストに登録されるためには、顕著な普遍的価値を有し、10 の基準のうち少なくとも 1 つ及び完全性と真実性の条件並びに保護管理の要件を満たさなければならない。世界遺産基準については、世界遺産条約の本文の他に、世界遺産に関する主な作業ツールである *世界遺産条約履行のための作業指針* で説明する。本マニュアルの 34 ページから 44 ページでも基準について詳しく検討する。

基準は委員会が定期的に改訂し世界遺産の概念自体の進化を反映する。

提出・評価する推薦件数の上限

締約国は、世界遺産委員会による決定が、提出できる推薦件数を制限し、委員会会合で検討できる推薦件数も制限する効果を持つことを認識する必要がある。

委員会の現在の最重要事項は、世界遺産リストに含まれる文化遺産及び自然遺産の数の適切なバランスを達成することである。

予定表

作業指針に、締約国と諮問機関を拘束する、推薦書の提出及び評価の詳細な予定表を記載する (168 段落)。主な期限は絶対的で交渉の余地がない。

諮問機関

推薦物件は、世界遺産条約が定める 2 つの諮問機関の 1 つ又は双方が独立して評価する。文化遺産物件は ICOMOS (国際記念物遺跡会合)、自然遺産は IUCN (国際自然保護連合) である。3 番目の諮問機関 ICCROM (文化財保存修復研究国際センター) は、文化遺産サイトの保全とモニタリング及び訓練と能力構築活動に関する専門家の助言を委員会に提供する政府間機関である。

世界遺産条約

物件の推薦評価後に政府間の世界遺産委員会が登録に関する最終決定を行う。年 1 回、委員会を開催し世界遺産リストに登録する物件を決定する。委員会は物件の登録又は登録決定に加えて、推薦を延期したり差し戻したりすることもでき、関係締約国に物件に関する追加情報を要請することもできる。

世界遺産センター

世界遺産センター (WHC) は世界遺産条約事務局であり、世界遺産のあらゆる問題に関する UNESCO の連絡先・コーディネーターである。WHC は推薦書の作成期間中ずっと様々な方法で締約国を支援し、とりわけ、推薦書の成功例、管理・法的規定の事例を提供し、適切な地図の特定を支援し、文化的景観、町、運河、遺産としての道など異なるタイプの物件の推薦、又は国境をまたぐ連続する物件の推薦に対してより具体的な指針を提供する。WHC は諮問機関やその他の機関と協力して、推薦書作成に関する問題について特定のワークショップを開催する。WHC は締約国が推薦書案を事務局に提出する際に意見や指導を行う。WHC は世界遺産リストとデータベースの更新を行う。正式な推薦書が提出されると、WHC は推薦書が完全であることを確認し、推薦書が完全であるとみなされた場合は適切な諮問機関に推薦書を送信し、推薦書が不完全であるとみなされた場合は締約国に推薦書を完全にする方法を指導する。

1.3 世界遺産概念の解説

この節では、定義、基準、各種タイプの物件など重要な世界遺産の概念をいくつか説明する。

定義-文化遺産と自然遺産、複合遺産の物件

文化遺産

世界遺産条約は文化遺産を以下のように定義する。

- **記念物**: 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件又は構造物、金石文、洞窟住居並びにこれら物件の組み合わせであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの;
- **建造物群**: 独立又は連続した建造物群で、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの;
- **遺跡**: 人工の所産又は人工と自然の結合の所産及び考古学的遺跡を含む区域で、歴史上、鑑賞上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの (第 1 条)。

1 世界遺産の背景

主なメッセージ

推薦する文化遺産の
カテゴリーを
明確にする。

上記の定義を複数満たす物件もある（例えば、記念物と建造物群の両方）。

この定義は 1972 年に策定され、それ以来文化遺産の概念が拡大している。それでもなお、この定義は非常に広く解釈され文化遺産の多様性を尊重する。

文化的景観、歴史的街並みと街区、運河に係る遺産、遺産としての道に関する定義を作業指針に追加する（附則 3）。文化的景観については次節でもさらに検討する。

以下のリストに記載された物件の例には文化遺産の範囲という感覚を与えるものもある（これらの定義を説明する文と図は UNESCO 世界遺産のホームページから引用している）。

ジャムのミナレットと考古遺跡群 (アフガニスタン)

建築物と考古学的遺跡。高さ 65m のジャムのミナレットは優雅にそびえる建造物で 12 世紀に遡る。上部は青タイルの銘が埋め込まれた精巧なレンガ細工に覆われ、その建築と装飾の素晴らしさは注目に値し、この地方の建築学上及び芸術上の伝統の頂点を示す。そのインパクトは、グール州の中心部にそびえ立つ山間の深い溪谷というドラマチックな設定によって高められている。



© UNESCO / Mario Santana

スクルの文化的景観 (ナイジェリア)

スクルの文化的景観 は、ヒディ（首長）の宮殿が、眼下の集落、段々畑とその聖なる象徴、かつて繁栄した鉄器時代の広大な遺跡を見下ろす丘陵にあり、一つの社会とその精神的・物質的文化の非常に無傷の物理的表現である。



© UNESCO

麗江旧市街 (中華人民共和国)

建造物群。麗江旧市街は、この重要な商業的・戦略的用地の起伏のある地形に完璧に適応し、質の高い本物の歴史的街並みを保っている。その建造物は、何世紀もの間にもたらされた複数の文化要素が融合したものであるとして注目に値する。麗江には非常に複雑で創意のある古代の上水道網が現存し今なお有効に機能している。



© Fiona Starr

エッセンのツォルフェライン炭坑業遺産群 (ドイツ)

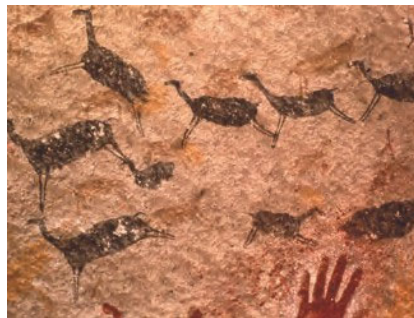
建造物群と産業考古学的遺跡。ノルトライン＝ウェストファーレン州にあるツォルフェライン炭坑業遺産群には、炭坑用地の完全な設備があり、顕著な建築的価値を有する 20 世紀の建造物もある。過去 150 年間にわたる基幹産業の発展と衰退の歩みを雄弁に物語っている。



© elke Oevermann

リオ・ピントウラスのクエバ・デ・ラス・マノス (アルゼンチン)

記念物/壮麗な絵画群と遺跡。リオ・ピントウラスのクエバ・デ・ラス・マノスは、13,000 年前から 9,500 年前に描かれた洞窟美術の素晴らしい集合体である。洞窟内に人の手形が残っていることから名前 (手の洞窟) がついたが、グアナコ (*Lama guanicoe*) などその地域や狩猟現場で現在でも一般的に見られる動物も多く描かれている。19 世紀にヨーロッパからの移住者によって発見されたパタゴニアの歴史的な狩猟採集コミュニティの祖先がこれらの岩絵を描いた人々だったのかもしれない。



© UNESCO

広島平和記念碑 (原爆ドーム) (日本)

広島平和記念碑 (原爆ドーム) は、1945 年 8 月 6 日に初めて原爆が投下された地域で唯一立ち続けている構造物であった。広島市をはじめ多くの人々の努力により、原爆投下直後と同じ状態で保存されている。それは人類がこれまでに生み出した最も破壊的な力の峻厳かつ強烈な象徴であるだけでなく、世界平和とすべての核兵器の究極的な廃絶への希望を表現している。



© UNESCO

1 世界遺産の背景

パドヴァの植物園 (オルト・ボタニコ) (イタリア)

遺跡/人工物 1545 年に世界初の植物園がパドヴァに造園された。円形を中心に世界を象徴し水の輪に囲まれた当初の設計が今も保存されている。後に追加された要素は、建築的なもの (装飾的な入口と手すり) と実用的なもの (ポンプ設備と温室) であった。科学研究の中心として本来の目的を果たし続けている。



© UNESCO

自然遺産

世界遺産条約は自然遺産を以下のように定義する。

- ・物理的な生成物、生物の生成物又はそれらの生成物群からなる地形で、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの;
- ・地質学的及び地文学的生成物並びに動物と植物の絶滅危惧種の生息地を構成する明確に境界を定めた地域で、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの;
- ・自然サイト又は明確に境界を定めた自然地域で、学術上、保存上又は鑑賞上顕著な普遍的価値を有するもの (第2条)。

以下のリストに記載された物件の例には自然遺産の範囲という感覚を与えるものもある。

サガルマータ国立公園 (ネパール)

サガルマータは、世界最高峰のエベレスト (8,848m) が見下ろす、劇的な山々、氷河、深い渓谷が広がる特別な地域である。公園内ではユキヒョウやレッサーパンダなどの希少動物が見られる。独特の文化を持つシェルパの存在がこの自然遺産への興味をさらにそそる。



© UNESCO/J.M. © UNESCO/J.M.

イルリサット・アイスフィヨルド (デンマーク)

北極圏の北 250km、グリーンランドの西海岸に位置するグリーンランドのイルリサット・アイスフィヨルドは、セルメク・クジャレク氷河の海の玄関口で、グリーンランドの氷冠が海に流れ込む数少ない氷河の一つである。セルメク・クジャレク氷河は世界最速の速さ (19m/日) で最も活動的な氷河の一つである。年間に分離する氷は



© M & G Thörn-Weise

35km³ 以上、つまりグリーンランド全土から分離する氷の 10% で南極以外の氷河としては最大規模である。250 年以上前から研究され、気候変動と氷冠氷河学の理解が進む助けになった。氷山に覆われたフィヨルドに急速に移動する氷の流れの壮大な音と巨大な氷床の組み合わせは、劇的で畏敬の念を起こさせる自然現象をもたらす。

ジョギンズ化石断崖 (カナダ)

カナダ東部のノバ・スコシア州沿岸に位置する 689 ヘクタールの古生物学的遺跡であるジョギンズ化石断崖は、石炭紀 (3 億 5400 万年前から 2 億 9000 万年前) の化石の宝庫であることから「石炭時代のガラパゴス」と呼ばれている。この遺跡の岩石は、地球の歴史のこの時期を象徴していると考えられ、当時の陸生生物の最も完全な既知の化石記録を含む、ペンシルベニア紀地層 (3 億 1800 年前から 3 億 300 万年前) の世界で最も厚く最も包括的な記録である。これには、原始的な動物の化石や足跡、彼らが生息し、そのまま手つかずで残されている熱帯雨林が含まれる。14.7km にわたって海食壁、低い絶壁、岩の台地、海岸が続き、遺跡群には、河口湾、氾濫原雨林、火災が起こりやすい森に覆われ淡水湖のある沖積平野の 3 つの生態系跡が認められる。3 つの生態系は 96 属 148 種の化石と 20 種類の足跡が見つかり既知の最も豊富な化石生物群である。この遺跡は、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例として登録される。



© N.S. © N.S. Dept. of Tourism, Culture and Heritage/ Walley Hayes
(観光文化遺産省/ウェイリー・ヘイズ)

マルペロの動植物保護区 (コロンビア)

コロンビアの海岸から 500km の沖合に位置するこのサイトはマルペロ島 (350ha) とその周辺の海洋環境 (857,150ha) で構成される。東太平洋の熱帯地域で最大の禁漁区であるこの広大な海洋公園は、国際的に絶滅の恐れのある海洋生物種の重要な生息地を提供し、主要な栄養源として数多くの海洋生物が集まり海洋生物多様性をもたらしている。特にサメ、タマカイ、カジキの「宝庫」であり、深海種のオオワニザメの目撃が確認された世界でも数少ない場所の一つである。世界有数のダイビング・スポットとして広く知られ、険しい断崖や洞窟の自然美が際立つこの深海が、大型の捕食魚や遠洋種 (例えば、200 匹以上のシュモクザメと 1,000 匹以上のクロトガリザメ、ジンベイザメやマグロの集団が記録されている) の重要な個体群を自然な行動パターンを維持する手つかずの環境で育む。



© UNESCO/Yves Lefèvre

1 世界遺産の背景

グレート・バリア・リーフ (オーストラリア)

グレート・バリア・リーフは、オーストラリア北東部の海岸沿いに広がる多様性と美しさに富んだ場所である。400 種類のサンゴ、1,500 種の魚類、4,000 種類の軟体動物などが生息する世界最大級のサンゴ礁である。また、ジュゴン（海牛）や大型のアオウミガメなど絶滅危惧種の生息地としても学術的な関心が高い。



© UNESCO/J. © UNESCO/J.

ヴィルンガ国立公園(コンゴ民主共和国)

ヴィルンガ国立公園（面積 790,000ha）は、標高 5,000m を超えるルウェンゾリ山地の湿地帯や草原から雪原、火山の斜面に広がる溶岩平原からサバンナなど多種多様な生息地で構成される。公園にはマウンテンゴリラが生息しており、川には約 2 万頭のカバ、冬にはシベリアから渡り鳥が見られる。



© UNESCO/J. © UNESCO/J.

複合物件

作業指針では、複合物件を、条約第 1 条及び第 2 条に規定する文化遺産及び自然遺産両方の定義の一部又は全部を満たすものと定義している（46 段落）。

登録された複合遺産の例を以下に示す。

ティカル国立公園 (グアテマラ)

豊かな植生に囲まれたジャングルの中心部に、紀元前 6 世紀から紀元後 10 世紀にかけて人々が居住したマヤ文明の主要な遺跡がある。儀式用の施設には、壮大な寺院や宮殿、スロープを登ると公共の広場がある。周囲には住居跡が散在している。



© B. Doucin/L. Lalaité

タッシリ・ナジェール (アルジェリア)

地質学的に非常に興味深い不思議な月面のような景観が広がるこの遺跡は世界で最も重要な先史時代の洞窟壁画群の一つである。15,000 以上の線刻画が、紀元前 6,000 年から紀元後数世紀までのサハラ砂漠の気候の変化、動物の移動と人間の生活の進化を記録している。浸食された砂岩は「岩の森」を形成し風光明媚な地形である。



© UNESCO/Bousquet

文化遺産の定義

記念物

条約における公式な定義は文化遺産に基づき上記の通りである。記念物として登録された物件を数例以下に挙げる。

自由の女神像 (アメリカ合衆国)

巨大な彫刻作品。フランス人彫刻家バルトルディがギュスターヴ・エッフェル（鋼鉄の骨組みを担当）との共同によりパリで制作した、このそびえ立つ自由の記念碑は、1886 年のアメリカ独立 100 周年を記念してフランスから贈られたものである。ニューヨーク港の入口に立ち、それ以来、米国への数百万人もの移民を歓迎してきた。



© UNESCO / Graciela Gonzalez Brigas

タージ・マハル (インド)

建築物。愛する妻タージ・マハルを追悼してムガル皇帝シャー・ジャハーンの名により 1631 年から 1648 年にかけてアグラに建てられた白い大理石の巨大な霊廟はイスラム芸術の宝石であり、普遍的に称賛される世界遺産の傑作の一つである。



© E. de Gracia Camara

1 世界遺産の背景

建造物群

条約における公式な定義は文化遺産に基づき上記の通りである。また、歴史的街並みと街区との関連で都市建造物群の定義も *作業指針* に示す (附則 3)。建造物として登録された物件を数例以下に挙げる。

アイット-ベン-ハドゥの集落 (モロッコ)

高い壁に囲まれた土造りの建造物群である集落は、サハラ以前の伝統的な居住地である。塔で補強した防御壁の内側には邸宅が密集する。ワルザザート州のアイット-ベン-ハドゥは、モロッコ南部の建築の顕著な例である。



© UNESCO / Mario Santana

マルタの巨石神殿群 (マルタ)

マルタ島とゴゾ島には 7 つの巨石神殿があり、それぞれが独自の発展を遂げた。ゴゾ島にある 2 つのグガンチャ神殿は、巨大な青銅器時代の建造が有名である。マルタ島のハジャーイム神殿、イムナイドラ神殿、タルシーン神殿は、限られた資源しか利用できなかったことを考えると優れた建築傑作である。タ・ハグラット神殿とスホルバ神殿は寺院建築の伝統がマルタ島で受け継がれてきたことを示す。



© UNESCO / Margarita Gonzalez

遺跡/サイト

条約における公式な定義は文化遺産に基づき上記の通りである。*作業指針* は、特定の物件タイプに関する指針も提供する (附則 3)。記念物として登録された物件を数例以下に挙げる。

パルミラの遺跡 (シリア・アラブ共和国)

考古学的遺跡。ダマスカス北東にあるシリア砂漠のオアシス、パルミラには、古代世界で最も重要な文化の中心地の一つであった大都市の巨大な遺跡群がある。1 世紀から 2 世紀にかけて、パルミラの芸術と建築はいくつかの文明の交差点に立ち、ギリシャ・ローマの技術を地域の伝統やペルシアの影響と融合させた。



© E. de Gracia Camara

タキシラ (パキスタン)

考古学的遺跡。サライカラの新石器時代の古墳からシルカップの城壁（紀元前 2 世紀）やシルスクの都市（紀元 1 世紀）まで、タキシラは、ペルシャ、ギリシャ、中央アジアの影響を交互に受けたインダス文明の都市の発展の様々な段階を示し、紀元前 5 世紀から紀元後 2 世紀まで仏教学問の重要な中心地であった。



© UNESCO / F. Bandarin

文化的景観

作業指針は、条約第 1 条に規定する「人工と自然の結合の所産」を代表する文化遺産物件として文化的景観を定義する（47 段落）。

文化的景観の世界遺産基準は一つもないため、文化的景観の顕著な普遍的価値の根拠に文化基準を使用できると考える。

文化的景観には 3 つのタイプがある。

- ・ 人間によって意図的に設計され創り出された景観;
- ・ 有機的に進化してきた景観;
- ・ 文化的複合景観（附則 3 作業指針参照）。

複数のタイプを示す物件があり重複している場合が多い。

これは、条約のダイナミックな側面であり、その概念は運用法などと同様にますます複雑になりつつある。

ICOMOS は、世界遺産文化的景観に関するテーマ別の参考文献一覧を作成しており、http://www.international.icomos.org/centre_documentation/bib/index.html で閲覧できる。

文化的景観の 3 つのタイプの例を以下に示す。

設計された景観チャンパサック県の 文化的景観にあるワット・プーと関連古代遺産群 (ラオス人民民主共和国)

ワット・プー寺院を始めとするチャンパサック県の文化的景観は、非常に保存状態の良い 1,000 年以上前の設計された景観である。ヒンドゥー教の視点から自然と人間の間を表現するために作られたもので、山頂から川岸への軸線に沿って、寺院、神殿、水道施設が 10km 以上にわたって幾何学的なパターンで配置される。メコン河畔にある 2 つの計画都市やプー・カオ山も遺跡の一部である。全体として主



© UNESCO / R. Engelhardt

1 世界遺産の背景

にクメール帝国に関連する 5 世紀から 15 世紀の発展を示すものである。

有機的に進化してきた風景: フィリピン・コルディリエーラの棚田群 (フィリピン)

2,000 年前からイフガオの棚田は山の輪郭をなぞるように並んでいる。世代から世代へと受け継がれてきた知識、神聖な伝統と繊細な社会的バランスの表現により、人類と環境との調和を表現する非常に美しい景観を創り出している。



© UNESCO / Feng Jing

文化的複合景観 ウルル・カタ・ジュタ国立公園 (オーストラリア)

かつてウルル (エアーズロック=オルガ山) 国立公園と呼ばれていたこの公園は、オーストラリア中央の広大な赤い砂地を支配する壮大な地形を特徴とする。巨大な一枚岩「ウルル」とウルルの西に位置する岩のドーム「カタ・ジュタ」は、世界最古の人間社会の一つの伝統的な信念体系の一部を形成する。ウルル・カタ・ジュタの伝統的な土地の所有者はアボリジニのアナング族の人々である。



© Emmanuel Pivard

自然遺産の定義

物質及び生物の生成物又はそれらの生成物群からなる自然の特徴

条約における公式な定義は自然遺産に基づき上記の通りである。登録された物件の例を以下に示す。

中国南部カルスト (中華人民共和国)

中国南部カルスト地域は、雲南省、貴州省、広西壮族自治区を中心とし、50 万 km² の面積が広がる。湿潤熱帯から亜熱帯のカルスト景観は世界で最も壮大な景観の一つである。石林石林は最高級の自然現象であり、塔状のカルスト景観だけでなく幅広い尖塔形状の世界基準と考えられ、多種多様な形状があり様々な色に変化する。リボ (荔波) の円錐カルストや塔状カルストもまた、こうしたタ



© UNESCO / Jim Thorsell

イプのカルストの世界基準サイトと考えられ、独特で美しい景観を形成する。武隆カルストは巨大な天坑、天然の橋、洞窟で登録された。

カムチャツカ火山群 (ロシア連邦)

ここは世界有数の火山地帯で、活火山の密度が高く、様々なタイプの火山があり、その特徴も多岐にわたる。連続指定を受けた 6 つの火山が、カムチャツカ半島の火山の特徴の大部分を占める。活火山と氷河のダイナミックな相互作用が美しい景観を生み出している。世界最大の既知のサケ科魚類を始めとし、ラッコ、ヒグマ、オオワシなど類まれな野生生物が生息する。



© UNESCO / Guy Debonnet

地質学的及び自然地理学的構造並びに動物と植物の絶滅危惧種の生息地を構成する明確に境界を定めた地域

条約における公式な定義は自然遺産に基づき上記の通りである。登録された物件の例を以下に示す。

オカピ野生生物保護区 (コンゴ民主共和国)

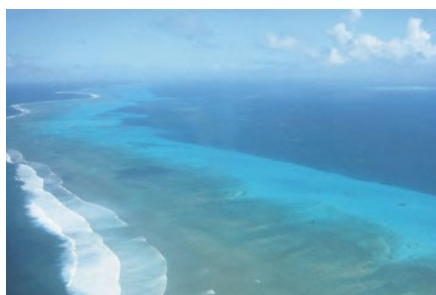
オカピ野生生物保護区は、コンゴ民主共和国北東部のイトウリの森の約 5 分の 1 を占める。保護区と森があるコンゴ川流域はアフリカ最大の排水系の一つである。保護区には、絶滅危惧種の霊長類や鳥類に加え、約 3 万頭の野生のオカピのうちほぼ 5 千頭が生息する。また、イトウリ川やエブル川の滝などドラマチックな光景も見られる。保護区には、伝統的な遊牧狩猟民であるムブティ族やエフェ族の (ピグミーと呼ばれる) 人々が住んでいる。



© Eric Loddé

ニューカレドニアのラグーン： リーフの多様性とその生態系 (フランス)

ここは、ニューカレドニアのフランス太平洋諸島のコーラルリーフとその生態系の豊かな多様性を代表する 6 つのラグーン (礁湖) と世界三大サンゴ礁の 1 つからなる。ラグーンは並外れた自然の美しさを湛える。サンゴと魚類の種の膨大な多様性及びマングローブから海草に至るまで世界で最も多様なサンゴ礁構造を持つ一連の生息地を特徴とする。ニューカレドニアのラグーンは、手つかずの生態系を残



© Emmanuel Legros

1 世界遺産の背景

し、大型捕食者が健やかに生息し、多種多様な大型魚類も数多く見られる。ウミガメ、クジラ、ジュゴンなど象徴種や絶滅危惧種の海洋生物の生息地を提供し、これらの種の個体数は世界で3番目に多い。

自然サイト又は明確に境界を定めた自然地域で、学術上、保存上又は鑑賞上顕著な普遍的価値を有するもの (第2条)。

条約における公式な定義は自然遺産に基づき上記の通りである。登録された物件の例を以下に示す。

グランドキャニオン国立公園 (アメリカ合衆国)

コロラド川がえぐり出した大峡谷 (深さ約 1,500 メートル) は、世界で最も壮大な峡谷である。峡谷はアリゾナ州に位置しグランドキャニオン国立公園を横断する。その水平地層が 20 億年の地質史を物語る。特に過酷な環境に人類が適応した先史時代の痕跡も見られる。



© David Geldhof

ハロン湾 (ベトナム)

トンキン湾にあるハロン湾には大小様々な 1,600 もの島が点在し、石灰岩の奇岩が壮大な海景を形成している。その急峻な地形のため、ほとんどが無人島で人の存在による影響を受けない。ハロン湾はその絶景だけでなく生物学的な関心も高い。



© B. Doucin/L. Lalaité

主要概念の用語集

顕著な普遍的価値 (OUV)

世界遺産条約は、人類全体の遺産として保護し将来世代に伝える価値のある、人類全体にとって重要な「顕著な普遍的価値を有する遺産」を認定するために制定された。作業指針は、「顕著な普遍的価値」を、国境を越え全人類の現在及び将来世代にとって共通に重要性を持つほど類まれな文化的及び/又は自然的意義があるものと定義する (49 段落)。

この定義は世界遺産リストへの物件登録基準を通して理解される。登録基準を以下に述べる。

顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、物件が完全性及び/又は真実性の条件も

満たす必要があり、かつ確実に保全するための適切な保護管理体制がなければならない(作業指針78段落、第II節Eの完全性及び真実性の節も参照)。

顕著な普遍的価値とは以下の通りである。

- 推薦の主な焦点;
- 評価対象;
- 世界遺産に登録する理由;
- 保護、保全、管理によって維持する必要があるもの。

2007年に、世界遺産委員会は、世界遺産リストに物件を登録する時点で「顕著な普遍的価値の宣言」を採択しており、この宣言が実施される前に登録された多くの物件について、この宣言を作成するプロセスを実施している。この宣言は現在、委員会の活動の中心となっており、各登録物件が顕著な普遍的価値を有するとみなされる理由、真実性、完全性、保護、管理の基準及び要件をどのように満たしているかが含まれる。

「顕著な普遍的価値の宣言」(SoOUV)は、物件が存在する限り有効である。

世界遺産委員会で採択されたSoOUVは、以下の基準点でもある。

- 締約国及び物件管理者によるモニタリング;
- 定期報告;
- リアクティブ・モニタリング及び保全状況報告;
- 危険にさらされている世界遺産リストへの登録;
- 世界遺産リストからの物件の削除の可能性。

顕著な普遍的価値を理解するにはテーマやテーマ別枠組みが重要である。*世界遺産グローバル戦略自然文化遺産専門家会合報告書*を参照(UNESCO世界遺産センター/オランダ政府、1998年)及び*世界遺産リスト:Filling the Gaps – An Action Plan for the Future*(ギャップを埋めるー将来の行動計画)(ICOMOS, 2005a)

上述の通り、「顕著な普遍的価値」は文化的及び/又は自然的意義のある特別なカテゴリーである。地域遺産や国家遺産など、他のレベルの遺産価値もある。本マニュアル全体を通して、*価値*又は*意義*という用語の使用は提供された文脈において理解すべきである。多くの場合「顕著な普遍的価値」ではあるが、国家遺産や地域遺産など他のレベルの遺産を指す場合もある。

■属性又は特徴

属性とは、顕著な普遍的価値に関連又は顕著な普遍的価値を表現する物件の側面である。属性は有形もあれば無形もある。*作業指針*は、顕著な普遍的価値を伝える様々なタイプの属性を以下の通り指摘する。

- 形状及び設計;
- 材料及び材質;
- 用途及び機能;
- 伝統、技術、管理体制;
- 場所及び周辺環境;
- 言語などの無形遺産;
- 精神及び意識(82段落)。

このリストは指針である。物件の特定された属性は、顕著な普遍的価値の宣言及び基準の正当な理由に由来することが不可欠である。

1 世界遺産の背景

属性は真実性及び完全性の理解に不可欠であり、保護、保全、管理の中心であるため特定しなければならない。

自然遺産物件については「特徴」という方が一般的であるが属性という言葉が使われることもある。自然遺産物件の属性には次のような例がある。

- 視覚的意義又は美的意義;
- 物理的特徴又は自然の生息地の範囲規模;
- 物理的又は生態学的プロセスが保たれていること;
- 自然性、自然体系が保たれていること;
- 希少種の個体群の生存可能性;
- 希少性。

バッファークゾーン

バッファークゾーンは、当該物件の顕著な普遍的価値の保護、保全、管理、完全性、真実性及び持続可能性に寄与する世界遺産物件の外側に隣接する明確に境界線を設定した区域である。

バッファークゾーンは登録物件の一部にはみなされないが、その境界及び関連する管理手法を、締約国が提案する際に評価、承認し、正式に記録する必要がある。

バッファークゾーンが定められている場合、バッファークゾーンは、世界遺産物件の保護、保全、管理に対する締約国のコミットメントの不可欠な構成要素と考える必要がある。バッファークゾーンの機能は、世界遺産物件の顕著な普遍的価値を維持する属性を保護するために必要な、様々な種類とレベルの保護、保全、管理を反映する必要がある。

82 ページから 85 ページにバッファークゾーンの例を示しバッファークゾーンを定義する要件を述べる。*World Heritage and Buffer Zones, International Expert Meeting on World Heritage and Buffer Zones, Davos, Switzerland, 11–14 March 2008*(世界遺産とバッファークゾーン、世界遺産とバッファークゾーンに関する国際専門家会議、スイス・ダボス、2008 年 3 月 11～14 日) (Martin and Piatti, 2009) はバッファークゾーンに関する有益な参考資料である。

比較分析

比較分析によって国内的・国際的文脈における推薦物件の重要性を説明する。世界遺産リストの登録に関わらず類似物件と当該物件を比較して比較分析を行う。他の物件との類似点及び推薦物件が卓越している理由を比較して説明する。

比較分析については 67 ページから 73 ページで詳しく述べる。

■ 物件 (PROPERTY)

物件とは、顕著な普遍的価値を有する土地又は海域である。

昔は「コアゾーン」という用語が物件を表すために使用されていた。ただし、現在は無効であり使用しない。すべて「物件 (property)」と呼ぶ必要がある。

■ 周辺環境 (SETTING)

物件の顕著な普遍的価値の一部として欠かせない周辺環境は登録物件の一部、又は場合によっては、展望などバッファークォンの一部とする必要がある。顕著な普遍的価値の評価には役立つかもしれないが顕著な普遍的価値に貢献しない周辺環境は、バッファークォンに含めるか他の方法で保護することが望ましい。

ICOMOS (イコモス) の *Xi'an Declaration on the Setting of Heritage Structures, Sites and Areas* (遺産構造物、遺跡、地域の周辺環境に関する西安宣言) (2005 b) によれば、

遺産構造物、遺跡、地域の周辺環境とは、その意義と独自性の一部又は意義と独自性に貢献する周辺の環境と定義される。

周辺環境は、物理的・視覚的な側面だけでなく自然環境との相互作用、過去又は現在の社会活動又は精神活動、慣習、伝統的な知識、その空間を創造・形成した無形文化遺産の利用又は活動及びその他の形態並びに現在のダイナミックな文化的、社会的、経済的背景も含む。

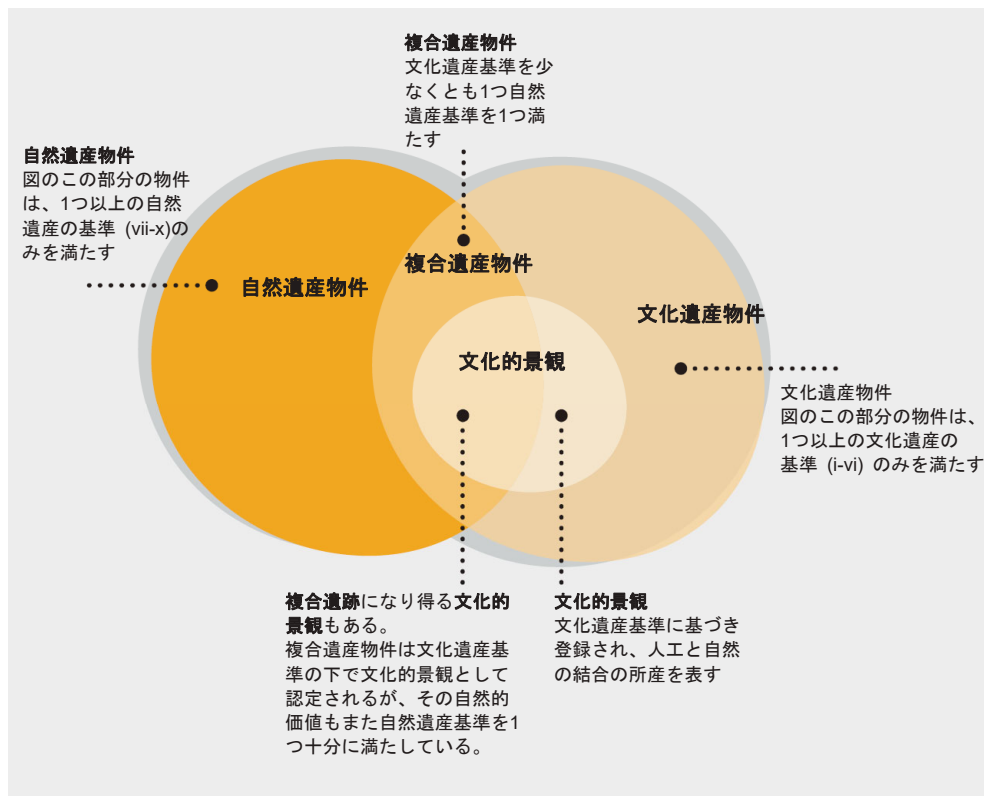
周辺環境に関する概念と要件については、85 ページから 86 ページでさらに検討する。

自然・文化・複合遺産の物件と特殊な文化的景観の関係

複合遺産物件と文化的景観を混同しないことが重要である。複合遺産物件は、基準 (i) から (vi) の少なくとも 1 つ及び基準 (vii) から (x) の少なくとも 1 つの両方を独立して満たす場合に両方の基準で登録される。文化的景観の顕著な普遍的価値は、独立して評価された文化又は自然の質ではなく、文化と自然の相互関係に由来する。文化的景観は文化遺産の基準に基づき認定される。こうした物件は自然的価値を有することが多いが、通常、自然遺産の基準で登録できるレベルではない。そうした物件は複合した文化的景観として登録される。この一連の関係を下図で理論的に説明する。

自然的価値と文化的価値が統合され相互依存する複合遺産物件もある。また、価値が相互依存せず、単に同じ地理的位置を共有する場合もある。

1 世界遺産の背景



世界遺産基準

主なメッセージ

顕著な普遍的価値を証明する関連基準のみを選択する。

認定された世界遺産登録の10の基準を作業指針に定める(77段落)。基準(i)から(vi)は文化遺産物件に関するためICOMOSが評価し、残りの基準(vii)から(x)は自然遺産に関するためIUCNが評価する。多くの物件が自然遺産又は文化遺産の基準の一部しか満たしていないが、複合遺産物件は文化遺産と自然遺産の基準の一部を満たす。複合遺産物件の推薦書はIUCNとICOMOSの両方が評価する。

基準を満たす物件例を以下に示す(物件例の文と図はUNESCO世界遺産のホームページから引用した)。

基準(i): 人類の創造的天才の傑作

言い換えれば、この基準は、ある文化の中で進化してきた一つの様式の顕著な例(おそらく頂点又は歴史的建造物の例)に関する基準で以下の要素を有する。

- 高度な知的又は象徴的才能;
- 高度な芸術的、専門的又は技術的技巧。

独自性だけでは登録の理由として不十分である。物件は、より広範な文化・歴史的な文脈及びこの文脈に関連して評価した価値で検討しなければならない。

世界遺産リストは物件のリストであって人のリストではない。例えば、基準(i)で求められるものは、人類の創造的天才の傑作である。世界遺産リストには天才ではなく彼ら

の傑作を掲載する。同様に、天才の作品を掲載するのではなく、顕著な普遍的価値を有する傑作や全体として顕著な普遍的価値を有する一連の傑作を掲載する。

すべての傑作の建造者や設計者が分かっているわけではない。例えば、先史時代の人々の創造性と技術的洗練の象徴となっている先史時代の建造物もある。他の例では、たとえ建造時に機能性以上のものを意図していなかったとしても、コミュニティの共同作業によって傑作の地位を獲得したとみなすことができる建造物がある。機能性と実用性を超え創造性を天才の域にまで具体化したと思われる産業構造物もある。

例

シドニー・オペラハウス
(オーストラリア)

1973年に竣工したシドニー・オペラハウスは、建築の形態と構造設計の両方で創造性と革新性の複数の要素が集まる20世紀の偉大な建築物である。シドニー湾に張り出した半島の先端で、素晴らしい水辺の景観に溶け込んだ偉大な都市彫刻ともいえる建物は建築界に永続的な影響を与えている。シドニー・オペラハウスは連結した貝殻状の屋根を特徴とし、2つのメインホールと1つのレストランの3つの構造物で構成される。この貝殻状の構造物は巨大な台座の上に築かれ、歩行者用通路を兼ねるテラスに囲まれている。1957年、シドニー・オペラハウス・プロジェクトの国際コンペでデンマーク人建築家ヨルン・ウッツォンが受賞し建築への斬新なアプローチを示した。



© Emmanuel Pivard

基準 (ii): 建築又は技術、記念芸術、都市計画又は景観設計の発展について、世界の文化圏又は長年にわたる人類の価値の重要な交流を示す

この基準のキーワードは「人類の価値の交流」である。ICOMOSの評価対象は、建築、技術、記念芸術、都市計画又は景観設計の観点から、物件の物的資産が考えの交流に関連していると言えるかどうかであり、これは様々な形で解釈される。

- 物件は、他の地域から持ち込まれ元の地域や受入地域などでその後の創造性を変えた考えや概念の具体化と言える;
- あるいは、物件自体が、他の地域に影響を与えた刺激的な考えによって、人類の価値の交流を促した可能性がある。
- 第三に、物件が何らかの形で象徴的といえるある種の文化の融合や地域への適応を示し、双方向の考えの流れがあったと考えられる。

すべての場合において、人類の考えや影響の交流が反応を促し、その時点及び/又はその後人間や社会に与えた影響という点で顕著であると言える。

多くの物件において、影響又は交流とは、すべてが物件の属性に具体化された、芸術、建築又は都市設計、技術の歴史において重要な考えの具体的な普及を指す。

人間の社会や文化における交流は当たり前で、この基準では、交流及び価値/影響が受け入れた文化へのインパクトにおいて実質的かつ重要であることが求められる。重要でない文化的側面の移転又はインパクトがほとんどない価値の移転では不十分である。

1 世界遺産の背景

さらに、交流した価値や影響が、物件の属性で具現化されることによって、推薦物件において何らかの形で現れなければならない。人類の価値や影響の交流が見られない物件は登録の対象にならない。

ある種の物件の保存状態の良さを正当化するためにこの基準を用いることは、一般的に適切ではなく、他の基準に基づいて根拠を示すことが最善である。

例

サマルカンド-文化交差点 (ウズベキスタン)

古都サマルカンドは世界の交差点、諸文化が融合する地である。サマルカンドは紀元前7世紀に古代アフラシャブとして基礎を築き、14世紀から15世紀のチムール時代に最も重要な発展を遂げた。ビビ・ハヌム・モスクやレギスタン広場などサマルカンドの建造物は、地中海からインド亜大陸に至る地域全体のイスラム建築の発展に重要な役割を果たした。基準 (i) 及び (iv) にも基づいて登録。



© M & G Thérin-Weise

基準 (iii): 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の唯一無二又は少なくとも例外的な証拠を有する。

基準 (ii) とは対照的に、この基準はプロセス、通常、長期にわたり、地理文化的地域における生活様式又は文明を定義してきた文化的伝統を検討する。文化的伝統が生き生きと息づいている場合もあれば衰退している場合もある。衰退している場合は記念物がその証拠になる。文化的伝統とは、建築方法、空間計画、都市パターンなどである。あるいは、伝統は無形であるが、例えば文化的伝統の考えや側面を反映することができる岩絵など正確で有形の結果がある場合もある。

キーワードは「例外的な証拠」である。「例外的な証拠」とは文化的伝統又は文明の証拠であり、推薦物件に明確に見えなければならない。

文化的伝統又は文明は、顕著な普遍的価値の文脈において理解されなければならない。「人類のあらゆる文化に共通又は文化が対応する普遍的性質の問題」を表現していなければならない (世界遺産専門家会合、アムステルダム、1998 年)。すなわち、文化的伝統や文明は、特定の文化にとってのみ重要な問題に関連しているわけではない。

文明とは通常、長期間存続し、まとまった特徴又は統一性を持ち、それなりの人数の集団がいることが期待される。比較的短命な社会、まとまった特徴や統一性のない集団、又は非常に小人数の集団は、必ずしも文明とみなされるとは限らない。

例

マカオ歴史地区
(中国)

マカオは最初で最も長期にわたる西洋と中国との邂逅の唯一無二の証である。16 世紀から 20 世紀にかけて貿易と布教の拠点であり様々な学問分野の中心であった。この邂逅の影響は、マカオの歴史の中核を特徴づける異文化の融合の中にたどることができる。



© Serge Dos Santos

基準 (ii)、(iv)、(vi) にも基づいて登録。

基準 (iv): 人類の歴史における重要な段階を例示する建物、建築、技術の集合体、又は景観の顕著な例である

この基準は、歴史上の 1 つ以上の重要な段階を例示する定義された類型の文脈において推薦された物件の類型の顕著な性質に関係する。

この基準の骨子は、物件が、決定的な瞬間、人類の歴史における重要な段階と関係があることを何らかの方法で立証しなければならないことである。その瞬間によって引き起こされた物件もあれば、その影響を反映している物件もある。この歴史的瞬間が、その影響と同様に顕著な重要性を持つとみなされる必要がある。この段階は、広範囲にわたる影響を及ぼした政治史や経済史、あるいは同程度に芸術史や科学史と関係している可能性がある。

物件は、顕著な形で人類の歴史における重要な段階を例示しなければならない。そのような段階は、地域・世界の文脈で評価する必要があり、その段階がその文脈で重要でなければならない。実質的な地域的、世界的影響がない限り、1 つの国だけの歴史の重要な段階では不十分である。段階の時間的側面もある。段階は、文化史及びその歴史の連続性と変化のパターンによって定義する必要がある。人為的に定めた期間 (例えば 18 世紀)、それ自体では満足のいく定義ではない。意味のある期間とは、文化的文脈において重要かつ広く認められた一定の期間でなければならない。

したがって、この基準は、重要な「見本」又は定義されたタイプの物件の強力な代表例に関して使用するべきである。

この基準は、たとえそれが顕著な例であっても、世界中のあらゆるタイプの建物、集合体又は景観の登録を奨励又は許可するものではない。

ICOMOS は、鉄道、運河、岩絵、橋などの物件タイプに関する数多くの研究を行っており、いくつかのタイプの推薦物件は客観的評価が可能である。
(<http://www.icomos.org/studies/>を参照)。また、ICOMOS のドキュメンテーション・センターがまとめたテーマ別・地域別の参考文献一覧もオンラインで入手できる
(http://www.international.icomos.org/centre_documentation/bib/index.html)。

1 世界遺産の背景

例

リドー運河 (カナダ)

リドー運河は、人類の歴史における重要な段階、つまりアメリカ大陸の北を支配する戦いの重要な段階に関連する軍事目的のために使用された保存状態の良い良く知られている重要な例である。

登録物件には、元の運河のすべての主要な要素とともに、後に手を加えた水路、ダム、橋、要塞、閘門、関連する考古学的資源が含まれる。運河の当初の計画と水路の形態がそのまま残っている。リドー運河は、その建設以来途切れることなく輸送水路として本来のダイナミックな機能を果たしてきた。閘門と仕切弁のほとんどは今でも手動ウインチで操作する。



© UNESCO/Khaled Hamada

基準 (i) にも基づいて登録。

基準 (v): 文化 (1 つ又は複数の文化) を代表する伝統的居住地、土地利用、海洋利用、又は、不可逆的な変化の影響下で脆弱になった場合に特に環境と人間の相互作用の顕著な例である

伝統的居住は都市もあれば農村もある。同様に、土地利用は農村の職業にのみ適用されるわけではない。この基準の重要な側面は、物件が特定の文化を代表し、その代表性が何らかの方法で顕著でなければならないことである。この基準は、不可逆的な変化に対して脆弱な物件はそれゆえに顕著な価値を有するという点において不可逆的な変化の影響を重視することが前提となる場合もある。これはその場合ではない。しかし、この脆弱性は、以前は豊富だったものが乏しくなったことを意味する可能性があり、その残骸が現在は希少であり、ある種の居住地又は土地利用の唯一の遺構例である可能性がある。

キーワードは「土地利用」である。伝統的とみなされるためには、居住又は利用に関する相当の期間がなければならない。

居住又は利用はさらに、環境と人間の相互作用又は文化の顕著な代表でなければならない。つまり、居住又は利用が文化の寿命において重要でなければならない、又は人間の相互作用が普遍的な重要性を持たなければならない。

ICOMOS は、いくつかのタイプの居住地や景観を評価するための客観的な支援を提供するために、ブドウ園の景観など世界のテーマ別研究や地域のテーマ別研究を数多く行っている (<http://www.icomos.org/studies/>) を参照)。

例

リュウゼツラン景観と古代テキーラ産業施設群 (メキシコ)

テキーラ火山のふもとからリオ・グランデ川の渓谷の間にある 34,658 ヘクタールの遺跡は、アオノリュウゼツランの広大な景観の一部であり、この植物を栽培して使用して 16 世紀から蒸留酒テキーラを製造、2,000 年以上前から発酵飲料や織物を生産している。景観には 19 世紀から 20 世紀にテキーラの国際的な消費量が増えたことを反映する蒸留所の数々が見られる。今日、リュウゼツランの栽培は国のアイデンティティの一

部になっている。この地域には、アオノリュウゼツランの畑やテキーラ、アレナル、アマティタンなどの都市居住地、リュウゼツランのパイナップルと呼ばれる茎を発酵・蒸留する大規模な蒸留所がある。この物件は、段々畑、住宅、神殿、祭壇、球戯場が作られ、西暦 200 年から 900 年にかけてテキーラ地域を形作ったテウティトラン文明の証拠でもある。



© Nomination File/ Carlo Tomas

畑、蒸留所、アシエンダ（大農園）、町々の全体的な景観は、テキーラで発展した特定の文化を代表する伝統的居住地と土地利用の顕著な例である。

基準 (ii)、(iv)、(vi) にも基づいて登録。

基準 (vi): 顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術作品、文学作品と直接又は有形の関係がある（この基準を他の基準と併せて用いることが望ましいと委員会は考える）、

その他の基準の大半は、歴史的出来事、政治指導者、戦争及び紛争、都市計画や構造革新の思想など何らかの無形の間接的な関係を含むが、この関係の有形の影響に関係する。一方、この基準は、物件に有形の影響を及ぼさないが、それにもかかわらず、明確かつ直接的に証明することができる関係に関するものである。例えば、山や景観は神聖であったり靈感を与えたりする。物件が画家、芸術家音楽家に靈感を与えた場合もあれば、物件自体が顕著な重要性を有する何らかの出来事に関連している場合もある。

この基準を正当化するには、まず、その出来事、伝統、思想、信仰、芸術作品、文学作品が顕著な普遍的意義を持たなければならない。そして、これらの出来事、伝統、思想、信仰、芸術作品、文学作品が、物件内で直接又は明白に証明する方法を提示する必要がある。

世界遺産条約が物件に関するものであることを踏まえ、この基準は、物件の物理的側面が顕著な普遍的価値を有する場合にのみ使用することができ、好ましくは他の基準を少なくとも 1 つ満たし、かつ、顕著な普遍的価値を伝える合意された属性保護することができる。

世界遺産リストは、出来事、伝統、思想、信仰、芸術作品、文学作品自体で登録するのではなく、これらに直接かつ有形の関係を持つ物件を登録することができる。例えば、ある宗教や運動が顕著な普遍的意義を持ち、ある物件に直接又は明白に反映されている場合、これは登録に適しているといえる。ただし、世界の主要な宗教のすべての寺院、神社、教会をリストに登録することはできない。物件は、直接又は有形の関係を持つ顕著な例でなければならない。

さらに、特定の宗教の発祥地や本拠地との関係は、特定の文脈でその教えを布教するために用いられた場所よりも重視されている。

少数の例外も存在するが、作業指針は、この基準を単独で用いるのではなく、他の基準と組み合わせて用いる必要があると明確に示していることに留意されたい。

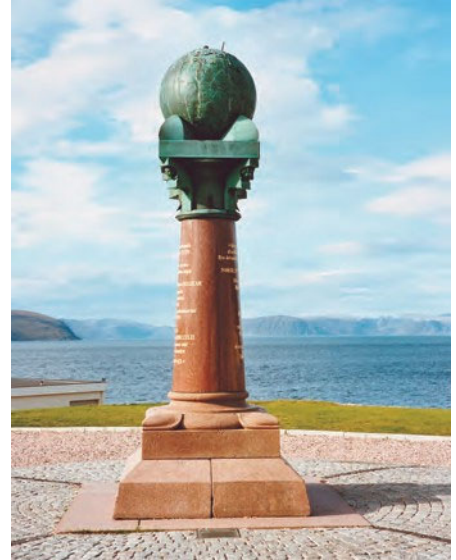
1 世界遺産の背景

例

シュトゥルーヴェの三角点アーチ観測地点群
(ベラルーシ、エストニア、フィンランド、ラトビア、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、ロシア連邦、スウェーデン、ウクライナ)

シュトゥルーヴェの弧の測量とその結果は、地球の形状と大きさに関する科学研究と直接関係する。地球は完全な球体ではないとするアイザック・ニュートンの理論につながる。

基準 (ii) 及び (iii) にも基づいて登録。



© UNESCO / Vesna Vujic-Lugassy

基準 (vii): 最上級の自然現象又は類まれな自然美と美的重要性を有する地域を包含する

この基準は2つの異なる考えを具現化している。最初の「最上級の自然現象」は客観的に測定評価できることが多い(例えば、最深の峡谷、最高峰の山、最大の洞窟、最高所の滝など)。

2つ目の概念である「類まれな自然美と美的重要性」は評価が難しい。この基準は、類まれな自然美と美的重要性を有するとみなされる自然遺産物件に適用される。自然地域の美と鑑賞の概念には様々な知的アプローチがある。1つのアプローチを推奨するのではなく、広く認められたアプローチを1つ以上採用することが不可欠である。有力な支持根拠もなくこれらの性質を主張するだけでは不十分である。この基準の適用は、文化遺産の基準を用いて現在表れている文化遺産物件及び文化的景観の審美性の認識と混同すべきでない。

さらに、この基準の性質は、登録を提案する物件のタイプが、比較可能な遺跡が地域ベースではなく世界的に分布しているはずなので、この基準で適用される標準は世界標準を満たすことが期待される。このことにより、この基準の美的要素の適用が文化的景観の検討に関する要素と大きく異なっている。この側面に関する評価は、この基準に基づいて世界遺産委員会が以前に登録した物件との比較に基づくものであり、可能な限り、風景価値の測定可能な指標の比較も含む。この基準に基づいて既に登録された物件との比較及びその使用における世界遺産委員会とIUCNの過去の慣例も、その妥当性を検討する上でさらに重要な要素である。

IUCNは、2012年に世界遺産委員会に提出する際のこの基準の適用に関するテーマ別の助言をさらに作成する予定である。IUCNは、基準(vii)の適用も、通常、他の自然遺産の基準を少なくとももう1つ併せて検討してきたことも指摘している。

例

オオカバマダラ生物圏保存地域
(メキシコ)

56,259ha の生物圏保存地域がメキシコ市から約 100km にある森林に覆われ起伏に富んだ山の中にある。毎年秋には、北アメリカの広大な地域から数百万頭、もしかすると数十億頭のチョウがこの場所に戻り、狭い森林保護区内に密集する。チョウは木々をオレンジ色に染め、その密集した重さで枝を文字通りしならせる。春になると、チョウは 8 カ月かけて再びカナダ東部に戻っていく。移動の間にチョウは 4 世代もの世代交代をする。どのように越冬地に戻るのかは謎のままである。



© Nomination File/ Carlos Gottfried

基準 (viii): 生命の記録、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例である

この基準の評価枠組みはグローバルで、地形学的特徴の世界的な分布及び地球 46 億年の歴史を代表し地球上の生物の進化と地球の地理的变化に対処するために必要な世界的な視点の両方を反映する。発見によって地球の歴史や地質学的プロセスの理解を覆した物件は、非常に狭い範囲の高度に特殊化した特徴よりは検討される。地質学的遺産物件の特殊性を考慮して、IUCN は地質学の専門家から助言を受ける。この基準は、地質学及び地形学に関する異なるが密接な関係がある 4 つの自然の要素を含む。

- **地球の歴史:** この地質学的特徴は、地殻変動の記録、山地の生成と発達、プレート運動、大陸移動と地溝帯の発達、隕石の衝突、地質学的過去における気候変動など地球の過去の発達における重要な出来事を記録する現象などである。このカテゴリーで世界遺産リストへの登録を検討できる物件は、岩石シーケンスや岩石連合によって明らかになった地球のプロセス及び形態の全体的な理解につながる主要な発見を主に含む。
- **生命の記録:** これには古生物学的 (化石) 遺跡が含まれる。この推薦を評価するために、IUCN はチェックリストを作成した。(42 ページのチェックリストを参照)。
- **地形の発達における重要な進行中の地質学的プロセス:** 地形学的遺産物件は、現在の地質学的プロセス及び地形や景観との関係(又は自然地理学)を記録する。この基準 (viii) の特徴は、氷河、山、砂漠、活火山、河川とデルタ、島と海岸に関連するものなど活発な地形学的プロセスを表す。
- **重要な地形学的又は自然地理学的特徴:** これには、活動的なプロセスの産物である地形が含まれ、上記のプロセスの検討と密接に関連している。このグループには、残留氷河地形、死火山系、カルスト地形など、初期又は長期間の活動によって生じる特徴も含まれる。これらの特徴は、壮大な地形の美的性質を考慮して、基準 (vii) の適用との関連で検討することもできる。

IUCN 化石遺跡評価チェックリスト

1. 遺跡は長期にわたる地質年代を網羅する化石を産出しているか？
つまり、地質年代の幅の広さはどの程度か？
2. 限られた数の種や完全な形の生物群の標本を産出しているか？つまり、種の多様性の豊かさはどの程度か？
3. 特定の地質年代を示す化石標本が産出する場所が唯一無二であるか。つまり、研究のための「タイプ産地」になるか、代わりになる類似地域はないか？
4. その時点/場所の総合的な「ストーリー」の理解に役立つ同等の遺跡があるか？つまり、単一の遺跡推薦で十分か、又は連続性のある遺産の推薦を検討すべきか？
5. 地球上の生命の理解に多大な貢献をした、科学が大きく進展した（又は進展している）唯一中心的な場所か？
6. 遺跡での継続的な発見の見通しは？
7. 遺跡への国際的な関心度はどの程度か？
8. 遺跡に関係する自然の価値の他の特徴(例えば風景、地形、植生)があるか。つまり、化石資源に関する現代の地質学的又は生物学的プロセスが隣接地域に存在するか？
9. 遺跡から出土した標本の保存状態はどうか？
10. 産出された化石によって、同時代の分類群及び又はコミュニティの保存状態が分かるか。つまり、時間の経過によって段階的に変化した現代の生物相への影響を立証する上でどの程度重要か？

出典: Wells (1996)。

IUCN は、地質学的世界遺産に関するグローバルなテーマ別研究を行っている (Dingwall et al., 2005)。研究は、この基準に関するさらなる指針を提供し、地質学的遺産物件の 13 種類のテーマ群に関する世界遺産リストの範囲をさらに検討することができる。

例

ワディ・エル・ヒータン（クジラの谷）（エジプト）

エジプトの西部砂漠にあるワディ・エル・ヒータン（クジラの谷）には、今は絶滅した最古のムカシクジラ亜目の貴重な化石がある。この化石は、進化の主要なストーリーの 1 つを代表する。すなわち、陸上から海に生活の場を移した哺乳動物としてのクジラの出現である。進化のこの段階を示す世界で最も重要な遺跡である。進化した時期のクジラの姿と生活を生き生きと描いている。化石の多さや密集度及び質は他に類を見ないものであり、保護された魅力的な景観におけるアクセスの良さと周辺環境もそうである。エル・ヒータンの化石は、後肢が消えようとする最終段階の最も若いムカシクジラ亜目であ



© UNESCO / Véronique Dauge

る。遺跡にある他の化石資料によって、当時の周囲環境や生態学的状態の再現が可能である。

基準 (iv): 陸上、淡水域、沿岸、海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的及び生物学的プロセスを代表する顕著な例である

この基準の評価は、地球の生態系及びその動態に関する生態学的、生物学的プロセスの科学的知識と理解に依存する。この基準を客観的に評価するために、IUCN とパートナーは、森林、湿地帯、海洋・沿岸域、山岳、小島嶼の生態系及び北方林などに関するグローバルなテーマ別研究を数多く行っている。これらをこの基準の評価の指針とした。これらの研究は、http://www.iucn.org/about/work/programmes/wcpa_worldheritage/ で閲覧できる。

例

アツィナナナの雨林群
(マダガスカル)

アツィナナナの雨林群は、島の東部に沿って分布する 6 つの国立公園からなる。この手つかずの森林は、ユニークな生物多様性の存続に必要な進行中の生態学的プロセスを維持する上で非常に重要であり、マダガスカル島の地質史を反映する。6,000 万年以上前に他の陸塊から分離し孤島になったマダガスカル島の動植物は孤立して進化した。アツィナナナ雨林群は、生態学的、生物学的プロセス、生物多様性、そこで育まれる絶滅危惧種にとっての重要性で登録された。霊長類やキツネザルを始めとする希少種や絶滅危惧種など多くの種が生息する。



© The Wildlife Conservation Society(野生生物保護学会) / Russell Thorlton

基準 (x) にも基づいて登録。

基準 (x): 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅危惧種を含む生物多様性の生息域内の保全にとって最も重要かつ有意義な自然の生息地を包含する

IUCN レッドリスト、植物多様性センター、世界の固有鳥類生息地域、コンサベーション・インターナショナルの生物多様性ホットスポット、WWF の地球上の生命を救うためのエコリージョン・グローバル 200 など、この基準の評価に役立つ様々なツールがある。これに関して通常参考にする参考文献を本マニュアルの参考文献一覧に掲載する。

国際的な分類システムの適用に関する追加情報を、世界遺産条約特別専門家会合のバックグラウンドペーパーに記載する。The Concept of Outstanding Universal Value (顕著な普遍的価値の概念) (Cameron, 2005)。

1 世界遺産の背景

例

ソコトラ諸島 (イエメン)

アデン湾近くのインド洋北西部にあるソコトラ諸島は、長さ 250km、四つの島と二つの岩島からなり、アフリカの角が延長したかのように見える。このサイトは、独特な動植物の宝庫である生物多様性により普遍的な重要性を持つ。ソコトラ諸島の 825 種の植物の 37%、爬虫類の 90%、陸生巻貝類の 95%は、この地域の固有種である。同サイトはまた、海鳥を含む 192 種の鳥類（そのうち 44 種はソコトラ諸島で繁殖し 85 種が渡り鳥）の世界的に大きな個体数が生息し、数多くの絶滅危惧種が存在する。ソコトラ諸島は海洋生物も非常に多彩で、253 種の造礁サンゴ、730 種の沿岸魚のほか、300 種に及ぶカニ、ロブスター、エビなどが生息する。



© Nomination File/ Mario Caruso

連続性のある国境を越える物件

世界遺産リストに登録されている物件は、通常、単一の締約国の領土内に位置する単一の土地である。ラオス人民民主共和国のチャンパサック県の文化景観内にあるワット・プーと関連古代遺産群などの景観の場合のように大きな物件 (39,000ha) もある。一方、日本の広島平和記念資料館 (原爆ドーム) のようにかなり小さな物件 (0.4ha) もある。自然遺産、文化遺産、混合遺産の物件もある。

さらに、多くの特殊なタイプの物件がある。

- 国境を越える物件;
- 連続性のある物件;
- 連続性のある国境を越える物件 (作業指針 134-39 段落)。

この特殊なタイプの物件について以下に述べる。いずれの場合も、推薦物件の内容を選択する根拠をはっきりと理解し説明しなければならない (76-79 ページ参照)。Nominations and Management of Serial Natural World Heritage Properties – Present Situation, Challenges and Opportunities (連続性のある世界自然遺産物件の推薦と管理—現状、課題、機会) (Engels et al., 2009) は、連続性のある物件に関する有用な参考文献である。

国境を越える物件

この物件は、隣接する複数の締約国の領域にまたがって分布する連続した陸地又は海域である。

国境を越える物件の利点は、現在の政治的境界に関係なく、顕著な普遍的価値を伝える分野と属性のすべてを単一の物件に組み込むことである。このような物件は、複数の国の共有世界遺産に対する国際平和協力をもたらし促す可能性がある。

推薦書の作成、継続的な保護及び管理には、制度的取り決めに関する各国間の調整と協力が必要であるため、さらなる努力を必要とする場合もある。各国で利用可能な保護管理の仕組みに違いがあるだけでなく、サイトや遺跡の管理、整備、保全のためのリソースの利用可能性にも違いがある。こうした問題に対処するため、作業指針では、合同管理委員会又は類似の機関が物件の管理について助言することを推奨している。

主なメッセージ

推薦物件のタイプを
明確にする。

加えて、国境の両側の構成要素の保全状況が異なる場合があり、物件全体の今後の管理が課題となる。

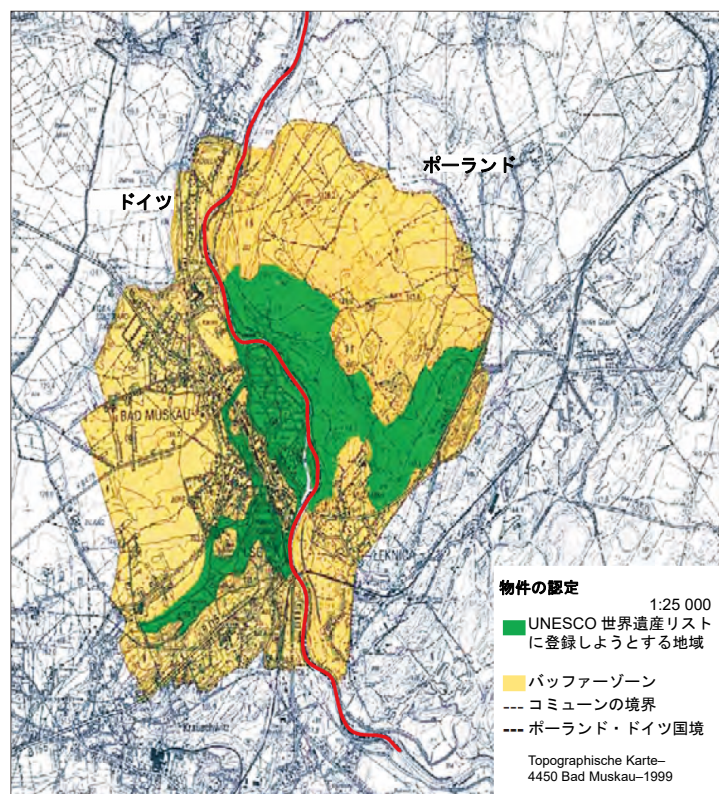
例

ムスカウアー公園／ムジャコフスキ公園（ドイツ及びポーランド）

ポーランドとドイツの国境を流れるナイセ川の両岸に、559.9ha にわたって広がる造園公園で、ヘルマン・フォン・ピュックラー＝ムスカウ王子によって1815年から1844年に造られた。周辺の農地景観と見事に一体化したこの公園は、景観設計の新たな手法の草分けで、欧米の景観建築の発展に影響を与えた。「草木で描くように」設計されたこの公園は、古典的な景観や楽園、あるいは失われた理想郷を再現するのではなく、地元の植物を使って既存の景観に内在する質を向上させた。この調和のとれた景観はムスカウの町まで続き、緑の道が都会の公園を形作り地域発展の枠組みを構築する。その結果、町が、理想郷の景観における設計の構成要素となった。サイトには再建した城や橋、樹木園もある。



© Jarosław Wnorowski



出典: 推薦書

1 世界遺産の背景

モシ・オ・トゥニャ／ヴィクトリアの滝 (ザンビア及びジンバブエ)

世界で最も壮観な滝の一つである。ザンベジ川はここで 2km 以上の川幅になり、玄武岩の溪谷に轟音を響かせて流れ落ち、虹色に光る水煙が上がり 20km 以上離れたところからも見える。



© UNESCO / Nana Thiam

連続性のある物件

連続性のある物件は、単一の境界内に収まらない一連の個々又は個別の構成要素/地域である。構成要素は地理的に極めて近い場合もあれば遠隔地の場合もあるが、すべての構成要素が単一の国にある。連続性のある国境を越える物件について以下に述べる。

連続性のある物件は、明確に定義されたつながりによって関係づけられる 2 つ以上の構成部分を含む。

- a) 構成部分は、必要に応じて、景観、生態系、進化、生息地の接続性を提供する、長期にわたる文化的、社会的又は機能的なつながりを反映する必要がある。
- b) 各構成部分は、容易に定義され識別可能な形で、かつ実質的、科学的に物件全体の顕著な普遍的価値に貢献する必要がある、その中には無形の属性を持つものもある。結果としての顕著な普遍的価値は、理解しやすく伝わりやすくなければならない。
- c) 一貫性があるように、構成部分の過度な断片化を避けるため、構成部分の選択など物件の推薦プロセスは、物件全体としての管理可能性及び一貫性を十分に考慮すべきである。

また、顕著な普遍的価値を有するものが、必ずしもその個々の部分ではなく、全体として連続性があることを前提とする。(作業指針、137 段落)

場合によっては、個別の構成要素/地域が単一のバッファゾーン内にあることもある。

連続性のある物件は、すべての構成要素を包含する単一の境界によって顕著な普遍的価値の属性を持たない広い地域を含めた境界を作ろうとする衝動を抑えることができる。

このようなアプローチは、様々な個別地域を含むため、推薦の複雑さが増し推薦書の作成も複雑になる。さらに、同一国内であっても、異なる個別の構成要素に異なる仕組みが適用されることもあるため、保護、保全、管理が複雑化する可能性がある。このような問題に対処するため、作業指針は、別個の構成要素の協調的管理が不可欠であると指摘する。

場合によっては、構成要素の厳しすぎる境界を無理やり引くために、連続性のある物件のアプローチが不適切に採用されることがある。他で述べているように、価値、真実性、完全性については、適切な境界及び連続アプローチの適用を決める必要がある。

例

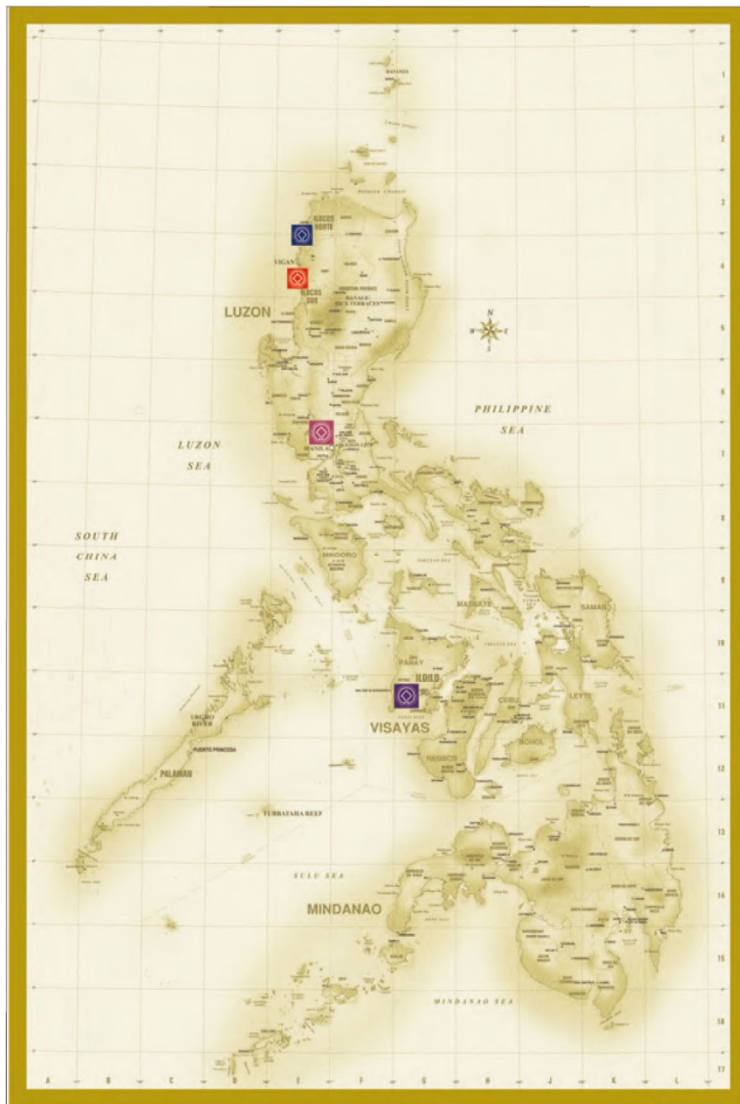
フィリピンのバロック様式教会群 (フィリピン)

16 世紀後半にスペイン人が最初に建てた 4 つの教会 (記念物) が、マニラ、サンタマリア、パオアイ、ミアガオにある。その独特の建築様式は、中国とフィリピンの職人がヨーロッパのバロック様式を再解釈したものである。

© OUR PLACE – The World Heritage Collection



出典: ArtPostAsia Pte Ltd
© 2005, Living Landscapes and Cultural Landmarks – World Heritage Sites in the Philippines (生活景観と文化的ランドマーク – フィリピンの世界遺産サイト) より地図を引用



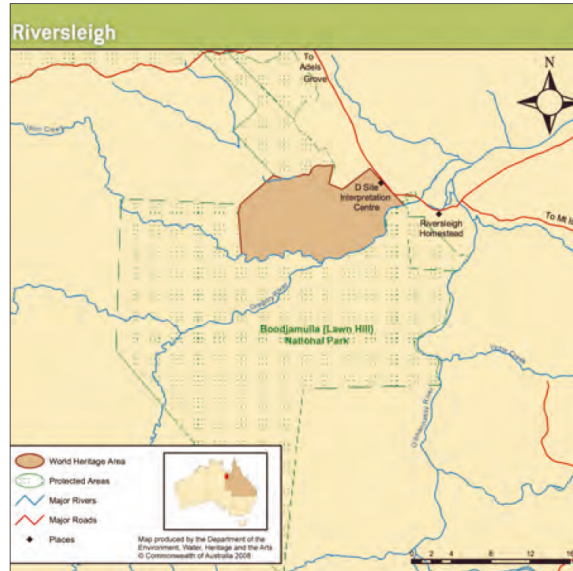
オーストラリアの哺乳類化石地域 (オーストラリア)

オーストラリア東部の南北に位置するリヴァーズレーとナラコーテは世界の十大化石遺跡の一つである。これらは、生命の記録、特にオーストラリアにおける第三紀中期から後期の哺乳類の進化 (リヴァーズレー) 及びこの 17 万年にわたる陸生脊椎動物の顕著な記録 (ナラコーテ) 並びに重要な進行中の地質学的プロセスなど、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例である。

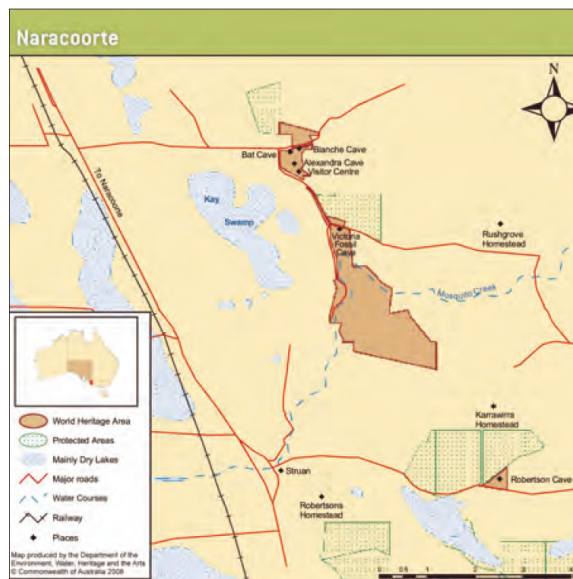


© UNESCO

1 世界遺産の背景



出典: Department of the Environment, Water, Heritage and the Arts, Australian Government.
(オーストラリア政府環境・水・遺産・芸術省)



連続性のある国境を越える物件

連続性のある国境を越える物件はもう 1 つの連続性のある物件の形態であるが、この場合は構成要素が複数の国に位置する。

この物件の利点と問題は、国境を越える物件と連続性のある物件で概説した利点と問題に類似する。

例

セネガンビアのストーンサークル群 (ガンビア及びセネガル)

この遺跡は 4 つのストーンサークルからなり、ガンビア川沿いに長さ 350km、横幅 100km にわたって、1000 以上の記念物が著しく集中する。SineNgayène、Wanar、Wassu、

Kerbatch の 4 つのストーンサークル群には、93 のストーンサークルと数多くの墳墓が点在し、発掘された一部は紀元前 3 世紀から紀元後 16 世紀のものと見られる。ラテライトの柱のストーンサークルと周辺の墳墓が、1,500 年以上にわたって広大で神聖な景観を創り出している。豊かで高度に組織化された持続的な社会を反映している。



© OUR PLACE – The World Heritage Collection



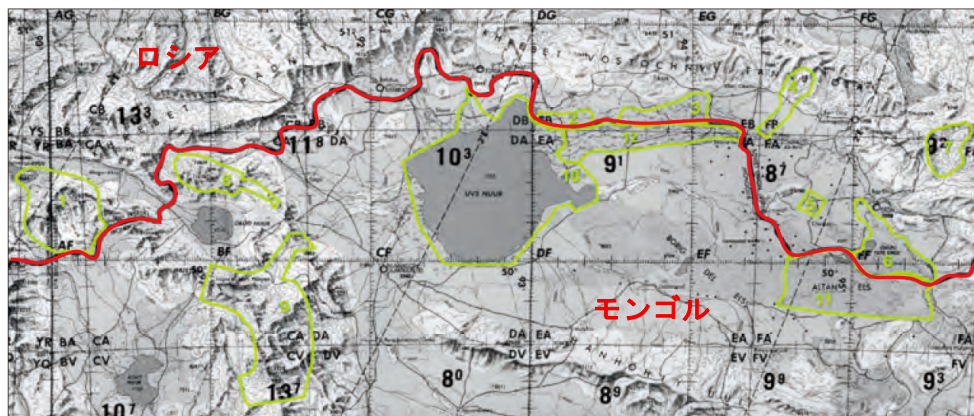
出典: 推薦書

オヴス・ヌール盆地 (モンゴル及びロシア)

オヴス・ヌール盆地 (1,068,853ha) は、中央アジア最北端の閉鎖性盆地である。渡り鳥や水鳥、海鳥にとって重要な、大きくて浅く、塩分濃度が非常に高い湖、オヴス・ヌール湖の名前に由来する。このサイトは、ユーラシア東部の主なバイオームを代表する 12 の保護地域からなる。ステップ生態系が鳥類の豊かな多様性を育み、砂漠には希少なアレチネズミ、トビネズミ、マダライタチが数多く生息する。山々は、世界的な絶滅危惧種のユキヒョウ、オオツノヒツジ (アルガリ)、アジアアイベックスにとって重要な隠れ家になっている。



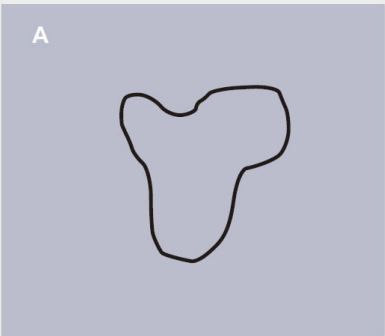
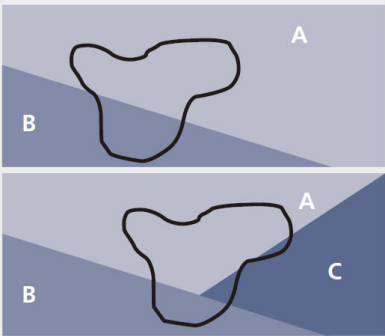
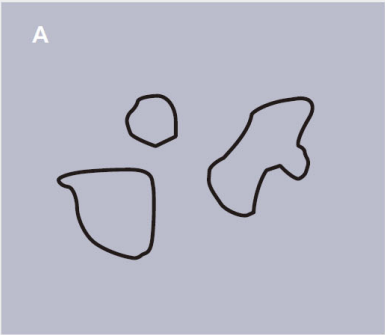
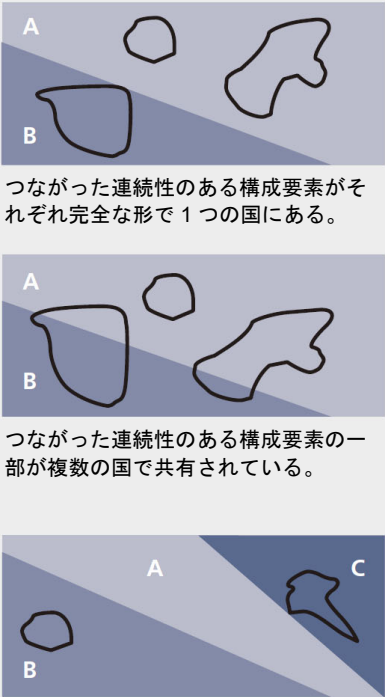
© M. Khuilan



1 世界遺産の背景

出典: 推薦書

これらの各種物件の理論的な違いを下图で説明する。

	国内物件—1 カ国 (A)	国境を越える物件—複数の国 (A、B 及び C)
1 カ所	国内物件 	国境を越える物件 
複数の地域: 連続性のある物件	連続性のある国内物件 	連続性のある国境を越える物件 (構成の可能性)  つながった連続性のある構成要素がそれぞれ完全な形で1つの国にある。 つながった連続性のある構成要素の一部が複数の国で共有されている。 連続性のある物件は、国境を共有していない国の構成要素を含むことがあるが、このような例はまれであり、現在は文化遺産にしか見られない (例えば、シュトゥルーヴェの三角点アーチ観測地点群、ローマ帝国の国境線などの世界遺産物件)。上記の例では、B 国と C 国には構成要素があるが A 国にはない。

2 準備

世界遺産の推薦を成功させるには、入念な準備が必要である。本章では以下に関する助言を取り上げている。

- 資産に関する既存情報のうち推薦に役立つもの、追加で必要となる調査研究
- 推薦チームの設立および支援
- 推薦プロセスの段階分け、その主な段階

本マニュアルの序章で述べたように推薦準備には多くの異なる方法があり、具体的な手順を示すことや望ましい作業方法を推奨することは、適切ではない。推薦準備にはさまざまな優れた方法があるが、ここでは締約国が作業方法確立する際に役立つよう、基本的な原則や目安となる助言を取り上げる。

2.1 資産に関する既存情報

資産に関してすでに存在する関連情報のうち、推薦に役立つと思われる情報を検討することが重要である。

資料は多くの場合さまざまな場所に散在しているが、これを全部まとめる作業がほぼすべての資産について必要となる。文化資産の場合は、口承史（オーラルヒストリー）、公表されている考古学的資料、保全史、観光データ、規制計画などがその対象となるだろう。資料が存在しない、またはすでに取得した資料を補完や更新するといった理由から、通常はほとんどの資産について何らかの調査研究に着手する必要がある。

キーメッセージ

既存の関連情報を収集し、不足がないか確認する。

推薦の準備段階では、以下に関する知見や、さらなる作業の必要性を整理することが役立つ。

- **調査研究**：推薦に関連する既存の調査研究は、十分なものであるか。それとも資産の価値を明確にし、資産の歴史や属性が持つ国際的・文化的文脈を理解するために、さらなる作業が必要となるか。
- **目録**：資産を記録する目録として、どのようなものが存在するか。また、それらの目録を完成または更新するために、さらなる作業が必要となるか。
資料：推薦書には多岐にわたる参考情報が必要となる。推薦書を完成させるためにどのような資料が存在し、さらに必要となる可能性のある資料は何か。
- **関係者分析**：資産により生活している人や、資産と直接の関係がある人のうち、推薦にあたり関わるべき人材は誰か。資産の社会的・経済的・政治的な情勢はどうか。

中には推薦を支持する調査研究が不十分であったために、世界遺産委員会が推薦の保留や差し戻しをしたケースもある。

2.2 チームをつくる

推薦チーム

世界遺産の推薦準備は作業が複雑で、主要な関係者や必要となる専門知識の領域にも幅があるため、一般的にはチームとしての対応が求められる。

2 準備

推薦資産と関連するさまざまな関係者からは、重要な情報や助言がもたらされることになる。チームづくりの手始めとしては通常、主要な関係者の一覧作成が有用である。主要な関係者の一員、またはその代表者としては、土地の所有者や管理者、締約国、国家遺産の関連機関、地方自治体などの行政機関、地域のコミュニティ、先住民、大学、研究者や学者、地元企業、観光事業者、NGO、利用者団体（例：漁師、森林利用者、娯楽利用者、研究者）などが考えられる。文化資産の推薦については、ICOMOSの国内委員会も有用な人的資源となるだろう。貢献者の領域は推薦資産の価値の領域に合わせるべきであり、資産を国際的文脈である程度理解している専門家も含めることが望ましい。これらの関係者および専門家は推薦チームの一員、または代表者となるべきであり、少なくともチームの作業に対して直接アクセスやインプットを行う権限を持つべきである。推薦作業への関心が高まる可能性を考慮して、チームメンバーの資格にはある程度の柔軟性を持たせる方がよいだろう。

キーメッセージ

関係者や専門家をチームに入れる。

推薦プロセスに地域住民が参加することは、資産の維持管理において締約国と責任を共有してもらう上で欠かせない。また、地域の知識が適切に利用されるようにし、資産の認知や資源利用などに関する地域状況を理解するためにも、重要である。

一般的には推薦プロジェクトのリーダー1名を確認しておき、リーダーが推薦プロセス全体を管理し、最終書類を提出する責任を持つようにしておく必要がある。

推薦チームは多くの点で重要であり、例えば資産の推薦や長期的な保護・保全・管理について、地域レベルや国内・国際レベルで支援の輪を広げる役割などがある。

場合によっては推薦作業を自ら行う少人数の中心メンバー（コアチーム）を設定し、作業を支援する準拠集団（リファレンス・グループ）を広めに設定しておくことが有益である。チームは適切に主導され、メンバーが正当な資格を有し、作業に専念し、目安を設けた明確かつ現実的な作業計画があれば、大抵はうまく機能する。個々のチームメンバーに、分かりやすい特定の役割（例：特定分野の専門家、コミュニティの代表者、編集者など）があってもよい。

技術的・科学的な専門家グループを設置し、顕著な普遍的価値の宣言を推薦チーム内で作成する際に支援してもらうと役立つだろう。そのようなグループの例については、69～70ページで取り上げている。

多くの資産において推薦プロセスは、上記のような人々が集団として協働する最初の機会となる。このことは国立公園、都市部、文化的景観、考古学的遺産や記念物といった、自然資産および文化資産の領域にも同様に当てはまる。推薦プロセスでは資産をさまざまな見地から検討する必要がある。科学、歴史、考古学、景観、保全、管理、社会構造、観光、計画、事業、開発、規制などの観点が求められる。これらの観点が資産の推薦に十分に取込まれ、その後の保護・保全・管理などにも生かされれば、各方面を代表するさまざまな関係者との間で対話を築く助けとなる。

キーメッセージ

明確な目的を持ち、人材豊かな良いチームは、推薦に大いに役立つ。

2 準備

推薦を成功させるための理想的なチーム構成や方法はないが、検討材料となる優れた事例は多く存在する。

チームを編成する際の主なポイントを、以下に要約する。

- 主要な支援者や関係者の一覧を作成する（例：土地の所有者や管理者、締約国、国家遺産の関連機関、地方自治体、地域のコミュニティ、先住民、観光事業者、大学、専門家など）。
- チーム内の知見や専門知識の領域が、資産の価値の領域に応じたものであるか確認する。資産を国際的文脈である程度理解し、より広く助言を得るための有用なネットワークがあることが望ましい。
- 推薦作業への関心が高まる可能性を考慮して、チームメンバーの資格にはある程度の柔軟性を持たせる。ただし、編集作業を継続して行う者を確保しておくことが望ましい。
- 推薦作業を自ら行う少人数のコアチームを設定し、作業を支援するリファレンス・グループを広めに設定することを検討する。
- チームが適切に主導され、メンバーが正当な資格と分かりやすい役割を持ち、目安を設けた明確かつ現実的な作業計画を持つようにする。

現実的な作業計画の必要性を強調することは、重要である。急いで進めた推薦は十分なものとなる恐れがあり、審査の際に問題が生じる可能性が高い。

チェックリスト：推薦チームに関して検討すべき重要な能力の一部

- 世界遺産条約と作業指針を理解し、これらの資料中の情報を解釈する能力。
- 世界遺産一覧表に記載されている他の資産のうち、同等の価値を有する資産の情報を調査研究し、理解する能力。また、世界遺産委員会とその諮問機関による過去の報告や決定を理解し、評価する能力。
- 以下の能力。
 - 推薦資産とその価値について、科学的なものも含めた情報をまとめ、理解する。
 - 研究者、専門家、地域の関係者などによるさまざまなインプットを管理する。
 - 同等の価値を有する他の資産の価値を、世界規模で調査研究し、理解し、評価する。
 - 資産の最も重要な価値を定義する上で、重要な事柄とそうでないものとを区別する。
 - 調査結果を明確な補足情報とともに、簡潔かつ正確に記録する。
 - 資産の解釈や資産のものとされる価値の正当性を確認し、記述が正確で十分に裏付けされたものとなるようにする。
- 条約には作業言語が定められているため、場合によっては技術的資格を有する翻訳者が推薦書を翻訳し、情報や論拠の質と正確性を確保する必要がある。
- コアチームは資産の管理の計画・実施・説明を行う能力を持つべきである。これは資産の推薦と管理を結びつけ、推薦プロセスの一部を成す管理計画や管理制度を反映するためである。

2 準備

資源

推薦チームと推薦プロセスには、作業を支援する十分な資源と資金が必要となるだろう。推薦プロセスの初期段階で資源と資金の程度を見積もり、こうした支援の供給源を特定し、確認しておくといよい。

最も重要な資金源はおそらく締約国内で提供されることになるが、資格を有する資産と国であれば、世界遺産基金に支援を求める余地もあるだろう（参考：whc.unesco.org/en/funding または whc.unesco.org/fr/fonds）。また、アフリカ世界遺産基金（www.awhf.net）や太平洋世界遺産基金（現在設立中）など、地域に特化した組織も増えており、支援を受けられる可能性がある。アフリカ世界遺産基金は推薦準備に対して、情報や技術による支援はもちろん、資金援助による支援も行う。また、具体的な関心対象者やスポンサーに支援を求めることもできるだろう。

推薦に必要な資金と能力によっては、NGO の役割も重要になるだろう。

さらに推薦準備で検討すべき重要事項は、資産の持続可能な保護・保全・管理を支援する、継続的な資源である。

想定される登録後の推薦チームの役割

推薦書を提出した後に登録に至ったとしても、推薦プロセスが終わるわけではない。本マニュアルは主に資産の推薦について記載したものだが、推薦のために集まったチームが、資産の長期的な保護・保全・管理・監視において担う可能性のある役割を検討することは、有意義である。推薦チームはこれらの点に関して、場合によっては多少の変更も伴いつつ、登録後に重要かつ継続的な役割を果たすことになるだろう。

世界遺産の資産は、幅広い社会的組織や政府組織により効果的に支援され、受け入れられれば、長期的な成功を収める。このような支援の仕組みがまだ存在しないのであれば、推薦プロセスが支援の仕組みを見いだし整備する機会となる。チームとして資産の保護・保全・管理に継続的に取り組むことが、こうした仕組みの 1 つとなるだろう。

2.3 地域住民などの関係者の参加

作業指針では、地域住民などの関係者が世界遺産に全般的に関わるよう促す必要性が、数カ所にわたって強調されており、推薦時のこうした参加について具体的に言及されている。参加者として想定されるのは、資産の所有者、土地管理者、地域や地方の自治体、地域のコミュニティ、NGO といった利害関係者である。

関係者に参加を促す理由は数多くあるが、例えば推薦資産について共通の理解

2 準備

を深め、その将来について責任を共有する必要性などが、理由として挙げられる。関係者が関与や参加をしなければ、統合的管理が成功する可能性が低くなってしまう。

このような関係者の参加は、推薦プロセスの開始時から一貫して優先される必要がある。また推薦後も同様に、資産の継続的管理の一環として続けられるべきである。

2.4 推薦準備の段階分けと主な段階の例

多くの資産にとって、推薦プロセスを少なくとも 2 段階に分けて取り組むことが非常に役立つ。これは暫定一覧表を作成した後に行われる。第 1 段階では、以下の作業を行う。

- 資産に潜在的顕著な普遍的価値を特定する。
- 特定された普遍的価値を比較分析することで、その正当性を確保する。
- 十分な保護・保全・管理の実施を確実にする。

この第 1 段階で推薦チームを設立し、本マニュアルの第 3 章で取り上げられている作業すべてに取り掛かることになる。

第 1 段階が完了したら、第 2 段階として推薦書の作成を開始することになる。第 2 段階で行う作業については、第 4 章で取り上げている。

推薦作業が単独のプロジェクトとして開始されたとしても、大抵は作業を 2 段階に分けることを検討した方がよい。潜在的顕著な普遍的価値が定義される前に推薦書を作成しようとする、資産の説明や歴史に偏重しすぎ、推薦書の肝心な部分の重みが不十分になりかねない。肝心な部分とは、資産に顕著な普遍的価値が潜在する根拠や、それを維持する方法などである。

また推薦プロセスの段階分けは、必要な資金を 2 段階に配分することでも効果が発揮される。

キーメッセージ

推薦を段階的に進めることを検討する。

3 資産を定義する、理解する

推薦を成功させる上で不可欠なのが、当該資産に精通することである。本章では資産を十分に理解するための助言として、特に推薦の中心となる主要素に関するものを紹介する。

3.1 潜在的顕著な普遍的価値、属性、境界線

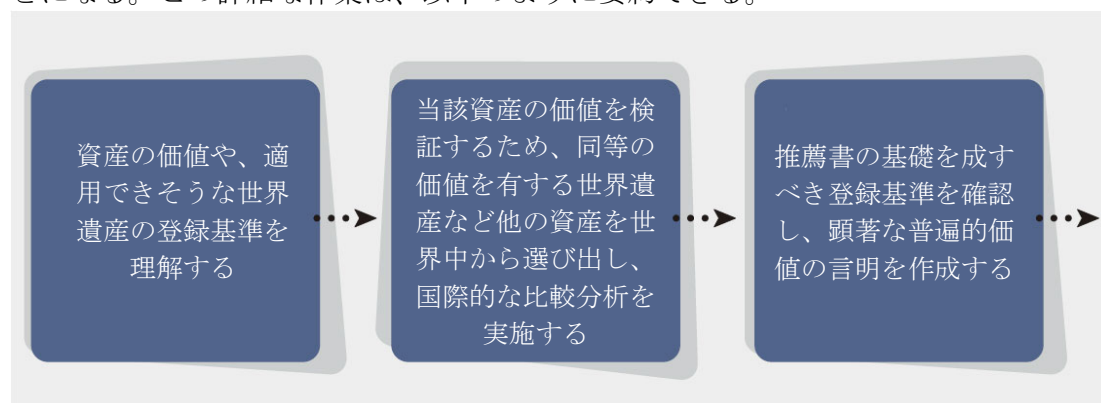
資産に関する知識

2.1 節で述べたように、推薦の準備段階では以下に関して既存情報や資料を整理し、さらなる作業の必要性を判断することが役立つ。

- ・ **調査研究**：推薦に関連する既存の調査研究は十分なものであるか、または、さらなる調査研究が必要となるか。
- ・ **目録**：資産を記録する目録として、どのようなものが存在するか、また、それらの目録を完成または更新するために、さらなる作業が必要となるか。
- ・ **資料**：推薦書には多岐にわたる参考情報が必要となる。推薦書を完成させるためにどのような資料が存在し、さらに必要となる可能性のある資料は何か。
- ・ **関係者分析**：資産で暮らす人や、資産と直接的な関係がある人のうち、推薦にあたり関わるべき人材は誰か。資産の社会的・経済的・政治的な情勢はどうか。

潜在的顕著な普遍的価値の特定および定義

推薦書の基礎となる部分では、資産に顕著な普遍的価値が潜在すると考えるべき理由を示す。これは資産が暫定一覧表（作業指針の II.C を参照）に記載される際に示すことが望ましいが、多くの場合は推薦書作成の初期に、より詳細な作業に着手することになる。この詳細な作業は、以下のように要約できる。



顕著な普遍的価値とは、資産が重要と考えられる根拠であり、世界遺産一覧表への記載の正当性を示すものである。顕著な普遍的価値が、世界遺産条約全体の基礎を成している。

顕著な普遍的価値はまた、資産が国家や地域レベルではなく、国際レベルで重要であるとみなされる根拠を示し、世界遺産委員会により認められる価値のことである。

3 資産を定義する、理解する

資産に潜在的顕著な普遍的価値と、この価値を表す属性を特定する上では、資産とその状態に関する十分な知識および理解が欠かせない。

むしろ潜在的顕著な普遍的価値が示され正当化されるまでは、以下のような推薦書の他の要素についても、大抵の場合は作業を進めることができない。

キーメッセージ

顕著な普遍的価値について明確に理解することが極めて重要である。

- 資産の境界線の定義。境界線は、潜在的顕著な普遍的価値を表す属性の範囲に応じて、設定される必要がある。
- 保護・保全・管理、および潜在的顕著な普遍的価値を表す属性の提示や、その意義の説明などの明確化。

価値の特定と定義には、知識と手法を合わせる必要がある。一般的には最初はこのプロセスを確立して、資産の価値をなるべくすべて引き出し、その中のどれが世界遺産推薦を支持する基礎となり得るのかを確認することが役立つ。

こうした価値の定義は最終的には比較的短い言葉で説明し、推薦に用いられる顕著な普遍的価値の言明の一部に盛り込む必要がある（言明については別途後述する）。定義の説明は必ずしも項目別に分けなくても良いが、短くまとめ、以下について説明する必要がある。

- 資産やその構成要素の描写。資産を知らない者にも分かりやすいように、その特徴を言葉によって描写する。特に文化遺産については、資産の意義や関連する「逸話」などを説明する。
- 資産に顕著な普遍的価値が潜在すると考えられる理由。
- 資産に潜在的顕著な普遍的価値を表す属性の要約。

このようにして、推薦書と登録案の根拠全体が要約される。

この短い文章は、推薦プロセスが終わって資産が登録される場合、UNESCOにより世界遺産センターのウェブサイト上に掲載される場合がある。これを説明として見ることで、閲覧者はその資産がどのようなものか、またなぜそれが重要なのかを理解できる。

キーメッセージ

事実だけでは、優れた主張の代りにはならない。

資産の価値を理解しやすくするため、さまざまな調査研究の枠組みが設定されるだろう。役立つ可能性のある文化的枠組みとしては、テーマ別、年代・地域別、類型別などが挙げられる。これらの枠組みについては、「世界遺産一覧表：ギャップを補う将来に向けた行動計画」（ICOMOS、2005a）に詳述されている。自然遺産の場合は、「世界遺産一覧表：顕著な普遍的価値が潜在する自然遺産の特定に関する手引きおよび将来の資産」（IUCN、2006）が参考となる。例えばある具体的なテーマに関して調査研究を行ったところ、そのテーマが国際的に重要で、当該資産と深く関係していることが分かった場合、その調査研究は資産の価値を調べる上で役立つはずである。

文化遺産の意義や相対的価値を特定する際は、テーマの特定から始めて、年代・

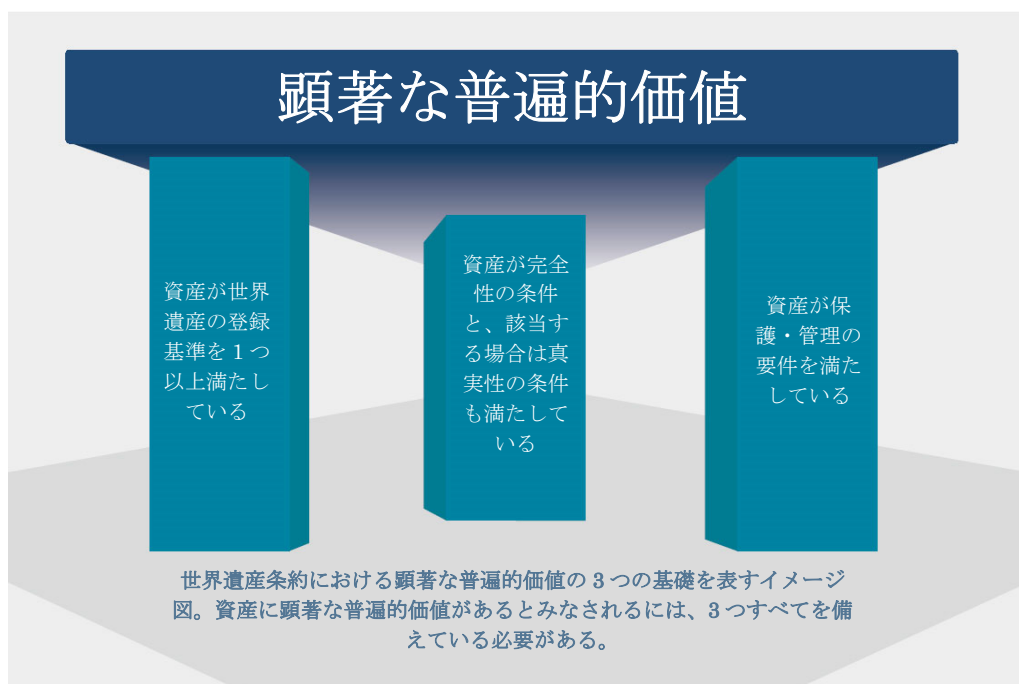
3 資産を定義する、理解する

地域別の評価へと進み、最後に、提案する類型を記念物、建造物群、遺跡のどれにするか定めると良い。

文化的価値だけでなく、顕著な普遍的価値を評価する際にも、完全性・真実性、保護、管理に関する検証作業が伴う。これらの要素については、別途後述する。

潜在的顕著な普遍的価値について説得力のある事例を提示できないことは、推薦が失敗する主な理由の1つである。よくある問題として、以下のようなものがある。

- ・ 重要性（または文化遺産であればその「逸話」や「物語」など）を定義する上で、適度なバランスが取れておらず、そのために明確な定義としては範囲が広すぎたり（自由や記念に関する逸話など）、範囲が狭すぎる（ある特定の種類の病院や城、地質現象や、特定の1種類の生物に関する価値など）。
- ・ 顕著な普遍的価値を、資産に集約された特質を列挙することで主張し、全体的な重要性は一切定義しない傾向がある。
- ・ 国家・地域レベルの重要性のみ（および関連する意義や象徴的意味など）で、資産の登録案を正当化する。
- ・ 例えば「文化の交差点」や「他に類を見ない場所」といった、ありきたりな表現で資産に対する主張を述べ、資産が世界遺産の登録基準を1つ以上満たしていることを示す詳しい根拠が提示されていない。必ずしも、独自性が顕著な普遍的価値に相当するわけではない。
- ・ 石器時代から現代に至るすべての時代の証拠を示せば、自ずと文化遺産に関する顕著な普遍的価値の証明になるという考え方を持っている。
- ・ 適切な国際的・地政文化的な枠組みに応じて確立された比較分析の不足。



推薦の焦点は潜在的顕著な普遍的価値にあるべきだが、資産には必然的に国家

3 資産を定義する、理解する

や地域レベルの価値も同じくあることになり、こうした別レベルでの価値も理解されるべきである。また、こうした価値も資産の自然や文化の豊かさの一部であり、すべての価値に対して調和の取れた保護・保全・管理を行うことが、優れた保全実施の目的である。地域的な価値を理解するとはすなわち、地域住民、特にこの価値の帰属先でもある先住民の意見を聞くということである。地域住民は、地域的な価値に関する情報の主な情報源である。役立つ参考資料としては、「国際的価値と地域的価値の関連付け：世界遺産の持続可能な未来を管理する」（de Merode ら、2004）がある。

ケーススタディ

文化的価値の重層

ロベン島（南アフリカ）

ロベン島は以下の理由により、世界遺産一覧表に記載された。

登録基準 (iii)：ロベン島の建築物は、その暗い歴史を雄弁に語る証拠である。

登録基準 (vi)：ロベン島と、島にある建築物（旧刑務所）は、抑圧に対する人間の精神と自由、民主主義の勝利を象徴している。

ロベン島を管理する上では、複雑な層を成す価値を扱うという課題がある。価値が複雑化したのは、島の用途が時とともに変化したためである。ロベン島の過去の用途としては、以下が挙げられる。

- ・ オランダ人船乗りの保養地
- ・ ハンセン病患者や慢性疾患者の療養所や隔離病院（19 世紀）
- ・ 植民地時代以前の主導者らの刑務所（国境や占領を巡る戦争時）
- ・ 軍事基地（第二次世界大戦時）
- ・ アパルトヘイトの収容所（1960 年代以降）



© UNESCO / F. Bandarin

属性および特徴の特定

世界遺産の資産は、顕著な普遍的価値を表している場所である。

文化的価値の場合は、社会的構造や経済的ニーズ、政治的文脈など、空間的および時間的に実体のない特質と関連するものと言えるだろう。また、著名な出来事や人物、芸術作品や、文学、科学、音楽などと関連している場合もある。しかし、世界遺産条約は資産を基本とした条約であり、一覧表に記載されるのも資産自体である。思想や人物そのものは、その世界的影響がどれほど大きくとも、記載されることはない。一覧表に記載される資産には、その属性によっ

3 資産を定義する、理解する

て顕著な普遍的価値を証明することが求められる。

自然遺産または文化遺産にどのような顕著な普遍的価値が潜在しているかを検討してからは、資産の属性（attribute。自然遺産の場合は特徴（feature）の方が一般的）を検討することが極めて重要になる。属性とは、潜在的顕著な普遍的価値を表すものであり、その価値を理解できるようにするものである。

こうした属性が保護や管理といった活動や、制度上の取り決めの焦点となり、属性の配置によって資産の境界線が定まることになる。

属性は物理的特質や構造の場合もあるが、物理的特質に影響を及ぼす、資産に関連したプロセスの場合もあり、例えば自然や農業のプロセスや、社会的取り決め、特有の景観を形成している文化的風習などが挙げられる。自然遺産の場合は、具体的な地形的特徴や、生息範囲、環境の質に関する要素（損なわれていないこと（intactness）や、環境の質が高く、手付かずであることなど）、生息地の規模や自然度、野生生物の個体群の規模や生存性などが、属性となることもある。

属性が複雑な層を成す（複合）資産や特定の文化遺産に有用な技法は、重要な属性や、それが示す価値の分布図を作成することである。この分布図は属性間の関係を理解する助けとなるだけでなく、対立や管理に関する課題を明らかにすることができ、境界線の設定において極めて重要である。

資産の境界線を拡張する場合は、推薦当時の属性が審査され、当初の属性が拡張案の属性によりどのように例証、拡張、補完、強化されるのかが、同一の顕著な普遍的価値を備える前提で検討される。

潜在的顕著な普遍的価値に対応する世界遺産の登録基準の確認、および適切な基準の特定

潜在的顕著な普遍的価値の証明プロセスにおいて不可欠なのが、世界遺産の登録基準（本マニュアルの 1.3 節に記載）が 1 つ以上当てはまることの正当化である。

顕著な普遍的価値の言明と、選択した登録基準の間には、明確かつ論理的な関連性が存在する必要がある。この関連性が不明瞭ということはつまり、選択した登録基準が当該資産には不適切であり、再検討が必要であることを意味するだろう。基準の適用がうまくいかないと、資産の審査や登録達成の障害となる可能性がある。

資産は 1 つでも登録基準を満たしていれば、世界遺産一覧表に記載される（ただし委員会によれば、基準（vi）は他の基準と併せて用いることが望まし

キーマッセージ

十分に根拠のある登録基準のみを採用すること。

3 資産を定義する、理解する

い)。資産をなるべく多くの基準の下に推薦しようと努める必要はなく、仮にそうしたとしても、それらの基準が具体的な価値や属性の調査研究や資料により十分に裏付けされていないのであれば、特別なメリットもない。また、根拠の弱い基準を含めても、推薦に役立つことはない。さらに、多くの基準を利用すれば、比較分析や境界線といった推薦の要素に関して、資産を支持するために必要な調査研究の分量に影響を与えることになるだろう。

推薦文は、ただ単に選択した基準が満たされていると主張するだけでなく、資産に各基準の正当性がある根拠を説明しなければならない。また、潜在的顕著な普遍的価値を表す属性や特徴を特定することも必要である。

例えば基準(ii)については、資産が重要な価値観の交流を証明していると述べるのであれば、必ずその交流とは何で、属性をとおしてどのようにそれを認識できるのかを説明する必要がある。

同様に基準(iii)については、なぜ当該資産が無二または稀有な証拠であるのか、その理由について詳細に述べるべきであり、この証拠を表す属性が特定されていないなければならない。

いずれの基準もその正当性を示すには、例えば「価値観の交流」や「稀有な証拠」といった具合に概念の重要性を説明するだけでなく、資産にそれらの概念を反映する属性があるかどうかを説明する必要がある。また、それらの概念は当該資産において何らかの方法で認識または体験できるのか、できるとすればその方法は何かについても、説明するべきである。

基準(vii)の場合は、類まれな自然美や美的価値が、明確な証拠や厳密な知的分析によって裏付けられなければならない。ただ単に資産に類まれな自然美があると主張し、魅力的な写真を示すだけでは不十分である。

基準(ix)では「重要な進行中の生態学的過程または生物学的過程を代表する顕著な見本……」が求められ、科学的な、またはテーマに沿った国際的文脈において、これが証明されなければならない。それゆえこの文脈は明確にするべきで、こうした文脈において当該資産が顕著な見本である理由を詳細に述べる必要がある。

境界線の拡張に関しては、推薦当時に登録のため用いられた登録基準と、それらの基準がどのように拡張案に適用されるのかについて、評価が行われる。拡張案では、推薦当時と同一の基準の正当性が証明される必要がある。小規模な拡張については、提案される範囲が推薦当時の属性の一部を強化する場合もあるが、すべてが強化されるわけではない。もっとも、属性が全体的に分布していて依然として正当化に十分であり、当初用いられた基準がまだ有効であると判断される場合もある。拡張案の範囲内で、異なる属性や新たな属性が特定される場合もあるが、これらの属性も、既に顕著であるとして認められた属性と同等の価値を有している必要がある。通常は、拡張によって推薦当時の評価に新たな価値が追加されることはないが、締約国が拡張案を申請することで、当初の資産全体と資産の

3 資産を定義する、理解する

拡張に対して、新たな登録基準の審査を提案できる場合もある。この場合、拡張の申請書類は資産全体を網羅し、新たな基準はいずれもその正当性が証明されていないなければならない。

真実性の評価

作業指針には登録推薦資産の真実性と完全性に関わる重要な条件が他に2つ掲載されている。真実性は、文化的資産および「複合」資産の文化的要素のみに適用される。

真実性とは、属性と潜在的顕著な普遍的価値との結びつきを示すものである。この結びつきは属性がその資産の価値を完全に伝えることができるよう、真実のままだに表現される必要がある。

1994年の奈良文書には、「我々がこれらの価値を理解する能力は、部分的には、それらの価値に関する情報源が、信頼できる、または真実であるとして理解できる度合いにかかっている」と明確に記載されている（UNESCO世界遺産センター、1994年、94ページ）。

作業指針には、「資産の文化的価値（登録推薦の根拠として提示される価値基準）が、多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真実性の条件を満たしていると考えられ得る」と述べられている（段落82）。

作業指針では、顕著な普遍的価値を伝えるまたは表現するとみなされるものとして、以下に示す属性を提案している。

- ・ 形状、意匠
- ・ 材料、材質
- ・ 用途、機能
- ・ 伝統、技能、管理体制
- ・ 位置、セッティング
- ・ 言語その他の無形遺産
- ・ 精神、感性

ケーススタディ

カスビのブガンダ王国歴代国王の墓（ウガンダ）に関する属性の例を以下に示す。

形状、意匠

世界遺産カスビの墓の空間的構成は、ブガンダの王宮・建造物群の現存する最適な事例を代表している。



© UNESCO / Lazare Eloundou

3 資産を定義する、理解する

材料、材質

ムジブ・アザーラ・ムパンガ (Muzibu Azaala Mpanga) と呼ばれる主要構造物に 4 基の王墓が遺されている。材料として、木や葺き藁、アシ、アカシア、石灰が使われている。

用途、機能

宗教的な用途 - ガンダ族の精神的な拠り所であり、文化的・宗教的な慣行および儀式を含め、ウガンダで最も活用されている宗教的遺跡である。

伝統、技能、管理体制

伝統的な管理体制 - 本遺産は今も、複雑な担当制による伝統的なやり方で管理されている。伝統 - 文化的・宗教的な慣行および儀式。

位置、セッティング

元々の場所に位置し、周辺は農村である。現在も伝統的農法で耕作される農地も本遺産に含まれる。

言語その他の無形遺産

宗教的な用途 - ガンダ族の精神的な拠り所であり、ウガンダで最も活用されている宗教的遺跡である。カバカ (ガンダ族の王) とその後継者がブガンダの文化につながる重要な儀式を行う場所も含まれる。こうした用途は文化的・宗教的な慣行および儀式を伴う。

精神、感性

カスビの墓の建築および自然の要素は歴史的、伝統的、精神的な価値を表現している。

建物や構成などの物理的な属性と、文化的過程などの無形の属性が組み合わされている。2010 年、26 ヘクタールの広大なカスビの墓において建築面で最も重要な建物 1 棟が火災により焼失した。焼失した建物を再建する約束が成されている。

潜在的顕著な普遍的価値を伝えると特定された各資産の属性は、その価値を「正しく」伝えるまたは表現すると言われ得る方法を検討すべきである。例えば都市エリアでは、構造、空間計画、およびその資産が位置する居住コミュニティの伝統、社会的・経済的・環境的構造を検討することが適切であると考えられ、これらによりその価値を表現することができる。

よって真実性とは、属性が、潜在的顕著な普遍的価値を十分に伝えているかどうかを測るものさしである。属性が弱い場合、すなわちコミュニティが繁栄しておらず、建造物が崩壊し、伝統が消滅している場合など、真実性は損なわれている。

考古学的遺跡の場合、真実性は考古学的遺物がある意味を正しく伝える能力によって判断される。多くの場合、再建に対する臆測がこのプロセスを妨げ、

3 資産を定義する、理解する

真実性を損なう可能性がある。同様に、不完全な建造物および構造物の再建は状況に応じて正当となり得るが、これはまた、意味を正しく伝える能力に影響を与える。

真実性の宣言では、属性がその価値を正しく（信用性および誠実性を持って）伝えられる方法で、潜在的顕著な普遍的価値を伝える資産の能力を提示する必要がある（作業指針、段落 79～86）。

真実性の評価において使用する質問の例の一部を下表に示す。これらの属性および質問は、登録推薦資産に潜在的顕著な普遍的価値および属性を慎重に検討することなく採用すべきではなく、登録推薦資産の属性に基づいて、この評価を構成すべきである。下表を標準的な方法として不用意に採用した場合、登録推薦に問題をもたらす可能性がある。

属性	評価の質問例
全ての属性	・ 真実性がその資産が属する文化的文脈の中で判断されなければならない場合、その文化的文脈は何か？ ・ その属性は、その資産に潜在的顕著な普遍的価値を信用性および誠実性を持って伝えているか？ ・ 属性が信用でき、かつ正直に価値を描いているという理由から、潜在的顕著な普遍的価値を理解できるか？ ・ 価値は、属性にどの程度存在するか、または属性によってどの程度表現されているか？ ・ その資産の文化遺産の本来の特質は何か、またこれらは時間の経過とともにどのように変化したか？ ・ 属性を変更すると、その資産の価値を理解する能力はどの程度損なわれるか？ ・ 資産はどの程度再建されているか？ その場合、再建は完全かつ詳細な資料に基づいて行われたか？ 再建に臆測が含まれているか？ 再建は時に価値の一部となり得ることに留意されたい。
形状、意匠	・ 形状または意匠は変更されたか？ その場合、どの程度変更されているか？ 変更は時に価値の一部となることに留意されたい。 ・ 形状または意匠はあらゆる点で正確か？
材料、材質	・ 材料、骨組または材質は変更または交換されたか？ その場合、どの程度変更または交換されているか？ ・ 修理は文化に則した伝統的な材料を使って行われたか？
用途、機能	・ 用途または機能に関係しているのは誰か？ ・ 用途または機能は継続しているか、または変更されたか？その理由は？ ・ 用途または機能の度合いは変わったか？ ・ 用途または機能を支える社会的メカニズムはどの程度安定しているか？
伝統、技術、管理体制	・ 伝統、技能または管理体制に関係しているのは誰か？ ・ 伝統、技能または管理体制を支える社会的メカニズムはどの程度安定しているか？ ・ 伝統、技能または管理体制は変更されたか、または変更中か？ その理由は？ ・ 伝統、技能または管理体制の度合いは変わったか？ その理由は？ ・ 修理は文化に則した伝統的な材料を使って行われたか？

	属性	評価の質問例
位置、セッティング		位置またはセッティングは変更されたか？ その場合、その理由は？ またどの程度変更されたか？ 注意：この属性の評価では、資産の境界線とその適切なセッティングを明確に理解する必要があり、そうでなければ、境界線の設定に直接影響を与えることになる。
言語、その他の形態の無形遺産		- 言語を使用している、または無形遺産の継承者・管理者・実務者は誰か？ - 言語またはその他の形態の無形遺産は継続しているか、または変更されたか？ その理由は？ - 言語またはその他の形態の無形遺産の使用範囲は減少しているか？ その理由は？ - 言語またはその他の形態の無形遺産を支える社会的メカニズムはどの程度安定しているか？ - 言語またはその他の形態の無形遺産を使用している住民はどの程度存続しているか？ 存続が脅かされている要因は？
精神、感性		- 精神または感性は誰の中にあるか？ - 精神または感性は継続しているか、または変更したか？ その理由は？ - 精神または感性に対する理解の度合いは低下しているか？ - 精神または感性を支える社会的メカニズムはどの程度安定しているか？ - 精神または感性を理解している住民はどの程度存続しているか？

登録推薦においては、その資産に潜在的顕著な普遍的価値と無関係な属性は検討する必要はない。

文化的資産の真実性と完全性

アフラージュ、オマーンの灌漑システム（オマーン）

一連のアフラージュ灌漑システムは、オマーン国内の約 3,000 カ所で現在も稼働している灌漑システムを代表している。古代の土木技術は、非常に乾燥した砂漠地帯におけるヤシやその他農産物の栽培のための、長期にわたる持続可能な水資源の利用を実証している。こうしたシステムは、相互の助け合いと共同利用の価値観によって支えられた、この灌漑に対するコミュニティのかつての完全な依存、および昔から続く水資源の公平かつ効果的な管理と共有を反映している。

当初、各アフラージュ灌漑システムの一部、母井戸からシャリーアのみが登録推薦された。集落内に位置する同システムの他の部分も調理、洗濯、農業用の水を供給し、コミュニティに役立っていることから登録推薦に加えられ、この資産はアフラージュ灌漑システム全体としての完全性を反映することとなった。



© UNESCO / Véronique Dauge

3 資産を定義する、理解する

ケーススタディ

古都奈良の文化財（日本）¹

この資産に含まれるさまざまな文化財の真実性のレベルは非常に高い。日本では保全の方針として、損傷または劣化した建築要素の交換は、元々の大工が使用していた材料および技能を尊重することとしている。

平城宮跡には、同じ場所で再建された部分がある。日本における伝統建築物の継続性および考古学的発掘調査により復元された相当量のデータにより、再建された建築物の意匠と材料は高いレベルの真実性を保っている。

同様の評価は広場の再建にも適用されている。臆測の要素が多数あるとみなされる可能性がある再建は、朱雀門（南門）の再建のみである。構造および装飾の細部の大部分は、考古学的証拠および同時代の他の場所にある現存構造物の構造や装飾に基づいている。



© UNESCO / G. Boccardi¹

完全性の評価

自然遺産および文化遺産の両方に、完全性が求められる。

完全性とは、顕著な普遍的価値を伝える属性が完全または無傷であるかどうかを測るものさしである。よって、資産の完全性を検討する前に、潜在的顕著な普遍的価値を明確に理解することが必要である。

作業指針の段落 88 には、以下を評価する必要があると述べられている。

当該資産が以下の条件をどの程度満たしているか：

- 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素（属性）がすべて含まれているか。
- 当該資産の重要性を示す特徴やプロセスを不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。
- 開発および／または管理放棄による負の影響を受けているか。

キーワードは「包含」「無傷」「脅威がない」である。これらは以下のように理解することができる。

- **すべてがそろっていること**：資産内に必要な属性がすべて含まれている。
- **損なわれていないこと**：必要な属性がすべて現存している。損失しているまた

¹ 訳注：写真は、奈良県内の別の世界遺産「法隆寺地域の仏教建造物」の五重塔の写真であり、「古都奈良の文化財」の写真ではない。

3 資産を定義する、理解する

は相当な損傷を受けている、もしくは老朽化しているものが一切ない。

- 脅威がないこと：属性が一切、開発、劣化または管理放棄による脅威にさらされていない。

作業指針は、さまざまな世界遺産基準に関連する具体的な指針を提供しており、これを理解することが重要である（段落 89～95）。

完全性の宣言では、潜在的顕著な普遍的価値を伝える一連の特徴、プロセスおよび／または属性が境界線内にどの程度包含されているか、その価値が失われている、または関連する特徴または属性が一切現存していない部分を資産が相当量含んでいない、および資産が満足できる状態で保全されており、その価値が脅威にさらされていないことを示す必要がある。これらが必ず、登録推薦範囲の選定における論理的かつ科学的な基礎とならなければならない。

世界遺産の登録推薦では、資産において、潜在的顕著な普遍的価値に関連しない要素の保全状態の評価は必要ない。同様に、世界遺産に関連しない完全性のその他の構想または検討中の価値の採用は避けるべきである。

完全性の評価において役立つ質問例を以下に示す。

- 潜在的顕著な普遍的価値を伝える、鍵となる資産の特徴および属性は完全または無傷であるか？
- 資産は、顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素をすべて含んでいるか？
- 資産の重要性を示す特徴やプロセスを不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか？
- 資産の鍵となる特徴および属性の状態はどうか？ また、それらは十分に保全されているか／良好な状態にあるか？
- 文化的景観、歴史的町並みまたはその他の生きた文化的資産については、これらの独自性を特徴付けているプロセス、関係性および動的な機能が維持され、安定した状態にあるか？
- 自然遺産については、物理的特徴（例：地形、生息地）に不可欠なプロセス、関係性および動的な機能が維持され、安定した状態にあり、その稼働に適した大きさと認識されているか？
- 資産は開発、管理放棄またはその他劣化の進行による負の影響を受けていないか？
- 劣化の進行がコントロールされているか？

これら質問のいくつかは資産の境界線に関連している。必要な要素が含まれていない場合、または資産が適切な大きさでない場合、これらの問題に対処するために境界線を見直すべきである。資産の管理体制または所有権に基づいて境界線を決定するのは便利な一方、これが必ずしも資産に潜在的顕著な普遍的価値に適しているとは限らない場合もある。登録推薦資産の境界線の設定において、管理上の利便性を第一の検討事項とすべきではない。

より広範な景観、生息地、地質学的体系または文化的体系を代表する資産

3 資産を定義する、理解する

によって、完全性の条件を満たしていると主張することができるかもしれない。ただし、境界線は、登録推薦資産とより広い領域とを区別するための論理的根拠を有し、その資産をより広い領域に関連して検討した場合にも、潜在的顕著な普遍的価値が明確であることを示すことが重要である。

キーメッセージ

完全性と真実性は、資産の顕著な普遍的価値に関する異なる側面である。

複雑な景観、価値またはプロセスを伴う一部の資産については、境界線の論理的根拠を示すために、潜在的顕著な普遍的価値を伝える属性をマッピングすることができるかもしれない。これは、資産の境界線が資産のすべての価値を適切に包含していることを示すことによって完全性を実証する、効果的な方法である。

自然遺産および文化遺産の場合、それが持続可能であり、資産の価値と両立するのであれば、人間による使用は許容され、さらに世界遺産一覧表への登録にも適合する。登録推薦書において資産の状態を慎重に評価し、資産の状態に人間およびその他が影響を及ぼす領域についてすべて正直かつ率直に説明することが重要である。

要素が地理的に分断していたり、互いに離れていたりにするために、1つの大きな境界線を設定することが不適切な場合もある。こうした場合には連続性のある資産としての登録推薦の方が適切かもしれない。

比較分析

比較分析の目的は、第一に、登録推薦資産を世界遺産一覧表に含める余地があるかどうかを確認する、第二に、同じ地政文化的区分（文化遺産）または世界（自然遺産）に、将来登録推薦される可能性がある同種の価値を持つ類似の資産がないことを実証することである。地政文化的区分は資産が表現する価値により異なり、地域レベルまたは世界規模で定義される。

分析の起点では、潜在的顕著な普遍的価値と、関連する特徴および属性をどのように組み合わせて比較するかを定義する。すなわち、その資産の特別な重要性は何か、そしてこれがどのように現れているかを示すことである。

比較は、定義された地政文化的区分内（文化遺産）または世界（自然遺産）の登録推薦資産と同様の価値を表現する資産を参考にすべきである。これにより、明確に定義する必要がある価値を決め、文化遺産の場合にはこれらの価値によって地政文化的枠組みを決めるべきである。地政文化的枠組みは世界規模になる場合もある。

自然遺産の場合には、比較分析を世界規模で行う必要がある。このため、当該資産のある地域の類似資産だけでなく、世界の他の地域に存在する類似資産と比較しなければならない。例えば、アフリカの砂漠環境はアフリカ内の他の砂漠だけでなく、世界の他の砂漠すべてと比較する必要がある。

3 資産を定義する、理解する

連続性のある資産については、単一構成の資産と同じ原則に従って資産全体の比較分析を行う。資産全体すなわち連続性のある資産の、潜在的顕著な普遍的価値および関連する特徴を他の資産と比較し、第一に、世界遺産一覧表に登録推薦する余地があること、第二に、登録推薦される可能性がある類似の連続性のある資産が他にないことを実証しなければならない。ただし、連続性のある資産の比較分析には、構成要素の選択に関連する段階がもう 1 つある。登録推薦では構成要素の選択に対する理論的根拠を示す必要があり、他の類似する構成要素と比較し、選択が正当である理由を示さなければならない。

最初の作業は、登録推薦する資産の価値と属性の組み合わせが世界遺産一覧表に既に掲載されているかどうかを確認することである。ここでは、登録推薦する資産と既に登録された他の類似資産とを比較する。この作業の最後に結論を導き出す必要がある。

世界遺産一覧表に既に登録されている資産の中に、登録推薦する資産と比較できる資産がない場合もある。ただし、比較分析の目的は登録推薦資産の独自性を実証することではなく、登録推薦資産が定義された文脈において顕著な普遍的価値を非常に強く主張できるかどうかを実証することである。

世界遺産基準の変遷

既存の世界遺産との比較を行う際には、世界遺産基準が年月とともに変化していることに留意することが重要である。2005 年より以前の基準は、文化基準 (i~vi) と自然基準 (vii~x) の 2 つのリストに分けられていた。2005 年に改訂された作業指針では 10 の基準を定めた 1 つのリストにまとめられ、以降現在までこの 10 基準が採用されている。この基準体系における新旧の番号の関係を下表にまとめた。

	文化基準						自然基準			
2004 年以前の作業指針	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	(vi)	(i)	(ii)	(iii)	(iv)
2005 年以降の作業指針	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	(vi)	(viii)	(ix)	(vii)	(x)

新しいリストでは 4 つの旧自然基準の順序が変更されていることに留意されたい。現在の作業指針では、旧自然基準の(iii)は旧自然基準の(i) (ii) (iv)の前に位置している。さらに、基準の細かな言い回しも年月とともに変化しており、1992 年に最も大きな修正が行われた。この時期前後に登録された資産との比較を行う際にはこのことを心にとどめておく必要がある。

3 資産を定義する、理解する

次の作業は、同じ地政文化的区分、または適切な場合は世界の他の地域で、今後、類似の資産が登録推薦される可能性があるかどうかを検討することである。登録推薦する資産は、選定した価値および属性に基づいて、他の有名な事例と比較する必要がある。この作業でも、登録推薦する資産を他の資産とどのように比較するか、類似資産がある場合には、登録推薦する資産を最高の事例または代表例とみなすべき理由、または、将来連続性のある資産として他の資産を組み込む可能性があるかどうかについて、結論を導き出す必要がある。

類型学による比較、または資産の要素のみを他の資産の要素と比較することは、主張する価値に直接関係がない限り適切とはみなされない。

比較分析では、真実性と完全性が重要な位置を占めている。類似資産の中には真実性と完全性がより優れているものもより劣るものもあり、これが、潜在的顕著な普遍的価値に影響を及ぼす。

比較分析の最後には、世界遺産一覧表に既に登録されている遺産、および定義された地政文化的区分内（文化遺産）または世界（自然遺産）の一連の類似資産に対する、登録推薦資産の位置付けが可能となるようにしなければならない。分析では、世界遺産一覧表にその資産を登録する余地があり、他に登録推薦可能な類似資産が一切ないことを示す必要がある。

類似資産に関する情報は以下で入手できる可能性が高い。

- 世界遺産一覧表
- 登録推薦書、諮問機関の評価、世界遺産一覧表に既に登録されている類似資産についての世界遺産委員会の過去の決定
- 登録に推されなかった資産に関する情報 — 顕著な普遍的価値の主張に合致することが期待される重要性の閾値またはレベルを特定する上で役立つ
- 国内外の暫定リスト
- 世界遺産一覧表：ギャップを補う将来に向けた行動計画（ICOMOS、2005a）— 文化遺産向け
- IUCN（国際自然保護連合）および ICOMOS（国際記念物遺跡会議）のテーマ別研究
- 世界自然保護区データベース WDPA（www.wdpa.org）— 自然遺産向け
- その他の専門機関（Docomomo、TICCIH（国際産業遺産保存委員会））が作成した目録
- その他の調査研究報告書および文献、または関連する国際的な専門家が提供する資料

これら情報源の大部分についてのオンライン上の入手先は本マニュアルのセクション 1.1 に掲載されている。

もう 1 つの有効な情報源は、資産に関連する分野で活動する国内外の専門家である。比較分析の実施または検討において、国内の最適な専門家に加えて国際的な専門家を活用することは、登録推薦の進行に非常に有効となり得る。こうした分析はプロセスの初期段階に行うほど良く、基本的に、世界遺産条約締約国の暫定リストに掲載されている遺産を対象にこうした

3 資産を定義する、理解する

分析を行うことが、今後の登録推薦の優先順位付けの助けとなる可能性がある。

比較分析実施のための専門家グループの活用事例

特に自然遺産に関して、比較分析の実施に専門家グループを活用することが望ましい場合がある。以下に概要を示す。

1. 新規に登録推薦する資産は、以下に関する分類を明確にすべきである。
 - 資産が代表するテーマ、地政文化的文脈および生物地理区分。この分類は、IUCN および ICOMOS が実施した世界遺産一覧表および暫定リストの分析で提供された情報に基づいて行うべきである。例えば、陸湿地、砂漠、海洋・沿岸地域、岩絵、橋、文化的景観など。
 - 具体的な世界遺産基準。これに基づいて、その後の地政文化的区分（文化遺産）または世界（自然遺産）の比較分析の枠組みを作成すべきである。
2. 締約国は、登録推薦資産の分類に基づいて、登録推薦資産が代表するテーマ、地政文化的文脈および生物地理区分に関するスペシャリストで構成される専門家グループを結成すべきである。こうした専門家グループは国内のスペシャリストで構成すべきであり、理想的には、分析全体を通じて国際的な観点を維持する助けとなる国際的な専門家を含めるべきである。諮問機関は締約国から要請があれば、国際的な専門家を推薦している。この専門家グループには、登録推薦資産の価値の最初の特定および合意に関わった専門家を含めるべきであり、さらに理想的には、国際的な観点を有する当該の国および地域以外の専門家も含めるべきである。こうした専門家による意見は、会議に出席する代わりに電子メールや文書で得ることも可能である。
3. 専門家グループは、比較分析の基礎となる、あらゆる資産を特定しなければならない。この全資産を選定するための情報源は上述したとおり。
4. その後専門家グループは、登録推薦資産の相対的なランクを評価するために、登録推薦する資産および比較分析の対象となる類似資産の両方について、量的にも質的にも可能な限りの情報を集めなければならない。情報収集および比較分析の始点は、その基準の下で資産が登録推薦される可能性が高い基準とすべきである。比較分析は、その根拠となる情報源が明確に示されている場合、必ずしも長い説明を記した文書を作成する必要はない。比較分析は一覧表にまとめることもできる。作業指針では、比較分析の対象となる複数の資産の保全状態について相対的に評価することが適切であると明確に述べられている。資産の重要性が同程度の場合、状態が良くない、または有効な保護・管理が行われていない資産は、状態が良く、高い基準で保護・管理が行われている資産と比べて、潜在的顕著な普遍的価値の主張が弱いとみなされる可能性がある。
5. 専門家グループは、その調査研究および討議に基づいて、登録推薦資産の結論を含めた、最終的な比較分析を作成しなければならない（下記の結論についての討議を参照）。

上述のとおり、資産の価値を理解する上では、テーマ別枠組み、年代別・地域別枠組み、類型学的枠組みなど、さまざまな調査研究の枠組みが助けとなると思われる。類似資産もこうした調査研究の枠組みの一部となる。

3 資産を定義する、理解する

比較分析の基礎となる既存の情報または調査が一切ない、または情報が非常に限られていることがある。そうした場合の選択肢の 1 つは、必要な情報を得るための調査研究を実施する、または信頼できる適切な専門家または機関に調査研究の実施を促すことである。こうした専門家または機関が登録推薦とは無関係で、国際的な信頼を得ている方が良い結果をもたらすことが多い。ただし、これには追加費用が発生する可能性がある。

自国以外から比較分析のための情報を入手する場合には言語の違いが問題となるかもしれないが、これは解決しなければならない。比較分析に関連性の高い一連の情報が単にこの言語的な理由で無視されることは、知識面においても実用面においても受け入れられない。

キーメッセージ

比較分析について国際的専門家によるピアレビューを受けること。

比較分析は、潜在的顕著な普遍的価値の理解に不可欠であり、こうした価値を特定するプロセスに情報を提供する。

比較分析では結論を導き出さなければならない。徹底的かつ客観的な比較分析は登録推薦の成功に大きく貢献する。比較分析の結果は以下の 3 つの結論のいずれかとなるだろう。

- 類似資産との比較の結果、登録推薦する資産が上位に位置付けられ、世界遺産一覧表の重要なギャップを埋めることができ、締約国は登録推薦プロセスを推し進めるべきである。
- 類似資産との比較の結果、登録推薦する資産は下位に位置付けられ、世界遺産一覧表の重要なギャップを埋めるわけではないため、締約国は資産の登録推薦を慎重に再検討することが望まれる。
- 登録推薦する資産が他の類似資産と重要性が同等と位置付けられる。これはまた、潜在的顕著な普遍的価値が相対的に弱い、またはボーダーライン上にあることを示しているかもしれない。上位に位置する他の類似資産が少ない場合には、連続性のある資産および／または国境を越える資産として、他の資産を含めてコンセプトを拡大または結びつけられる可能性を示しているかもしれない。

拡張においては、最初の登録推薦書に含められた比較分析に特別な注意を払う。提案された拡張と最初の登録推薦書をどのように比較するか、最初の登録推薦の価値を提案された拡張においてどのように説明するかを検討する。

比較分析実施において検討すべき、いくつかの鍵となる原則を以下にまとめた。

- 分析は可能な限り厳密かつ客観的に行うべきであり、さらに分析の客観性を損なう恐れのある国家威信の問題（例：「これは自国における最高の伝統遺産である」）は脇に置き、常に幅広い視野を維持すべきである。
- 国内外両方のレベルで入手可能な最高の科学的情報によって裏付けすべきである。未発表の報告書や管理文書などの灰色文献は、論文や出版物のコピーが登録推薦書で参照されている限り使用できる。
- テーマ別研究がある場合にはそれらを参照すべきであるが、完全な分析実

3 資産を定義する、理解する

施のための背景文脈として参照すべきである。関連するテーマ別研究は無視することはできない。

- 自然遺産の保全優先順位に関する世界規模のアセスメントは非常に有益であり、資産の重要性に関して貴重な情報を提供できる（自然遺産向けの例：コンサベーション・インターナショナルの生物多様性ホットスポット、WWFのグローバル 200 エコリージョン）。ただし、これらは、潜在的顕著な普遍的価値に関する質問に答えるために特別に作成されてはいない。比較分析実施のためには、資産が世界レベルでどの程度独自性を有しているかを定義する上で役立つ、世界規模のアセスメントの活用を優先することを推奨する。
- 比較分析の第一草案作成完了時には、国内外の著名な専門家に草案を確認してもらい、追加の情報やフィードバックを受け、成果を検証してもらうことを強く推奨する。諮問機関は締約国の要請に応じて、関連情報の提供またはピアレビューの実施が可能な著名な専門家について助言を提供することができる。第一草案は登録推薦プロセス全体の 1 つの重要な段階として捉えるべきである。

比較分析は、登録推薦の構成要素の中でウィークポイントとなることがしばしばあり、比較分析が登録推薦の成功を脅かすことがある。よくある問題を以下に示す。

- 分析に客観性が欠けている。
- 同じ地政文化的区分（文化遺産）または世界（自然遺産）以外の類似資産を探す真摯な努力をしていない。
- 類似資産の情報源として、世界遺産一覧表と暫定リストのみを使用している。
- 登録推薦資産の重要性を表面的に高めようとして、明らかに重要性の低い資産と登録推薦資産を比較している。
- 登録推薦資産とまったく類似性のない登録済み資産とを比較している。
- 潜在的顕著な普遍的価値と関連する具体的な属性ではなく、資産の重要性の低い要素または無関係な属性に関する分析に基づいている。

比較分析の結果が確固たるものではなく、説得力もない場合、資産の登録推薦の意向を再検討すべきである。

締約国による詳細なテーマ別分析の実施

テーマ別調査研究は比較分析に非常に役立つ。テーマ別調査研究については本マニュアルのセクション 1.1 を参照。

テーマ別研究は ICOMOS が実施しているが、締約国が特定の資産の登録推薦を支援することを目的として、通常よりも徹底かつ詳細なテーマ別分析を実施することもある。

以下にその事例を示す。

- フランスによる地中海沿岸地域の放牧に関するテーマ別研究、他国も参加したワークショップを受けて実施。
- ピエモンテとロンバルディアのサクリ・モンティ（イタリア） - 登録時に包括的なテーマ別研究を実施。
- リヴァプール海商都市（イギリス）の登録推薦には実質的にテーマ別研究となる比較研究が含まれていた（下記参照）。
- ル・モーンの文化的景観（モーリシャス）の登録推薦にも奴隷の抵抗に関するテーマ別研究が含まれていた。

3 資産を定義する、理解する

- サン・ミゲルの要塞都市とヘスス・デ・ナサレノ・デ・アトニルコの聖地（メキシコ）の登録推薦には、実質的にラテン・アメリカ・カリブ諸国の植民地に関するテーマ別研究となる比較分析が含まれており、地域的関連性の枠組みを提案していた。



© UNESCO / Jasmina Sopova

ケーススタディ

比較分析

リヴァプール—海商都市（イギリス）

この資産の比較分析は以下の理由から比較分析の良例である。

- 同資産が大英帝国の港として、また欧州の移民の港として評価されるために必要となる重要なテーマについて述べられている。
- イギリスの他の港との比較から始まり、規模、総トン数、出荷作業およびインフラの性質と時期、港を抱える都市との経済的な関係など、潜在的顕著な普遍的価値の主張に関連する属性について検討している。真実性と完全性の問題はこれら比較の重要な部分である。
- リヴァプールの主張を裏付けるため、欧州内の類似する港およびその他象徴的な港について検証している。ここでも、これらの港について、関連する、潜在的顕著な普遍的価値、さらに真実性と完全性の問題が検討されている。
- 既に登録されている世界遺産について、港として登録されている遺産および付随的に港が含まれている遺産の両方を含めて検討しており、再度関連する顕著な普遍的価値に注目している。



© OUR PLACE – The World Heritage Collection

登録推薦書では以下のような結論を導き出している。

「世界的に見て、リヴァプールほど交易に特化した重要な港は他にない。また、大英帝国以外の帝国を含めても、その富、野心、権力をリヴァプールほど表現している港は他にない。世界遺産一覧表の港は、リヴァプールよりも古くから、または長く存続しているものが多いが、リヴァプールの都市景観が表現する価値や歴史的な重要性を現在も維持しているものは1つもない。リヴァプールは18世紀、19世紀、20世紀初頭にこれを成し遂げており、他の類似する港とは現在も一線を画している。特に、港湾インフラと歴史的な都市景観の存続レベルは特筆に値する。」

ミグアシャ国立公園（カナダ）

3 資産を定義する、理解する

自然遺産の地理的重要性に関して、これまでで最も包括的な比較分析を実施したのは、デボン紀の化石遺跡であるカナダのミグアシャ国立公園である。使用されている革新的で科学に基づいた手法は IUCN によって、自然遺産の評価プロセスにおける幅広い採用と適応に値するモデルアプローチとみなされている。以下の 3 段階に分かれた手法が使用されている。



© Neumeier

- ・ 評価基準の確立：評価基準の特定においては、IUCN が化石遺跡の古生物学的重要性の評価のために開発した 10 の質問、および化石遺跡の世界遺産としての地位を確立するためのウェルズの 9 つの推奨基準（1996 年）のチェックリストが基礎となった。
- ・ 評価すべき主要遺跡の選定：文献的調査研究および他の専門家のコンサルテーションに基づいて、世界中から 61 カ所のデボン紀の脊椎動物の化石遺跡を選定した。その後、化石の文脈に関する 5 つの資格基準の少なくとも 1 つに合致するという条件に見合わなかった遺跡をすべて排除し 15 カ所に絞った。
- ・ スコアベースの評価実施：選定した 15 カ所の遺跡それぞれについて、化石要素の実際の数に基づいて恣意的または絶対的なスコアのいずれかを付すスコアリングシステムを利用して、基準に対する評価を実施した。

顕著な普遍的価値の言明の作成

登録推薦書の作成に取りかかる前に、堅固かつ厳密な、顕著な普遍的価値の言明をきちんと作成することを強く推奨する。登録推薦を成功させるためには、この言明が必要である。明確で説得力のある言明が作成できない場合、その資産は世界遺産一覧表への登録が疑わしい候補であり、登録推薦の提案を見直すべきである。

上述した登録推薦プロセスのさまざまな段階は、関連する世界遺産基準を確認し、顕著な普遍的価値の言明を作成することができるポイントへの帰着を助けることを目的としている。以下にその概要をまとめた。

キーメッセージ

まず顕著な普遍的価値の言明案を明確にしてから、他の推薦作業に着手すべき。

- ・ 潜在する顕著な普遍的価値を定義し、これを伝える特徴および属性を特定する。
- ・ 把握した、潜在的顕著な普遍的価値に基づいて、適切な世界遺産基準を選定する。
- ・ 適切な場合、連続性のある資産として登録推薦すべきかどうかを判断し、潜在的顕著な普遍的価値に基づいて構成要素を検討する。
- ・ 真実性と完全性を評価し、説明する。
- ・ 徹底的かつ客観的な比較分析を実施する。

この一連の情報を使って、提案された基準が資産にとってふさわしいかどうかをチェックする。再度、選定した基準を強力な証拠と健全な議論によって十分に裏付けるようにする。

3 資産を定義する、理解する

この情報もまた、顕著な普遍的価値の言明の作成に使用すべきである。言明の作成は、使われる基準の一部の再検討につながる可能性がある。これは、登録推薦の開発の通常調整プロセスの一部として受け入れるべきである。

顕著な普遍的価値の言明は以下の書式に従って作成しなければならない。
(最大 A4 サイズ 2 ページ、作業指針の付属資料 10 参照)

- 概要：
 - 事実情報の概略（資産の構成、地理的および歴史的文脈、最大 150 ワード）
 - 品質の概略（価値、属性、最大 150 ワード）
- 基準選定の理由（基準を表現する価値および属性、ならびに資産が各提案基準にふさわしい理由、各基準について最大 200 ワード）
- 起草／登録日の完全性の宣言（全資産）（潜在的顕著な普遍的価値を伝える資産の属性または特徴がすべて資産の境界線内に整っていることを説明すること、最大 200 ワード）
- 起草／登録日の真実性の宣言（この宣言は基準 i~vi 下で登録推薦される資産にのみ必要）（潜在的顕著な普遍的価値を伝える属性が価値を正しく反映しているかどうか、最大 200 ワード）
- 潜在的顕著な普遍的価値の維持に必要な保護・管理の要件（保護・管理の体制および計画の両方が、資産の保護・管理を、潜在的顕著な普遍的価値を維持できる方法で十分に実行できるようきちんと整っているか）（保護・管理については 82~91 ページで説明）
 - 全体的な枠組み（最大 200 ワード）
 - 長期的な予想 — 長期的な注意を要する主な問題（例えば主な脅威からの保護、能力および資金の維持、コミュニティの支援の維持など、最大 150 ワード）

2007 年以前の登録について遡って言明を作成する場合には、若干異なる対応が必要である。完全性と真実性の構成要素は、情報が入手可能ならば、登録時の状況を反映していなければならない。

顕著な普遍的価値の言明は、優れた登録推薦書作成において最も困難かつ重要な作業であり、慎重な検討が求められる。言明には必ず以下を含める。

- 今後の保護、保全、管理、モニタリングについての十分な情報を含む、潜在的顕著な普遍的価値の強力な説明内容。言明は、意思決定者、政治家および一般の人々に対し、資産の価値と属性を分かりやすく説明するものでなければならない。
- 資産を構成する価値の強力な表明、およびその価値を伝える属性の説明。
- 選定した基準の確実な正当性。
- 資産の最も重要な特徴についての情報を簡潔かつ十分に伝える。
- 幅広い人々に向けて作成する。可能であれば、隠語や専門用語を避ける。

キーメッセージ

全過程を通じて
顕著な普遍的価値の
言明案を活
発に見直すこ
と。

また、顕著な普遍的価値の言明の作成作業によって、資産に潜在する価値についての登録推薦プロセスに関わるすべての人々に共通の理解を確立することができる。さらにこの言明が登録推薦書のすべてのセクション、すなわち説明内容、正当性、保全、保護、管理、モニタリングの基礎となる。

3 資産を定義する、理解する

言明の草案完成後、関係者および適切な専門家にチェックしてもらい、言明に対する意見を求めるべきである。その目的は、幅広い人々から言明に対する合意を得ることである。合意を確実にするために協議の期間が必要となるかもしれない。

この時点で、言明は保護・管理の部分を除いて、完全ではないがほぼ最終稿と認められるかもしれないが、登録推薦のさらなる作業およびその他のコンサルテーションにより、修正が必要となる可能性がある。これは非常に一般的なことであり、堅固な言明の開発プロセスの一部として受け入れるべきである。

連続性のある資産として新規に登録推薦する場合は、上述したように、言明は資産全体として標準的な要件に応えるべきである。可能であれば、連続性のある資産の個々の構成要素に関する本質的に類似の情報ではなく、資産全体に関する情報の概略を提供すべきである。にもかかわらず、例外、または 1 つないしいくつかの構成要素のみに関する特別な重要情報を記載する理由が存在する場合もある。

構成要素が、既に登録されている連続性のある資産への追加として提案されている場合には、既存の顕著な普遍的価値の言明を変更せずとも追加の構成要素の内容を包含していることもあれば、追加の構成要素に合わせて若干変更の必要があることもある。若干の変更が必要または言明がない時には、世界遺産委員会の要件に従って、言明を修正または作成する必要がある。このプロセスのために、世界遺産センターと諮問機関が顕著な普遍的価値の言明を遡って作成する際の指示書を作成している。いずれの場合にも、言明は新規の価値ではなく、新規の重要な属性を反映すべきである。価値は以前に世界遺産委員会によって合意を得たものでなければならない。追加または異なる価値を提案する場合には、新規の登録推薦書を作成しなければならない（作業指針、段落 166）。

既存の資産を拡張する場合には、元々の資産の既存の顕著な普遍的価値の言明を、新規の価値ではなく新規の重要な属性を反映するよう修正するか、または資産全体として新しい言明を作成するかのいずれかを行う。

ケーススタディ

顕著な普遍的価値の言明

首長ロイ・マタの地（バヌアツ）

バヌアツの首長ロイ・マタの地の現存する文化的景観は、太平洋諸島の首長制を代表する景観の見本として顕著な普遍的価値を有している。長きにわたる人々とその周りの自然との交流を反映して

おり、首長ロイ・マタに関わりのある有形遺跡を尊重し、ロイ・マタの社会改革の精神的および道徳的遺産によって人々を導く場所となっている。景観は今も続く太平洋諸島の首長制を反映しており、またロイ・マタの住居および埋葬



© Vanuatu National Cultural Council / Chris Ballard

3 資産を定義する、理解する

地を立ち入り禁止（タブ）にすることにより、ロイ・マタの権威に対する尊敬の念も反映しており、400 年以上前から続く、地元の景観と社会的慣習を形づくっている。景観はロイ・マタの偉業を記念するもので、ロイ・マタは現代のバヌアツにおいても、力とインスピレーションの源として多くの人々の心の中に生きている。

基準 (iii)：首長ロイ・マタの地は現存する文化的景観で、首長らによる、それまでの称号保持者からの権威の継承方法、また特に、ロイ・マタの住居および埋葬地を 400 年以上前から立ち入り禁止（タブ）にし、地元の景観と社会的慣習を維持してきた方法を反映している。

基準 (v)：首長ロイ・マタの地は、太平洋諸島の首長制を代表する景観、および長きにわたる太平洋諸島の人々とその周りの自然との交流の顕著な見本であり、ロイ・マタに関わりのある重要な 3 カ所の有形遺跡への尊敬の念を反映しており、ロイ・マタの社会改革の精神的および道徳的遺産によって人々を導く場所となっている。

基準 (vi)：首長ロイ・マタの地は現代のバヌアツにおいて、目に見える景観を通じた力の源として、また人生を導くインスピレーションの源として多くの人々の心の中に生きている。

首長ロイ・マタの地の真実性は、景観と口承によるロイ・マタの伝統の現存する結びつき、首長制の権威の継続、および現在もこれら場所を立ち入り禁止（タブ）にし、この有形遺跡をロイ・マタが生きた証拠として慣習的に敬っていることから証明される。

登録推薦範囲と緩衝地帯は適切な法的保護が実施されている。資産の総合的な管理体制も、首長制と立ち入り禁止（タブ）を通じた伝統的な管理および政府による遺産保護の法律の両方が実施されており適切である。管理体制には地元のコミュニティと政府の管理機関が関与している。これにより、遺産の完全性が維持されている。

済州火山島と溶岩洞窟群（大韓民国）

済州火山島と溶岩洞窟群は 3 つの構成要素から成る、一貫性および連続性のある資産である。拒文岳溶岩洞窟系の比類のない品質と、他の 2 つの構成要素における多様かつ近付くことが可能な火山としての特徴が、世界の火山活動の理解にとって、他にはない重要な貢献を果たしている。



© IUCN / Paul Dingwall

基準 (vii)：こうした洞窟系としては世界最高とみなされる拒文岳溶岩洞窟系は顕著な見た目のインパクトを有し、実際に目にした人々にも強い印象を与える。他にはない壮観な光景で、マルチカラーの炭酸塩の装飾が天井と床を飾り、ダークカラーの溶岩壁には部分的に炭酸塩堆積物の壁面が見られる。城塞のような城山日出峰の噴火口跡（タフコーン）は海面上に盛り上がり、ドラマティックな景観を作り出している。漢拏山は季節によってさまざまな質感と色

3 資産を定義する、理解する

を見せ、他にも滝、多様な形の岩の組み合わせ、柱状に連なった崖、湖のように水をたたえた噴火口のある高くそびえる山頂などが、優れた景観美を作り出している。

基準 (viii) : 済州は世界でも数少ない大型の盾状火山として他にはない価値を有し、静止大陸地殻プレートのホットスポット上に築かれている。拒文岳溶岩洞窟系が特徴で、この洞窟系は世界で最も印象的かつ重要な、保護された溶岩洞窟で、洞窟内には壮大な炭酸塩洞窟二次生成物（鍾乳石とその他装飾）が他に及ぶものがないほど豊富かつ多様に含まれている。城山日出峰の噴火口跡（タフコーン）は、構造的および堆積学的特徴が大きく露出しており、スルツェイ式噴火の研究に役立つ世界クラスの世界遺産区域である。

資産は十分に管理・資金調達されており、2006～2010 年の管理計画を策定、実施のための資金も調達されている。管理上の主な問題としては、農業の地下環境への潜在的な影響、および資産への多数の訪問者の管理である。資産をさらに拡張し、他の重要な溶岩洞窟系および済州の火山的な特徴を含める可能性がある。

連続性のある資産の登録推薦（シリアル・ノミネーション）

連続性のある資産とは 2 つ以上の個別の構成要素が全体として、潜在的顕著な普遍的価値を有するものである（本マニュアルのセクション 1.3 の定義参照）。

連続性のある資産の登録推薦の場合、連続性のある構成要素の、潜在的顕著な普遍的価値が基本であり、これが証明されなければならない。さらに、構成要素の選定の理論的根拠を明確にし、この理論的根拠が、潜在的顕著な普遍的価値、ならびに、構成要素が示す属性および特徴に基づいていなければならない。

比較分析により構成要素選定の正当性を証明し、さらに連続性のある資産全体としての、潜在的顕著な普遍的価値を示さなければならない。

登録推薦する資産に潜在的顕著な普遍的価値に、強くまたは明確に関連していない構成要素は含めるべきではない。

原則として、たとえ今回は最初の構成要素のみを登録推薦するとしても、連続性のある資産として登録推薦の可能性のあるすべての構成要素を登録推薦書に示すべきである。作業指針では、連続性のある資産の一部のみを最初に登録推薦し、後に他の構成要素を追加することを許可している（段落 137～139）。連続性のある資産として登録推薦を意図する他の構成要素を明確に示し、説明すべきである。

資産の個々の構成要素が機能的に連携しているかどうか、すべての構成要素を対象とした総合的な管理枠組みがあるかどうかについての情報も提供すべきである。

3 資産を定義する、理解する

連続性のある資産の登録推薦に関連する重要な原則は、他の登録推薦と同様に、すべてが同じ一連の基準および完全性、真実性、管理の条件で評価されることである。さらに、登録の基礎となる地政文化的区分または世界規模の比較分析も同じ条件となる。

もう 1 つの重要な原則は、連続性のある資産の登録推薦はすべて、世界遺産一覧表への単一の登録推薦となることである。このため、連続性のある資産は単一の資産として登録され、そのように扱われる。連続性のある資産の一部の価値が危険にさらされている世界遺産一覧表に登録するよう提案されている場合には、資産全体が危険にさらされている世界遺産一覧表に登録される。これは、一国内のみにすべての構成要素が含まれている連続性のある資産および国境を越える資産のどちらにも適用される。

連続性のある資産に関して役立つ参照文献は、「連続性のある世界自然遺産資産の登録推薦と管理－現況、課題、機会」（Engels ら、2009 年）である。

ケーススタディ

連続性のある遺産－マラッカとジョージタウン、マラッカ海峡の古都群（マレーシア）

マラッカ海峡に面したマラッカとジョージタウンの古都群は東西間の貿易・文化交流を通じて、500 年以上にわたり発展を遂げてきた。この都市には、有形・無形を問わず、アジアと欧州の影響による独自の多文化遺産が数多く残されている。マラッカの政府庁舎や教会、広場、要塞など

は、15 世紀にスルタンの領土だったこの町が、16 世紀初期にポルトガルやオランダに支配された歴史を物語る。一方、ジョージタウンでは、住居や商業用施設などが 18 世紀末からのイギリス統治時代の名残をとどめる。両都市の景観は建築的にも文化的にも、東アジアや東南アジアでは比肩する場所がない異国情緒あふれる独特な風景である。基準 (ii) (iii) (iv) 下で登録。



© OUR PLACE – The World Heritage Collection

3 資産を定義する、理解する

マラッカ海峡の古都群



マラッカ海峡

* Scale 1cm : 470 m	マラッカのコア・ゾーンおよび緩衝地帯	
Source : Urban and Country Planning Department, Malaysia	Legend : Core Zone 38.42 hectares Buffer Zone 124.83 hectares Total 163.25 hectares	

マラッカ海峡の古都群



* Scale 1cm : 150m	ジョージタウンのコア・ゾーンエラー! ブックマークが定義されていません。および緩衝地帯	
Source : Urban and Country Planning Department, Malaysia	Legend : Core Zone 38.42 hectares Buffer Zone 124.83 hectares Total 163.25 hectares	

2

出典：推薦書

ケーススタディ

連続性のある遺産－ベルリンの近代集合住宅群（ドイツ）

登録された資産は6つの集合住宅で、ベルリンが社会的、政治的、文化的に特に斬新だったワイマール共和国時代の1910～1933年の革新的な住宅供給政策の証しとなるものである。資産はいずれも、低所得者層の住宅と生活環境を改善することを目的として新たな都市計画、建築手法、庭園設計を通じて建てられた、建築改革ムーブメントの顕著な事例である。さらに、まったく新しい設計ソリューションならびに技術的および美的な革新性を備えた、新たな都市および建築の類型論を示す優れた事例でもある。ブルーノ・タウト、

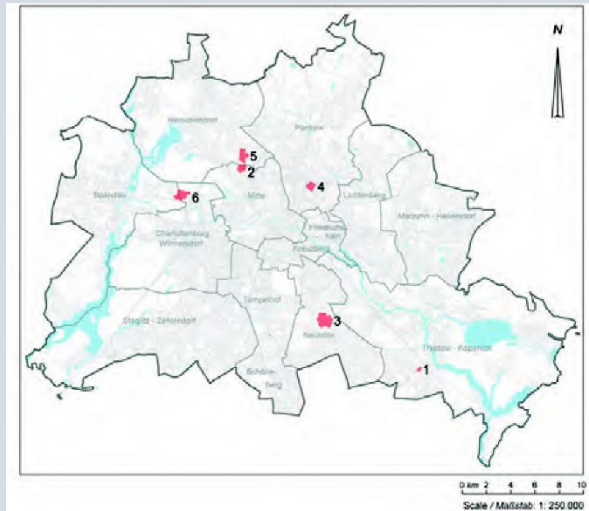


© Winfried Brenne Architektur, Berlin

² 訳注：かつては、「コア・ゾーン」という用語を用いる国もあったが、世界遺産の範囲のことを言っているのか、世界遺産の範囲内にある核心地区のことを言っているのか不明確なため、現在では世界遺産の範囲については「資産」（プロパティ）を使うこととなっている。「作業指針」でも「コア・ゾーン」という言葉は使わない。

3 資産を定義する、理解する

マルティン・ヴァグナー、ヴァルター・グロピウスら一流の建築家が政策の中心を担い、世界中の公共住宅の発展に多大な影響を及ぼした。基準 (ii) (iv) 下で登録。



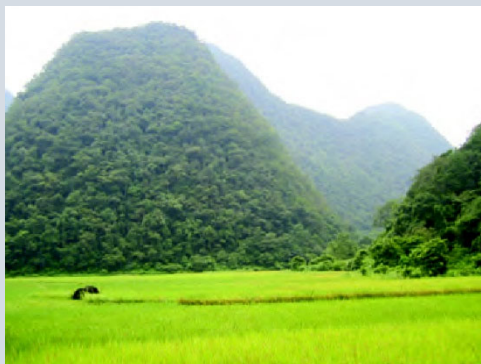
出典：推薦書

ケーススタディ

連続性のある遺産－中国南部カルスト（中華人民共和国）

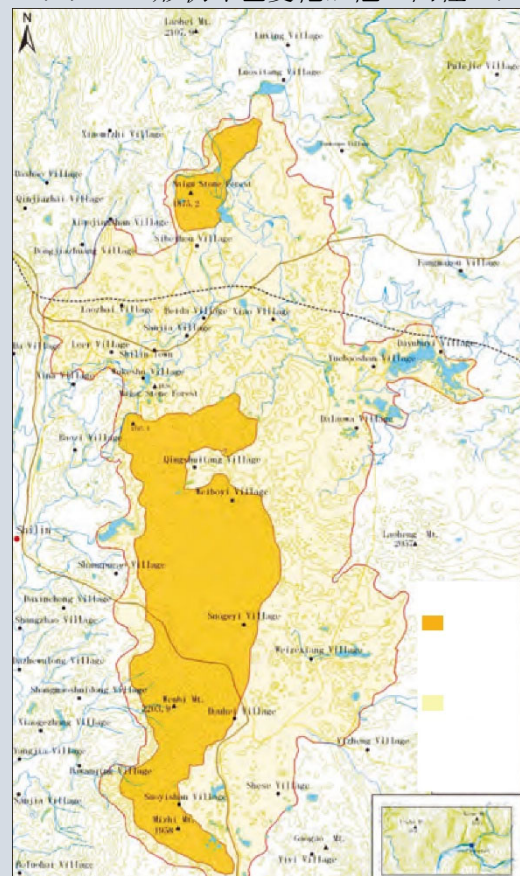
中国南部カルスト地帯は主に雲南省、貴州省、広西壮族自治区の約 50 万 km^2 に広がっている。湿潤熱帯カルスト地形および亜熱帯カルスト地形の世界有数の壮麗な事例である。石林のカルスト地形は、ピナクルの形状や色変化が他の同種のカルスト地形よりも多種多様で、世界でも他に類を見ない最高の自然現象とされている。荔波の円錐カルスト地形およびタワーカルスト地形も特徴ある美しい景観を作り出しており、この種のカルスト地形としては世界に並ぶものがないとされている。武隆のカルスト地形が登録に至った特徴は、巨大なドリーネ（すり鉢状窪地）と天然の橋と洞窟である。基準 (vii) (viii) 下で登録。

右の地図は、この連続性のある遺産の一部のみを示したものである。



© UNESCO / Jim Thorsell

出典：推薦書



3 資産を定義する、理解する

潜在的顕著な普遍的価値を包含した明確な境界線の設定

登録推薦資産のために提案する境界線は、その潜在的顕著な普遍的価値を伝えるすべての属性および特徴を包含していなければならない。潜在的顕著な普遍的価値に無関係な領域を含む境界線は適切ではない。一方、潜在的顕著な普遍的価値を伝える属性または特徴を有する領域が含まれていない境界線も問題である。

キーメッセージ

境界線は、顕著な普遍的価値を包含していなければならない。

登録推薦資産は一連のテストに合格しなければならないことを覚えておくことが重要である。資産は必ず、

- 顕著な普遍的価値を有する。
- 真実性と完全性の条件を満たしている。
- 保護され、十分に管理されている。

こうしたすべての要因が資産の境界線に影響を与える。

59～60 ページに示した属性および特徴のマッピングは、適切な境界線の設定作業の起点として有効である。

文化遺産については、登録推薦が歴史的都市の建造物などいくつかの重要な要素を含んでいる時には、いくつかの分離した要素を持つよりも、これらすべての要素を含む登録のための単一の領域またはゾーンを登録推薦する方が良い場合がある。これまでと同様、選定した境界線の理論的根拠が重要であり、こうした状況では単一の登録推薦領域の方が正当と認められる可能性がかなり高い。

保全上重要な要素または領域が地理的に連続していなかったり、互いに離れていたりして、1 つの大きな境界線が適切でないこともある。こうした場合には、連続性のある資産として登録推薦する方が良いかもしれない。

資産の一部が保護または十分に管理されていないこともある。この資産の一部が資産にとって必要不可欠な要素である場合には、登録推薦を成功させるために適切な保護・管理を実施しなければならない。こうした保護・管理に向けた調整または開発を行う間、登録推薦プロセスを一時中断する必要があるかもしれない。

境界線の設定は管理と保護が対立する一因であり、関係者の関与が必要である。境界線の設定は資産の保護、保全、管理に関わる土地利用の重要な意思決定となるため、関係者の関与とコミュニケーションが非常に重要である。

選定した境界線に対する明確な理論的根拠または説明が必要であり、登録推薦書の完全性のセクションにこれを含めるべきである。

3 資産を定義する、理解する

まとめ：

- ・登録推薦資産の境界線は、完全性の条件を満たすために必要な属性、すなわち潜在的顕著な普遍的価値を伝える不足のない完全な一連の属性を包含していなければならない。
- ・境界線は、資産の価値を伝える属性の特定に関して論理的思考に基づいて正当化できなければならない。
- ・境界線は、資産の法的な保護・管理に関連して明確に定義されなければならない。
- ・境界線は、管理に役立つのであれば、容易に特定できるようにすべきである。境界線は物理的な特徴に基づいて設定されることが多く、時自然の特徴に基づく場合もある。また効果的な境界線が道路など人為的な特徴に基づくこともあり、これは管理に不可欠な特徴であることが多い。ただし、この特徴を利用する時には、境界線内の領域が完全性の条件を確実に満たせるようより注意が必要である。
- ・質の高い境界線のマッピングが不可欠である。
- ・さらに、登録推薦資産内の境界線の設定（ゾーニング計画を含む）は、関係者を適切に関与させながら、資産の管理の優先事項・要件の設定と合わせて実施することが不可欠である。これにより、境界線に関するプロセスと保護、保全、管理を強力に連携させることができる。

ケーススタディ

境界線

ウベダとバエーサのルネサンス様式の記念碑的建造物群（スペイン）

最初の登録推薦では 2 つの都市の歴史地区群全体が推薦されており、この資産はその一部だった。最終的に両都市とも、登録推薦資産はルネサンス期に整備された地区のみに限定された。正当性は、これらがルネサンス様式の公共建築および着想のスペインへの導入を代表しており、ここから建築学の論文を通じて、ラテン・アメリカの建築デザインにまで影響を及ぼしたとの説明に変更された。

マカオ歴史地区（中華人民共和国）

当初の登録推薦では、対象事例の数が多すぎない方がよいとの考えから、12 の建築物に限定されていた。幸いなことに、メインストリートは妥当な方法でその完全性が保持されていた。このため、メインストリートと主要な広場、関連する建築物を含めて資産を定義し直すことが可能となった。

バムとその文化的景観（イラン）

最初、連続性のある資産として登録推薦され、要塞といくつかの廃墟となった建造物のみが提案されていた。コンサルティングの後、登録推薦の区分を連続性のある資産から文化的景観に変更した。その理由は、水管理体制とオアシスを中心とした生活様式が非常に重要であることが明らかとなったためである。

グロツワフの百周年記念ホール（ポーランド）

最初の登録推薦では百周年記念ホールの建物のみが対象だった。その後 ICOMOS の調査の結果、百周年記念ホールと同時期に計画された展示ゾーンも含めるべきであるとの合意が成された。保護を領域全体に提供するために緩衝地帯も拡張さ



© Serge Dos Santos /
UNESCO /
Alain Brunet

3 資産を定義する、理解する

れた。

ソルターニーエ（イラン）

当初の提案には、霊廟、周囲の土地特有の村、いくつかの少数派宗教または葬儀に関する記念碑が含まれていた。評価の結果、境界線は、霊廟と考古学的遺跡である小規模な要塞のみに再設定された。記念碑を含む村の残りの部分は緩衝地帯として含められた。周囲にはまた、モンゴル帝国のイルハン朝がかつてこの地に要塞を建てた理由の1つである、草原が続く景観保護地域もある。

レユニオン島の火山峰、圈谷と岩壁群（フランス）

当初の登録推薦には広範な居住地域が含まれており、この島の環境の中で最も重要な固有種の植生領域がすべて抜けていた。修正された登録推薦では、新規に設定された国立公園と連携させた境界線を合理的に説明し、緩衝地帯を効果的に調整して隣接する居住地域を含めるようにした。その結果、資産に島の最も重要な自然景観が含まれると同時に、設定された保護・管理との連携も明確になり、効果的な保全体制が確立された。



© Hervé Douris

ドロミーティ（イタリア）

ドロミーティは最初、異なる 27 の構成要素を含む連続性のある資産として登録推薦されたが、締約国は、構成要素の数を減らし、景観規模で領域の景観および美的価値を伝えられるよう登録推薦の焦点を絞ることを勧められた。修正された 9 つの構成要素を含む連続性のある資産は、明確な比較分析に基づいて設定され、2009 年に世界遺産一覧表に登録された。



© Dell' Agnola - Provincia di Belluno

緩衝地帯

どの世界遺産資産においても、資産に隣接する区域を含めた域外の活動に関する保護・管理の取り決めが必要である。このような保護、保全および管理を実現する手段として一般的に用いられるのが、緩衝地帯である。しかし、作業指針（段落 104）に示されるとおり、より広範な脅威から資産を保護するための法的、規制的小およびその他の措置がある場合は、緩衝地帯は必須条件というわけではない。土地利用計画や開発規制において認識されている場合や、保護区域内で景観レベルでの連続性が確保されている場合などがこれに含まれるだろう。この点については、国によってさまざまな仕組みが存在する場合もある。

ここで明確に理解しておきたいのは、緩衝地帯は世界遺産資産の一部ではないが、資産の保護、保全および管理を補助するために設けられているということだ。したがって、資産に隣接する区域を保護する上で、緩衝地帯は真実性および完全性の保護に資することができる。例えば、遠くの山と並んで見える寺院で、その景色の一部が緩衝地帯になっているケースがこれに該当する。

緩衝地帯は顕著な普遍的価値を持たないが、登録推薦資産の保護、保全お

3 資産を定義する、理解する

よび管理に密接に関連するものとして扱われる。潜在的顕著な普遍的価値を構成する属性や特徴は、緩衝地帯の一部とするのではなく、推薦資産の境界線内に含めなければならない。

緩衝地帯は世界遺産として登録された資産の一部ではないが、資産の登録時または世界遺産委員会により修正が認められた際には、緩衝地帯の境界線も正式に登録される。緩衝地帯は、資産の保護、保全および管理において締約国が担うべき責任に欠かせない構成要素である。そのため、資産の全体的な管理体制にはすべての緩衝地帯を組み込むべきである。また、緩衝地帯における活動の管理に対する資産の管理責任者の関わり方や影響力についても、明確にする必要がある。

緩衝地帯を設定するプロセスは、ステークホルダーを巻き込んで資産を理解してもらい、その長期的な保護、保全および管理のために協力してもらうための重要な機会となる。

緩衝地帯は、登録推薦資産に関連する資質を持たない中立的な地域であるかもしれないが、推薦資産の資質の維持を担う物理的またはその他の資質（経済、法律、機能、視覚、環境に関わるものなど）を含む地域でもあり得る。資産に近付くための物理的な経路となったり、推薦区域の内外の景観を定める重要な要素となったりする場合もある。緩衝地帯の役割には、資産を維持するより広い自然体系（河川流域等）の保護や、旅行者による影響や産業利用の管理に関連するもの（資産に通じる隣接の道路や駐車場の追加など）も含まれる。

そのため、緩衝地帯の特徴や価値は顕著な普遍的価値の評価には含まれないが、推薦資産が完全性、真実性、保護・管理の要件を満たすかどうかの評価には関係してくる場合もある。

資産に隣接する区域が理解され、明確に規定されているかどうか、もしくはその規定までにさらに努力を要するかどうかを検討する必要がある。

緩衝地帯の境界線に影響を与え得る問題には以下のものがある。

- ・ 潜在的顕著な普遍的価値の特性
- ・ 資産の管理の要件
- ・ 既知または予見可能な脅威や影響の性質
- ・ 資産とその周囲の主要な眺望
- ・ 緩衝地帯となり得る区域の既存の性質
- ・ 緩衝地帯となり得る区域内の所有権、資源利用、管理、保護（法律も含む）

キーメッセージ

保護措置のない緩衝地帯、正式な位置づけのない緩衝地帯は効果的ではない。

緩衝地帯では、資産区域内とは異なるさまざまな機能、用途、活動が認められる場合がある。

文化遺産の緩衝地帯は視覚的な影響に基づいて決められることが多いが、

3 資産を定義する、理解する

他の基準や影響（例えば、音による影響や水文学）が緩衝地帯の設定に関わることもある。

資産の境界線と同様に、緩衝地帯の境界線を設定する際には、資産の価値の保護、保全および管理と関連付けた明確な論理的根拠や説明が求められる。この論理的根拠を、推薦書の保護指定の欄に記載しなければならない。緩衝地帯と資産の機能、範囲、保護、保全および管理の関係を明らかにするとともに、その保護、保全および管理を統合する必要がある。資産とその緩衝地帯の保護、保全および管理の責任が異なる組織で分担されている場合は、その組織の間の約束や調整を明記しなければならない。

緩衝地帯の概念は世界遺産資産を保護する方策として生まれたものであり、そこには規制も含まれている。しかし、適切に計画された緩衝地帯は、価値の保護、保全および管理と調和した恩恵を地域社会などに与え、その持続的な使用を推進する上で重要な役割を果たすことができる。緩衝地帯は農地を含む場合もあるし、地元業者が経営する飲食店や宿泊施設などの観光客向けサービスを提供する場となることもある。推薦書ではこの点を強調しなければならない。

さらに、緩衝地帯は資産とその価値の存続には欠かせない、社会的、文化的、経済的交流において重要な役割を担っている。資産を維持するためのこのようなプロセスを認め、持続していくには、保護、保全および管理を入念に計画する必要がある。同様に、緩衝地帯が「博物館」化または観光地化することによって、長年にわたって築かれてきた資産の社会的、文化的、経済的文脈が不当に損なわれることがないようにしなければならない。

緩衝地帯を設定する際には、以下の項目に留意すること。ただし、順番はこの限りではない。

- 潜在的顕著な普遍的価値、完全性、資産の特性を分析し、外的な問題や関係性を明確にする。
- より効果的な保護、保全、管理を確立し、緩衝地帯の区域内での持続的な利用から恩恵を得るのに有効と見込まれる機会を分析する。
- 国の法律や地方の法規制など、緩衝地帯の設置に関する法規定を検討する。
- 緩衝地帯の機能に関連付けて、効果的な導入方法や仕組みを確保する。
- 資産の顕著な普遍的価値を外的な脅威から保護するという点について特別に配慮し、分析と検討に基づいて緩衝地帯を設定する（連続性のある資産については、その構成要素ごとに別々の緩衝地帯が必要な場合もある）。

緩衝地帯に関する保護の取り決めが存在しない場合は、保護の実施までにかかる期間によって推薦プロセスや提出のスケジュールに影響が出る可能性がある。保護の取り決めは、推薦書の提出前に実施されている必要があるからだ。

緩衝地帯の概念が資産を含む領地の法令に既に含まれている場合は、緩衝地帯が効果的であることが分かっている。したがって、このような法令のない締約国では、緩衝地帯の概念を法制度上で認めるようにすることが望

3 資産を定義する、理解する

ましい。

緩衝地帯は登録推薦資産に隣接する区域に保護措置を追加する重要な手段の1つであるが、より広い周辺環境の保護に対応するには別の仕組みも必要になる。代替的・補完的な遺産の保護を行う協定や計画、取り組みなどの他の保全対策との相乗効果も考えられる。

顕著な普遍的価値が地下に潜在するような特別な資産の緩衝地帯もあるが、このような場合は緩衝地帯は必要ないかもしれない。

緩衝地帯

メキシコ国立自治大学（UNAM）の中央大学都市キャンパス（メキシコ）

建物、スポーツ施設、屋外空間からなるメキシコ国立自治大学（UNAM）の中央大学都市キャンパスは、同プロジェクトに携わった60人以上の建築家、技師、芸術家により1949年から1952年にかけて作り上げられた。その結果、アーバンイズム、建築、工学、景観設計、美術が統合され、古代メキシコをはじめとする地域の伝統が取り入れられた他に類を見ない20世紀のモダニズムの代表例となった。普遍的に重要な社会文化的価値を具象化したキャンパスは、ラテン・アメリカの現代性を示す最も重要な象徴の1つである。

この資産では、その周辺環境をより効果的に保護するために緩衝地帯が改正された。



出典：推薦書

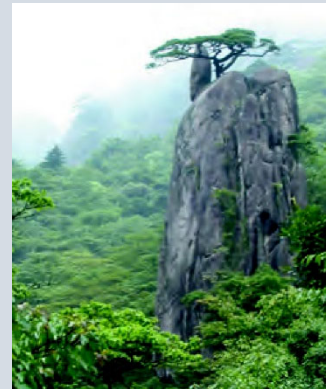
ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群（チリ）

当初の緩衝地帯の図が過度に簡略化されていたため、資産の景観を反映したものになるように改正が求められた。

3 資産を定義する、理解する

黄山（中国）

黄山の緩衝地帯は、資産を保護し、域外からの影響を緩和・防止する役割を担っている。野生動物の移動通路を設けたり、影響をもたらす可能性のある特定の土地利用を制限したり、観光用のインフラを整備したり、世界遺産資産の域外にある、他の景勝地の管理を支援するなど、さまざまな対策を実施することにより、資産自体への影響の低減に努めている。



© UNESCO / Giovanni Boccardi

クラック・デ・シュヴァリエとサラディン城（シリア・アラブ共和国）

サラディン城の事例では、この地域に潜在する考古学的な重要性和ケーブルカーによるアクセスに関する決定を考慮して、緩衝地帯が溪谷の向こう側まで拡大された。

セント・キルダ（イギリス）

島内の物理的な文化遺産にとって、海そのものが島を囲む保護地域となっている。そのため、緩衝地帯を公式に定める必要性はないと考えられている。

クックの初期農耕遺跡（パプアニューギニア）

緩衝地帯は資産の2方向にのみ設けられている。資産の上流の水文学的遺跡と、考古学的遺跡を保護することが決定している。



出典：推薦書

より広域の周辺環境

資産とその緩衝地帯に加えて、その外側の地域である広域周辺環境について考慮することも大変重要である。広域周辺環境が資産の視覚的な特徴や属性にとって重要な区域となっているケースもある。

上述のとおり、広域周辺環境が資産の真実性と完全性を保護する上で重要な役割を果たしている場合もある。

広域周辺環境で起こる開発や変化のうち、資産に潜在的顕著な普遍的価値に悪影響を与え得るものの例として、高層ビルや風力発電所のように視覚的に目立つものが挙げられる。これらは資産から相当離れていても、周辺環境と関連付けて解釈された時の資産の印象を損ねてしまう可能性がある。

3 資産を定義する、理解する

広域周辺環境と緩衝地帯は、状況によっては同じ場合もあるが、広域周辺環境の方がかなり広い場合もある。作業指針では公式に求められてはいないが、広域周辺環境の規模の論理的根拠は明確にしておくべきである。

周辺環境の問題に関して参考になる資料には、遺産となる構造物、遺跡、地域の周辺環境の保全に関する西安宣言 (ICOMOS、2005b) がある。

広域周辺環境の規模は、推薦書に含まれる地図に示す必要がある。推薦書の説明文においても、広域周辺環境について論じなければならない。

ケーススタディ

資産の周辺環境に関わる問題

UNESCO-ICOMOS によるエディンバラの旧市街と新市街のリアクティブモニタリング調査 (イギリス)

2008 年、世界遺産センターと ICOMOS の専門家がリアクティブモニタリングを実施し、1995 年に世界遺産一覧表に登録されたエディンバラの旧市街と新市街 (イギリス) に影響を及ぼす開発プロジェクトを調査した。

世界遺産委員会の要請で実施されたこのモニタリングでは、特にカルトンゲートの開発を中心に調査が行われた。

専門家たちは、広域都市としての保全状況、完全性、真実性という観点で、エディンバラの旧市街と新市街の全体的な状態を見直した。また、本資産の世界遺産一覧表への登録の根拠となっている卓越した資質である顕著な普遍的価値に、高層ビルの開発を含む現在の建設プロジェクトが及ぼす影響についても調査した。

また、国・地方の当局、機関、組織などのステークホルダーの代表と協力して、都市の歴史地区の景観保護のための対策を見直した。カルトンゲートの他にも、リース・ドックス、セント・ジェームズ・センター、ヘイマーケットなどの資産に関わるプロジェクトの概要提案書から、その影響について評価した。保全と管理を強化する機会についても議論した。

この世界遺産は、エディンバラが 15 世紀からスコットランドの首都として栄え続けてきたことが評価されて登録されたものである。世界遺産委員会により認められたのは、中世の城塞がそびえる旧市街と、新古典主義の新市街という 2 つの異なる地域で、後者の 18 世紀以降の開発は、欧州の都市計画に広範な影響を与えている。それぞれが多数の重要な建築物を擁するこの 2 つの対照的な歴史地区の調和の取れた共存こそが、この都市独自の特徴であり、顕著な普遍的価値である。



© UNESCO / F. Bandarin

3 資産を定義する、理解する

現在の保全状況 – 脅威と圧力

登録推薦資産に潜在的顕著な普遍的価値への脅威と圧力は、評価のプロセスで考慮すべき重要事項である。作業指針ではその要因として、開発、環境災害、自然災害、旅行客・観光の4つが挙げられている。そのため、推薦資産の保全状況については、現実的で証拠に裏付けされた、過大評価でも過小評価でもない情報を提供しなければならない。例えば、資産が良好な状態であるとの申告は事実を反映したものでなければならないし、重大な脅威を無視、軽視してはならない。さらに、傾向を知ることは状況を把握する上で極めて重要である。例えば、良好で改善傾向は、良好で悪化傾向とは大きく異なる。登録推薦資産を現地審査する訪問団の重要な任務は、脅威について確認して報告することであり、これには未報告の脅威の証拠を探すことも含まれている。

脅威に関する情報に含めて良いのは、特定の資産に対して予測または想定することが妥当であるものと、過去に指摘されたことがあるものだけである。例えば、可能性が極めて低い脅威には言及する必要はない。

ただし、そのような脅威についても正確で偽りのない情報を提供することは必要である。近年では、推薦書に未記載だった脅威が報告された直後に、その資産が登録されるという問題が深刻になっている。このため、審査プロセスの期間中に発生した新たな開発プロジェクトやその他の変化については、世界遺産センターに逐次報告することが望ましい。

保護

登録推薦資産には、法的および慣習的に適切な保護が必要である。定められた法域や状況において最も効果的な保護を受けられるのが理想的であり、場合によっては複数の階層にわたる法的およびその他の保護が設けられることもある。

法的および慣習的な保護は、相互に排他的な仕組みではなく、共同で実施することによって階層的な保護がうまく実現できることも多い。多くの場合、特に脅威が存在する場合においては、慣習的な保護の裏付けとなる適切な環境を整えるために法的な保護が必要となっている。

十分な保護が実施されていない資産を登録推薦しても、世界遺産への登録を達成することはできない。

潜在的顕著な普遍的価値を維持するためには、それを伝える有形・無形の属性を保護しなければならない。したがって、資産を適切に保護、保全、管理するには、この属性を明確に定義することが不可欠である。

3 資産を定義する、理解する

ここで有効な質問を以下に挙げる。

- 潜在的顕著な普遍的価値は、保護によって維持または向上されるか？
- 保護は長期的なものか？
- 慣習的な保護の場合、社会の仕組みがその保護の強力な下支えとなっているか？
- 保護はすべての必要な階層（慣習、地域、地方、国家レベルなど）で実施されているか？
- 価値、完全性、真実性に悪影響を及ぼす可能性のある開発や変化から、資産は保護されているか？
- 保護は効果的に実施されているか？
- 保護の効果を評価するための監査およびモニタリングは定期的に実施されているか？
- 保護の取り組みは全体的な保全および管理に完全に組み込まれているか？

キーメッセージ

保護は効果的なものでなければならない。

保護は資産と緩衝地帯の両方を対象とする必要がある。ただし、区域によって異なる対策が適用される場合もある。緩衝地帯の範囲内の遺産を犠牲にして、資産の価値を保護するようなことがあってはならない。

広域周辺環境において重要である視覚的資質も、保護および管理の対象である。

適切な保護が実施されているかどうかは、登録推薦プロセスのかなり早い段階で調査する必要がある。というのは、こうした保護の整備（新たな法令の制定等）は長期間を要する場合があり、その期間によって登録推薦プロセス全体の予定が影響を受ける可能性があるからだ。

3 資産を定義する、理解する

ケーススタディ

慣習的な保護－文化遺産－アスキア墳墓（マリ）

高さ 17 m のピラミッド構造が印象的なアスキア墳墓は、ソンガイ帝国の皇帝アスキア・ムハンマドが帝国の都ガオに 1495 年に建設したものである。この墳墓は、15 世紀から 16 世紀にかけて塩と金を中心としたサハラ交易を支配して栄えた帝国の権力と富を象徴している。また、西アフリカのサヘル地域に見られる伝統的な泥造りの巨大建築の好例でもある。ピラミッド型の墳墓、2 つの平屋根のモスクとその共同墓地、屋外集会場などからなる建築群は、ガオがソンガイ帝国の都となり、メッカから戻ったアスキア・ムハンマドがイスラム教を帝国の国教に定めた後に建てられた。



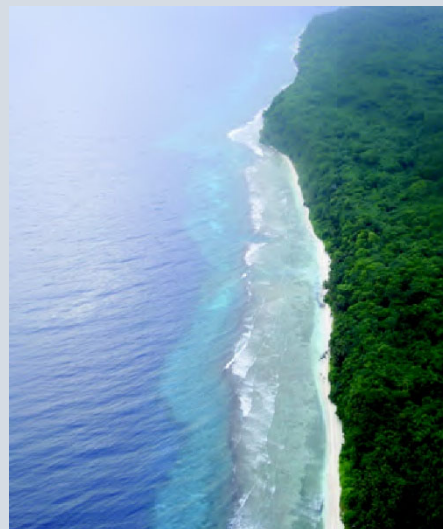
© Direction Nationale du Patrimoine Culturel du Mali / Thierry Joffroy

この遺跡では慣習的な保護が効果的に運用されている。管理はガオ州知事が 2002 年に設立した協会の監督のもとで行われている。この協会は、導師、祈祷時刻告知係、ガオの地方芸術文化局および地域・地方文化遺産保護委員会の代表者などのあらゆる主要ステークホルダーで構成されている。この協会には法定の基盤はないが、導師やソンガイ族の首長が参加しているため強力な道徳的権威がある。

ケーススタディ

慣習的な保護－自然遺産－東レンネル（ソロモン諸島）

東レンネルは、西太平洋のソロモン諸島の最南にあるレンネル島の南側 3 分の 1 を占める地域である。長さ 86 km、幅 15 km のレンネル島は、隆起した珊瑚環礁でできた島の中では世界一大きい。この遺産には約 37,000 ha の陸地と陸から 3 海里的海域が含まれる。この島の主な特徴となっているのは、かつて環礁に囲まれた潟だったテンガノ湖である。太平洋の島々の中では最大（15,500 ha）のこの湖は、多数の石灰岩の島が浮かび、固有種が生息する汽水湖だ。レンネル島の大部分は、平均 20 m の高さの密林に覆われている。頻発するサイクロンなど気候の影響を強く受けるこの遺産は、まさに天然の科学研究所となっている。土地の所有と管理は慣習的な方法で行われている。



© UNESCO / S. A. Tabbasum

3 資産を定義する、理解する

管理

世界遺産資産の管理は、資産に潜在的顕著な普遍的価値に関連し、その価値を伝える属性や特徴を中心に行われる。その目的は、属性を管理することによって、資産の価値、真実性、完全性が将来にわたり確実に維持できるようにすることである。したがって、顕著な普遍的価値の言明が、管理についての主要な基準となる。

また、資産に潜在的顕著な普遍的価値の管理は、全体論的な方法で実施する必要がある。つまり、全体としての資産の保全の必要性にも関連付け、資産が有するすべての価値を考慮した上で実施するということである。

資産を登録推薦する際には、その資産の管理の取り決めに定義する適切な管理計画または文書化された管理体制があることを明示しなければならない。これらが用意されていない場合は、それを整備できるまでの現実的な期間を設定することが重要であり、これにより登録推薦の予定が影響を受けることもある。緩衝地帯および資産の周辺環境にも、適切な管理の取り決めに設ける必要がある。

推薦時に十分な管理が実施されていない資産は、世界遺産への登録が難航するかもしれない。

作業指針には、管理計画または文書化された体制が十分に整っていないくても登録推薦が受理されることを示す条項（段落 115）があるが、このような状態は望ましくない。効果的な管理計画または文書化された体制が実施されていれば、登録に成功する可能性が大幅に高まる。

キーメッセージ

管理計画、管理体制は効果的なものでなければならない

管理計画と管理体制は、特にどちらが良いということはなく、両方用意されるケースもある。重要なのは、管理計画・体制が効果的で適切なものかどうかである。例えば、管理計画について一般的に知られておらず、経験もなく、その効果が極めて不明確な文化があるかもしれない。それでも、適切な管理体制が存在し、それによって推薦資産を管理するのが妥当な場合もあり得る。一方、確立された仕組みとして管理計画が存在し、それを実施するのが適切な文化もある。

資産の管理には、資産の中長期的な将来に向けた現実的なビジョンが必要である。このビジョンには、世界遺産一覧表への登録により生じ得る変化や課題も含まれる。このような変化や課題は、かなり大規模なものとなる場合もある。

管理計画および文書化された体制を提示する際は、将来的に実施される「机上の」計画ではなく、十分に試行を重ねた取り決めとして示すのが良い。推薦書の主な項目（保全状況、モニタリング等）と資産の管理計画で定められた情報や計画は、密接に関連付ける必要がある。

3 資産を定義する、理解する

管理計画・体制の一環として、提示された変化、開発、介入による影響を評価する仕組みを設けることが不可欠である。

資産の管理は、多数の管理計画または文書化された体制に基づいて行われることもある。この場合、これらのさまざまな計画や体制が一体的または相互補完的に作用することで、潜在的顕著な普遍的価値の効果的な管理を実現できることを示すことが重要である。このような状況は、資産とその緩衝地帯および広域周辺環境が別々の組織により管理されていたり、複数の地方当局が関与していたりする場合によく発生する。

資産の観光に対する人々の関心の高まり、予想される多数の旅行者、資産およびその他の観光施設に関する情報提供のニーズを考慮すると、観光の管理は世界遺産資産にとって大きな課題となる場合が多い。世界遺産一覧表への登録による旅行者数への具体的な影響はさまざまであるが、明確に予測しておく必要がある。

登録推薦プロセスの一環として、潜在的顕著な普遍的価値の保護、保全、管理と一致および同調した観光の管理にも取り組む必要がある。多くの場合、資産の観光管理計画が別途用意され、一般的な資産の管理計画・体制と統合される。このような観光管理計画は、効果的に実施できるものでなければならない。

自然遺産については、世界遺産資産の管理計画に関する IUCN のリソースマニュアルが別途作成されている (IUCN、2008a)。文化遺産のリソースマニュアルは、UNESCO 世界遺産センターと諮問機関が作成する世界遺産リソースマニュアルシリーズの一部として計画されている。

適切な計画または文書を用意し、推薦書提出の前にそれが機能することを示すには、時間が必要である。その達成状況により、登録推薦プロセスの予定が大きく変わってくる。推薦書提出の前に管理の取り決めに整備できれば、資産の保全に長期的な効果がもたらされ、すべての所有者やステークホルダーも恩恵を受けられる。

ここで有効な質問を以下に挙げる。

- 管理計画・体制は、潜在的顕著な普遍的価値が保護・保全によってどのように維持されるかを規定しているか？
- 管理計画・体制は、現場で保全の成果を達成するのに実用的な効果があるか？
- 計画・体制が複数ある場合、それらが一体的または相補的に効果的な成果を得られるようになっているか？
- 管理計画・体制は、他の種類の計画・体制（例：観光、開発、地域経済のための計画）より優先されるか？
- 資産のステークホルダーは、資産についての理解を共有しているか？
- 管理計画・体制には、計画、実施、モニタリング、審査、フィードバック

3 資産を定義する、理解する

のサイクルが含まれているか？

- ・ 傾向、変化、提示された介入による影響について、モニタリングと評価が行われているか？
- ・ 持続可能な開発の原則が管理に組み込まれているか？
- ・ 管理計画・体制には、ステークホルダー、特に資産の所有者や管理者が参加しているか？また、計画・体制への強力な支援はあるか？
- ・ 計画・体制のための資源は、現時点も今後も十分に用意されているか？
- ・ 推薦資産の現在および今後のニーズを満たすのに十分な資金および事業計画があるか？
- ・ 計画・体制には関連する能力の開発が含まれているか？
- ・ 体制が実際にどのように機能するかについて、計画・体制では明白に説明されているか？
- ・ 管理計画にはリスク対策が含まれているか？
- ・ 管理体制は資産の保護に完全に組み込まれているか？

ここでステークホルダーに含まれるのは、地域の人々、先住民、資産の所有者および管理者、あらゆるレベルの統治機関、観光等の事業者、NGOなどである。

連続性のある資産または国境を越える資産の推薦の場合は、各構成要素に対して適切な保護・管理が整備され、効果的に機能していることを確約するのが優先事項である。また、資産全体のレベルでの管理体制も必要であり、そこでは少なくとも以下の事項に関して、すべての構成要素の間で確実に情報交換や調整ができるようにするべきである。

- ・ 潜在的顕著な普遍的価値を保全するという共通する一連の目的を達成するためのすべての構成要素の調和と管理
- ・ 資産への脅威の特定とその対策
- ・ 特に世界遺産条約の要件に関連するモニタリングと報告の調整

連続性のある資産または国境を越える資産の管理体制では、世界遺産資産としての管理の一貫性と効果を高め、構成要素に影響を与える変化に対応するために、調整の仕組みを可能な限り定期的に見直し、強化するべきである。

特に別々の管理者や管理体制が適用される場合は、それぞれの構成要素に対してどのように管理を調整していくのかを明確にする必要がある。調整された管理は効果的なものでなければならない。

既存の管理計画・体制が十分に機能している場合は、その資産のための個別の管理組織を設ける必要はない。ただし、既存の仕組みが不十分な場合は、効力のある個別の仕組みが新たに必要な場合もある。

3 資産を定義する、理解する

ケーススタディ

シュリー・シュル・ロワールとシャロンヌ間のロワール溪谷（フランス）

華麗な美しさを誇るロワール溪谷では、歴史ある町や村、偉大な建築遺跡（シャトー）、人々とロワール川をはじめとする物理的環境との何世紀にもわたる共生により作り出された耕作地が、傑出した文化的景観を成している。

1994 年、フランス政府はロワール溪谷の一貫した計画・管理のための 10 年間のマスタープラン（Plan Loire Grandeur Nature）の実施を決定した。このプランは、同地域の環境保護と経済開発を目的とするもので、地域団体や経済関連の機関や協会など、関連する組織・機関との密接な協力により運用されている。さらに、資産の審査で行われた提案に応じて、政府当局や関係機関の代表者からなる運営委員会が設立され、地域の管理を監督している。



© UNESCO/Alexis Vorontzoff

資産の管理に資する推薦書

推薦書は、世界遺産登録のために事実を文書化する役割を担うだけでなく、進行中の登録推薦資産の管理に資することもできる。その理由を以下に示す。

- 推薦書には資産の状況や今後の保護、管理、モニタリングに向けた一連の約束事項に関する情報が含まれている。
- 世界遺産になることにより資産が変化し恩恵を受ける可能性がある。推薦書では、例えば予測される登録後の旅行者の増加や観光による影響の拡大に関する記述などで、この点について適切に言及する必要がある。
- 推薦書は、提示された管理の取り決めも含めて、審査のプロセスで詳しく分析される。資産およびその管理の変更が提案された場合は、締約国およびさまざまなステークホルダーの間で交渉し、理解を得る必要がある。
- 世界遺産への登録の可能性があることは、資産の管理や保護にステークホルダーを参加させるための強力な手段となる。特に、そのステークホルダーにとって参加する理由となるような利益が見込まれる場合はなおさらである。一方、世界遺産への登録を脅威と考えるステークホルダーもいるかもしれない。こうした人々の意見や懸念については、推薦書の作成の過程で適切に考慮しなければならない。
- 推薦書から得られる主要な基準データを使用して、資産の保全状況を今後数年にわたり測定することができる。

3 資産を定義する、理解する

モニタリング

適切な管理に不可欠なのは、資産の現在の状態、保全状況、予想される将来の状態を示すさまざまな主要な要素をモニタリングすることである。モニタリングは、資産の管理者にとって貴重な情報源であり、保護、保全、管理の目標の達成状況や、変更の必要性を確認することができる。世界遺産資産のモニタリングでは、完全性、保護・管理、文化遺産の真実性を含む顕著な普遍的価値を重点的に扱う必要がある。モニタリングにおいても、顕著な普遍的価値の言明が主要な基準となる。

モニタリングは、登録推薦において十分に対応されていない場合が多い。

世界遺産制度に含まれる正式な定期的報告においても、登録された資産を6年ごとにモニタリングして報告することになっている（*作業指針の V* を参照）。資産のモニタリング制度をきちんと整備すれば、定期的報告にも役立つ。

推薦書には、資産の保全状況を含むさまざまな要素の測定および評価に使用される主要な指標を記載する必要がある。これらの指標は、潜在的顕著な普遍的価値を伝える属性に関連するものでなくてはならない。そうすることにより、これらの属性の保護、保全、管理が確実に行われ、潜在的顕著な普遍的価値の維持につながるからである。

モニタリングは、資産の特性に適した期間に応じて定期的の実施する必要がある。モニタリングの規則性は、属性の堅牢性または脆弱性、変化への弱さによって異なる。

重要なのは、誰がモニタリングを実施するかである。というのは、モニタリング結果の実質的または表面的な信頼性が、これによって変わってくるからである。一般的に、独立した立場にある関連分野の専門家が明白な方法で実施したモニタリングは、信頼性が高くなる。

一般的な参考資料として役立つのは、*世界遺産ペーパー10：世界遺産のモニタリング*（UNESCO 世界遺産センター／ICCROM、2004）である。

自然遺産については、モニタリングのプロセスを支援し、管理の有効性を測るさまざまなツールが開発されている。その一部が示されているのが、*遺産ツールキットの改善：世界自然遺産の管理の有効性評価*（Hockings ら、2008）である。これに関連するより簡易な管理有効性ツールも用意されている。これらに関する詳細な情報が必要であれば、IUCN から入手できる。

3 資産を定義する、理解する

3.2 その他の秘訣

キー メッセージ

他の推薦書や取組みが参考になる場合もある。

成功例の推薦書や取組みを参考にする

推薦書の作成を開始する際は、登録に成功した資産の推薦書の事例を調査すると参考になるかもしれない。基準や期待値などが時とともに変化しているため、古いものより最近の推薦書を参照した方が良いだろう。また、推薦する資産と何らかの類似点がある資産の事例が役に立つと思われる。

直接比較できる資産の推薦書については、比較分析の一環として入念に調査すべきである（67～73 ページ参照）。

1998 年以降に登録された資産の推薦書は、以下から参照できる。

- <http://whc.unesco.org/en/list/>（英語の Web ページ）
- <http://whc.unesco.org/fr/list/>（フランス語の Web ページ）

推薦書を確認したら、諮問機関の審査にも目を向けて、推薦書の質、長所、弱点と考えられる箇所について重要な手掛かりを探ると良い。これらの審査についても、上記の Web ページから参照できる。

この文献の他に、他の締約国からも推薦書の作成のために実施したプロセスについて有益な情報を得ることができるかもしれない。または、最近登録推薦に成功した締約国と議論するのも有効かもしれない。

ここで強調したいのは、成功例の推薦書や推薦プロセスを無暗に、推薦する資産のテンプレートとして使用すべきでないということだ。それぞれの推薦、それぞれの締約国ごとに特有の状況があるからこそ、固有の推薦書やプロセスが作り出されるのであって、よそから単純に流用して済むものではない。

4 推薦書類を執筆する、とりまとめる

「顕著な普遍的価値の言明」が作成され、強固で防御しやすい境界、保護、保存および管理が実現し、主要な利害関係者による推薦準備への支援が得られたとき、次なる第2段階は推薦書の作成となる。

4.1 一般情報

推薦書の作成者

推薦書はその目的、情報、論拠および結論において明確かつ一貫していることが不可欠である。推薦書の作成にコンサルタントを参加させることが登録にいたる最速で最も簡単な方法だと考えるかもしれない。世界遺産及び当該資産に深い理解をもつコンサルタントであればうまくいくかもしれないが、それだけで良い推薦書を作成することができるわけではない。

多くの資産のケースにおいては、推薦のために地元スタッフが、場合によっては外部の専門家から指導を受けながら、共同作業を行った経験によってこそ、長期的に大きなメリットがもたらされた。このメリットには、資産の価値、ニーズ、制約、およびチャンスについての理解が深められたこと、世界遺産リストへの登録が検討されて以降の資産の保護、保存、管理の継続性が得られたことなどが挙げられる。世界遺産リストに登録された資産に対しては、保存、保護、管理の重要性と今後の要件に精通する地元チームを持つことが明白なメリットとなる。

推薦書は、分かりやすく流暢な英語またはフランス語で書く必要がある。英語もしくはフランス語が、推薦チームまたはライターの得意とする言語ではない場合、まず推薦チームの母語で推薦書を書き、それから流暢な英語またはフランス語に翻訳するのが賢明だといえる。推薦書の翻訳に不備があった場合、評価の過程において混乱や問題につながる可能性もある。

誤解の発生を抑えるためには、現地語による用語集の作成が非常に有用となり得る。

推薦の目的

世界遺産推薦書は、本質でいえば、世界遺産の地位に対する正式な申請書である。これは該当する締約国、複数国による推薦であれば2つ以上の締約国により、ユネスコに提出される公式文書である。

推薦書の目的は、以下についてできるだけ明確に提示することである。

- 資産を構成するものとその資料化の方法
- 資産が「顕著な普遍的価値」を内在させる理由
- 保存状況と資産に影響する要素
- 潜在的な「顕著な普遍的価値」との関連における資産の保護、保存、管理、公開および監視の方法

推薦書は、世界遺産リスト登録に向けた資産の評価、および資産の世界遺産リスト登録の可否に対する世界遺産委員会による決定の基礎となる。

4 推薦書類の準備と作成

推薦書作成の手順

キーメッセージ

推薦書のすべての箇所が OUV に関連している必要がある。

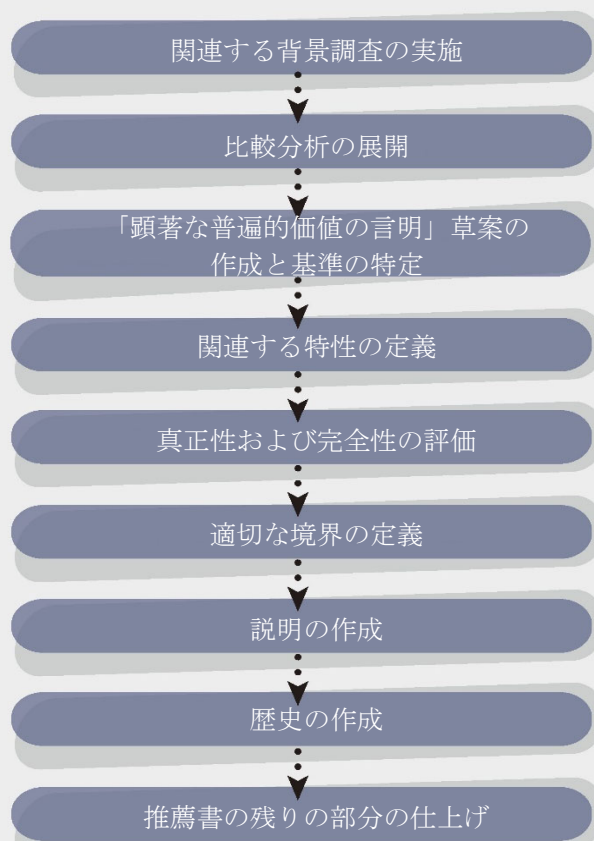
推薦書作成は手順または順序が重要である。これが関係者との継続的なコミュニケーションや関与を伴う繰り返しのプロセスであることを認識しつつ、以下の手順に従うことが不可欠となる。

- 関連する背景調査の実施
- 比較分析の取り組み
- 基準、真正性、完全性を備えた「顕著な普遍的価値の言明」の作成
- 関連する特性の定義
- 適切な境界の定義
- 説明文の作成
- 歴史の作成
- 推薦書の書式における残りの部分の仕上げ

作業指針によって推薦書に要求される書式の順序は、必ずしも最も合理的な進め方というわけではなく、潜在的な「顕著な普遍的価値」の正当性と基準の証拠が満足に示されていない、ただ長すぎるだけの推薦書となる場合もある。

推薦書の一部には他より完成がかなり容易なものがあり、これが一番の注目を集める場合も多い。例えば説明と歴史の部分には情報が前もって存在し、テキストが簡単に準備できるため大がかりなものになりがちである。

提案される推薦書作成手順の概要図



4 推薦書類を執筆する、とりまとめる

ただしこれらは、潜在的な「顕著な普遍的価値」に対し関連性が薄い内容になっている場合も少なくない。これらの記述が、普遍的価値が特定される前に作成されていたためと考えられる。繰り返しの取り組みが不可欠である。例えば、資産の普遍的価値が特定される以前にも史実調査は十分に行われていたかもしれないが、その普遍的価値に対する関連性を深めるためには、歴史の改訂が必然的に必要となってくるはずである。

上に強調するように、資産の潜在的な「顕著な普遍的価値」の特定を最初に行い、それから残りの部分を、普遍的価値に具体的に関連する内容で記載することが推奨される。「顕著な普遍的価値」を支える物理的特性の説明を解説部が担い、資産がその特性と価値をどう発展させてきたかの説明を歴史部が担うものとする。

エグゼクティブサマリー

すべての推薦書はエグゼクティブサマリーから始められる。これは推薦の核心を提示する、文書の要となる部分である。

本書第 3 部に概説されるタスクを実行し、それなりの下書き以上の段階まで達した後、その情報をもってエグゼクティブサマリーの下書きを作成する。エグゼクティブサマリーは、推薦書が伝えようとしている主要なメッセージを明確な形に打ち出しておけるように、推薦書の実際の作成プロセスにおける初期段階で、少なくとも下書きまでは進めておくことを推奨する。これにより、推薦書が本当に大切な内容から逸れることを免れることができる。

推薦書の作成の進展につれ、新たな情報や発見に応じてエグゼクティブサマリーに改訂を加える場合もある。これもまた作成プロセスの軌道の安定に一役買うことになる。

エグゼクティブサマリーに提示される情報は、推薦書本文に提示される情報と一致する必要がある。

推薦書の提出

推薦書は以下の条件を満たす必要がある。

- 資産の提案上の境界を明確に定めること
- 資産について解説すること
- 資産の歴史を概説すること
- 資産の重要性およびそれが「顕著な普遍的価値」を秘めると考えられる理由を実証すること
- 資産が 1 つ以上の基準をどのように満たすか示すこと
- 資産の保存状態と、その資料化と監視の方法を説明すること
- 資産の潜在的な「顕著な普遍的価値」が、その価値を支える特性に対する

4 推薦書類を執筆する、とりまとめる

法的保護と管理を通じて長期的にどのように維持されるか、そして誰がそのプロセスに関与するか、および

- 資産の価値が観光客などに対しどのように伝えられまたは翻訳されるかについて、提示すること

キー メッセージ

他の推薦書や取組み事例が役に立つ場合もある。

推薦書の長さや複雑さは、その目的の達成に何ら寄与するものではない。推薦書はその目的に対し正しく狙いが定められている必要があり、あまりにも長くなってはならない。推薦書が長くなると、資産に関するプレゼンテーションの焦点が十分定まらない印象を与え、逆効果となる場合がある。デザイン、イラスト、印刷に関しても、豪華な装飾は必要ない。手の込んだ包装も必要ない。

推薦書が重きを置くべきはその内容であり、贅沢できらびやかな外観ではない。とはいえ、推薦書を読者に理解しやすく、情報を見つけやすいものにする上で、外観にいくらか配慮することにも意味があるだろう。

推薦書をできるだけ管理しやすくするために、詳細な資料は附属書に収め、本文は主要なメッセージを説明するに留め、詳細過ぎて明解さを欠くことは避けるように推奨される。附属書の詳細情報については本文中に参照記号を置く。ただし、推薦書は簡潔で内容のある答えを本文中に示す必要があり、附属書への単なる参照ばかり記載するのは適切ではない。附属書に含める内容も、推薦書への関連が明確な情報のみ慎重に選択されるべきである。附属書に不要な情報が多いとむしろ妨げとなる。推薦書に要約される情報の裏付けのために必要となる、本質的な情報の選択が求められる。無用に多数の附属書は推薦書の評価を困難とし、潜在する「顕著な普遍的価値」の論拠を明瞭に伝えることを妨害する可能性がある。

推薦書の執筆者は、この資産が何であるか、なぜそれが潜在的な「顕著な普遍的価値」を持つのか、いかにこの価値ある資産の保存、保護、管理、公開を行うかについて、メッセージの要点を常に心に留めておかなければならない。これはメッセージの要点が詳細な情報の中に埋もれてしまわないようにするためである。

作業指針では、資産のタイプに応じて推薦書のコピーを一定数提出することが求められる（第 132.10 項参照）。いかなる場合でも、たとえいずれかのコピーがオリジナルとみなされる場合であっても、ハードコピーと電子コピーは同一でなければならない。世界遺産センターに保管される 1 部に加えて、査定のためにもう 1 部が諮問機関に配布される。それぞれのコピーにはまったく同じ情報が提示されていることが重要である。作業指針の推薦書の書式に関する要件にも注意すること（第 132 項）。

推薦書の最終決定および正式な署名は公に祝われるべきであり、単なる専門的事項として扱われるべきではない。

追加のガイダンスを以下に記す。

4 推薦書類を執筆する、とりまとめる

印刷物

- ・ 文書はきれいに印刷され、しっかりと構成され、標準書式でレイアウトされている必要がある。よく分からない場合は、レイアウトをシンプルで分かりやすくし、フォントの使用数を抑えること。
- ・ 可能な場合、資産とその問題点の説明には写真と図表を使用する - 図や写真は資産とその価値、完全性、管理上の問題を明確化するものを選択する。
- ・ 資産のあらゆる側面を描き出す画像を選択し、可能な限り重複を避けること。
- ・ 文書は英語またはフランス語で提出しなければならない。推薦書の最終稿は、いずれかの言語の高い能力を持つ人物によるレビューを行い、はっきりと分かりやすく書かれていることを確実にしておくことが望まれる。
- ・ 世界遺産推薦書の形式は専門的にすぎるため、大衆または公共向けの出版物作成には適切ではない。したがって推薦書は、世界遺産登録後、より一般的な文書の作成により補完されることが推奨される。
- ・ 推薦書において優先すべきは、主張及び論拠の質であり、プレゼンテーションではないことを忘れてはならない。見栄えの良い書類に仕上がっていても主張が貧乏ければ、登録にいたる論拠としては乏しいものとなる。
- ・ 推薦書は精巧に作られた特別な箱に収めて提出されることもある。資料が箱に収められていることは実際便利な場合もあるが、重要なのは情報の品質であり、パッケージの品質ではない。
- ・ 関係者が必要とする分に足りる数の推薦書を印刷すること。
- ・ 推薦書は地域の利害関係者によく行きわたり目につきやすい状態で、利用しやすいものにする必要がある。地元の関係者に無料コピーを配布するのも良いだろう。料金が請求される場合、関係者の手が出ないほど高いものになってはならない。
- ・ 推薦書の無料コピーの提供は、貢献してくれた人々に対する感謝の良い方法である。
- ・ 推薦書の印刷部数は通常、100 部未満から数千部までの範囲である。当事者や関係者の必要数次第では、大量配布用に大量印刷を実行するのは、世界遺産委員会による決定が出るまで待つのが賢明といえる。とはいえ最終決定直後には、推薦書の少なくともいくつかのコピーが必要とされる。

電子文書

- ・ すべての推薦書には附属書も含めて、推薦書の電子版が必要である。
- ・ 電子版は、形式とページ番号が同一となるように、印刷版文書を構成するファイルから作成する必要がある。情報は、印刷版と電子版で同一でなければならない。
- ・ Microsoft Word ファイルおよび Adobe PDF ファイルの提供が推奨される。
- ・ 推薦書は通常、諮問機関によって行われるプロセス全体において、多くの専門家によってレビューされる。これは専門家にもコピーが提供されることを意味し、大抵は電子版が使用される。したがって電子文書には、写真や地図などの画像の詳細を専門家が調査できるだけの十分な解像度が必要である。低品質の画像は役に立たない。よく分からない場合、特に地図や歴史的画像には、最高解像度の画像を使用すること。
- ・ それ以外については、文書のファイルサイズを考慮し、特に不要に大きい画像ファイルの使用は避けること。文書の解像度に合わせて画像サイズを決定すること。A4 サイズの文書では、非常に大きい画像や高解像度の画像は通常必要ない。また PDF 版の作成においては、オプションを利用してフ

4 推薦書類を執筆する、とりまとめる

ファイル全体のサイズも削減する。大きいまま、または高品質のままであるべき画像は、附属書として別ファイルで提供することもできる。ファイルサイズが大きい場合、テキストのみのバージョンと、テキストとイメージのバージョンを提供することが推奨される。テキストのみのバージョンを提供する場合、画像ファイル（地図を含む）は別ファイルとして添付すること。

- 文書ファイルに埋め込むことができる場合を除き、非標準のフォントの使用は避けること。非標準フォントは他のコンピューターでは正常に表示されない可能性がある。
- 世界遺産推薦書の電子版を確実に入手可能なものとするために、ウェブサイトを設定することも良案である。
- その他の補足情報はCDにコピーしておく必要がある。

附属資料

- 推薦書本文は、登録のための論拠とともに、完全性、真正性、資産の保護管理に関連する重要な要件すべてについて、単独で伝えることができる必要がある。追加情報は附属書に収めるのが便利な場合がある。ただし附属書の使用には注意を払うべきであり、すべての必須情報が推薦書本文に含まれ、明確で質の高いものであることを確保することを忘れてはいけない。必須情報は附属書には含めず、本文に含める必要がある。
- 附属書の補助情報が大きくなりすぎるのはなるべく避けるべきである。推薦書本文で既にまとめられている情報に、純粋に価値を付加する情報のみ附属書に含められることが推奨される。完全を期するためだけに文書を附属書に追加するのは避けること。
- 推薦書は、附属書に含まれる資料の関連性について具体的に言及すべきである。諮問機関が評価者や査読者に大量の付属資料を配布することは通常不可能である。そのため、重要な情報は常に推薦書本文で直接言及されるべきである。重要な情報が附属書の大量の情報に埋もれている場合、諮問機関がこれを見出すことは期待できない。
- 附属書も電子版による提出が必要である。

地図

- 推薦書の一部として提出される地図は、資産を理解するための有用性という観点から、その質と明確さが問題となる場合も多い。地図の要件については第4.2節で論じられている。
- 加えて、文化遺産および自然遺産を理解するために何が要求されるかを示すために、以下に2つの地図の例を挙げる。

推薦書が不完全とみなされる際に一番よくある理由は、特に地図に関して、資産の確認に関わる問題があることであり、適切な地図とするためには、以下の6つの主要な要件に注意することが非常に役立つ。

- 説明される資産のカテゴリに応じて適切な地図のタイプを選択すること。大きな資産の場合は地形図、小さな資産の場合は地籍図を使用する。
- 提案される境界線はできるだけ細くしつつ、見やすく描写する必要がある。地形要素が色によって覆われてはならず、境界線を明確に定義するためには細くても見えやすい線が好ましい。メインの確認用地図には、提案される推薦資産とその緩衝地帯（ある場合）を確認するための線のみが記入されるべきである。

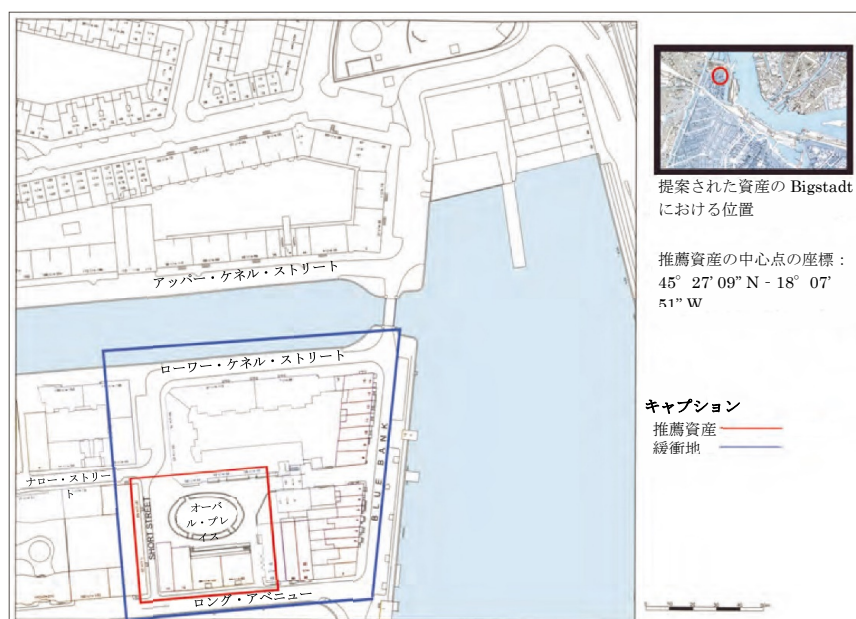
4 推薦書類を執筆する、とりまとめる

- 地図には座標グリッドを記入するか、一連の特定点の座標を表示する必要がある。
- 適切な縮尺を選択することが重要である。自然遺産や文化的景観の確認には通常、縮尺 1 : 50,000 の地形図が最適である。資産全体を表示するために複数の地図が必要となっても問題ない。その他の文化遺産については、通常は地籍図が最良の選択肢である。単独の遺跡については、縮尺は 1 : 2,000 以上とすること。さらに、すべての地図にスケールバーを表示する必要がある。
- 地図には、提案される推薦資産とその緩衝地帯（ある場合）の境界線を特定するだけの、明確なキャプションを掲載するべきである（上記の 2 番目の点を参照）。混乱を避けるために、メインの確認用地図には他の保護ゾーンに関する情報を含めないこと。キャプションには作業指針に従う用語を使用しなければならない。「protection zone」、「conservation area」、「historic district」など用語にない語句は使用しないこと。
- 提出された地図や平面図は、キャプションを含み、英語かフランス語でなければならない。

地図の例

文化遺産の地図

この架空の例は、境界が都市部を通る最も一般的なタイプの文化遺産を表す。この地図では、提案される推薦資産とその緩衝地帯が明確に区別されている。混乱を避けるため、その他の保護ゾーンを表示する線は記入されていない。地図（地籍図）の縮尺は、適切な太さの境界線（太すぎる線は正確さを失う）と併せもって、所定の地点（建物、ブロック、通りなど）が提案された境界の内側または外側にあることを確認する上で要求されるレベルの詳細を提供する。また、スケールバーの記入と、適切な定義（「nominated property」および「buffer zone」）および言語（地図上の言語は推薦書で使用するものと同じとする）を使用する明確なキャプションにより、提案される境界の明確さが確保されている。最後に、地籍図の場合、座標グリッドは必要ないが、その他の地形図すべてにおいては不可欠である。

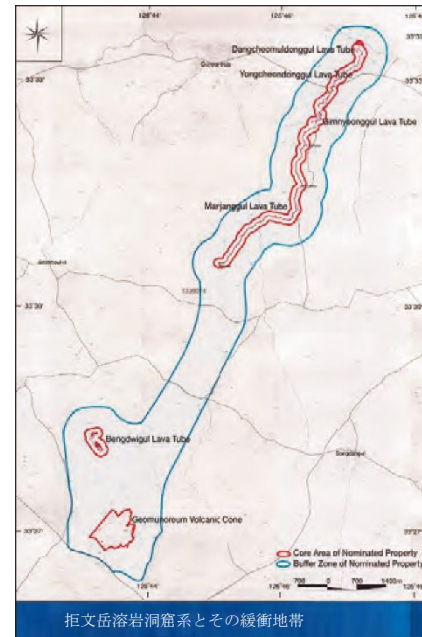


出典：ユネスコ世界遺産センター

4 推薦書類を執筆する、とりまとめる

自然遺産の地図

この例は、「済州の火山島と溶岩洞窟群」（韓国）に関連し、集合的な自然資産のケースを示す。地形図には座標グリッド、スケールバー、明確なキャプションが記載され、提案された境界を示す線は太すぎず、明確に表示されている。地形要素（道路、川、山、村など）はすべて地図上に表示されて識別可能であり、これは非常に重要である。境界線は常に線で記される必要がある。提案された領域を1色で塗りつぶすことにより、地図上の地形要素の詳細を覆い隠してはならない。



出典：文化財庁、韓国

注：この例は、このマニュアルに合わせて縮小されている。推薦書においては、詳細が解読できるサイズで地図を作成する必要がある。

推薦書作成と提出のタイムテーブル

キーメッセージ

推薦の準備に必要な時間に関しては、現実的に検討すること。

推薦書の作成には予想より長い時間を要することもあり。推薦書の提出が決定されると、それに関わるもの全員ができるだけ早い完成を望むことは理解できるが、時間の尺度は現実的に設定しなければならない。上述したとおり、作成開始以前の予備プロセスに十分な時間を割く必要がある。作成プロセスにおいては、十分な協議とチェック、そして適切な地図やイラストの構成にも時間が必要とされるだろう。

十分な保護、保存および管理を確保するためには、多くの場合は余分な時間が要されるという事実を考慮しなければならない。同様に、比較分析において、特に他国の比較可能な資産については、即刻入手可能な情報の不足も珍しいことではない。この情報を集めることにも余分な時間がかかることが多い。

また、問題の発生に対処するための予測不可能な時間も、ある程度プロセスに組み込む必要がある。

諮問機関は、提出に先立ちすべての要素が完全に処理されていないれば、推薦を急いでいる印象を与えることに度々注意を促している。推薦書が保留または追加作業のために締約国に差し戻される場合、これがICOMOSお

4 推薦書類を執筆する、とりまとめる

よび IUCN からの勧告に基づく一般的な理由である。このような状況では、推薦書の提出を急ぐことにより、逆に登録に至るまでの時間を長くしてしまう場合もありうる。

段階を追ってではなく、すべて同時に提出することに狙いを定める必要がある。本文の受理以降に補足資料が提出される場合もあるが、これは諮問機関からの要求に応じる場合や、予期せぬまたは臨時の状況に対応するためのものである。

推薦書の送付が応募締め切り寸前とならないことも望ましい。提出期限は絶対である。推薦書は、締め切りより前に余裕をもっていつでも提出できる。

作業指針の規定によれば、締約国は毎年 9 月 30 日までに推薦書の草案を自主的に世界遺産センターに提出し、完全性についてのコメントを求めることができる（第 127 項）。これは、締約国が最終提出の前に推薦書の状況確認を行う非常に有効な機会である。推薦書の作成プロセスを首尾良く進めるには、この手順を含めるべきである。ただし、世界遺産センターの評価はあくまで助言であること、および推薦書の完全性にのみ関連することに注意が必要である。これは潜在的な「顕著な普遍的価値」の強度の可能性についてのコメントではない。それは完成した推薦書の受諾後に、IUCN または ICOMOS（またはその両者）によってのみ評価されるものである。

キーメッセージ

準備が整う前に、
推薦書の提出を急がないこと。

4.2 推薦書の書式

世界遺産委員会は世界遺産推薦書のための公式書式を承認しており、推薦書提出の際には常にこの情報の最新版に準拠する必要がある（作業指針の附属書 5 を参照）。この書式は、特定の基準に基づき、世界遺産委員会に提出される推薦資産関連情報の一貫性を目的として設計されている。公式書式には、各節において何が要求されるかについての解説が収められている。

キーメッセージ

注記及び追加の
アドバイスを注
意深く読むこ
と。

世界遺産委員会が審査するのは、提出期限までに完成したとみなされる推薦書のみであることへの注意が重要である。したがって、評価のために IUCN または ICOMOS（またはその両者）に送付されるのは、完成した推薦書のみである。不完全な推薦書はそれ以上検討されることなく締約国に返還される。それは改めて完成させ再提出しなければならず、そうして再検討されるのは少なくとも 1 年後となる。第 132 項は作業指針の附属書 5 とともに、完全な推薦書を構成する要素について述べている。

マニュアルのこの節は、既存の世界遺産推薦書の書式のコピーとともに、主要なセクションに関する追加の助言や情報を提供する。

4 推薦書類を執筆する、とりまとめる

世界遺産ウェブサイト（whc.unesco.org）で推薦書の公式書式の最新版を確認するか、世界遺産センターに問い合わせること。

エグゼクティブサマリー

キーメッセージ

推薦書書式のすべての項が完成していることが不可欠である。

締約国によって提出されるこの情報は、世界遺産委員会の決定に従い本部事務局によって更新される。その後、資産が世界遺産リストに登録されることの根拠を確認の上、締約国に返還される。

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式情報見出し	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
締約国 州、地方または 地域 資産の名称 秒を最小単位と する地理座標 推薦資産の境界 の文章による説明 境界と緩衝地帯 (存在する場合) を示す推薦 資産の A4 (また	A4 (または「レター」) サイズの地図 を添付すること	- このエグゼクティブサマリーに含まれる情報は、推薦書本文で提供される情報と同じものとする必要がある。 - エグゼクティブサマリーは、推薦の対象と理由について明確かつ簡潔な概要を提供する必要がある。 - 短く簡潔 (1~3 ページ) で、長い説明文を含めないものとする必要がある。 - エグゼクティブサマリーのために文章を新規に書き起こすべきではない。例えば「顕著な普遍的価値の言明」は、推薦書の第 3b 節のものと同一でなければならない。これらの節が推薦書内で適切に記載されている場合、エグゼクティブサマリーのための短縮は必要としない。 推薦書とともに提出される地図と説明文は、資産の境界線と、定義があれば緩衝地帯について、明確に位置を示す必要がある。境界全体についての記述は必ずしも必要ではないが、境界の定義方法についての概要は必要となる。以下に例を示す。 - 推薦資産の境界は、<資産名称>国立公園／文化遺産の境界に等しい。緩衝地帯は、南と南東の<名称>川、北の<名称>森林保護区との境界、および西と南の干潮時の海岸線による地勢に従い、1~5km の幅で推薦資産を囲んでいる。 - 複数国に属する集成的な推薦資産の境界は、<名称>国立公園 (A 国)、<名称>保護区 (A 国)、および<名称>厳正自然保護区 (B 国) の境界に等しい。 - 推薦資産には、<地名>群島の 4 つの島と、各島の干潮線から 12 海里の海域が含まれる。 これは世界遺産委員会へのプレゼンテーションにおいて、諮問機関の評価報告書で使用される地図である。したがってこれは正しく読みやすいものでなければな

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式情報見出し	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
は「レター」) サイズの地図 資産の推薦に用いられる基準 (項目別基準) (作業指針第 77 項を参照) 「顕著な普遍的価値の言明」草案(推薦資産によって具現化される「顕著な普遍的価値」とみなされる何かを明らかにする、およそ 1~2 ページの書式による文書) 正式な地方団体	第 155 項によると、「顕著な普遍的価値の言明」は以下により構成されなければならない。 a. 簡潔な総合 b. 基準の正当性の証明 c. 完全性の言明(すべての資産に関する) d. 基準 (i) から (vi) に基づき推薦された資産の真正性の言明 e. 保護と管理のための要件 書式は附属書 10 を参照 組織:	らない。以下の条件は、地図について覚えておくべき重要な点である。 ・ 上記の使用を容易とするため、A4 (または「レター」) サイズであること ・ 地形図からの抜粋であること ・ 推薦資産と緩衝地帯にそれぞれ異なる色のはっきり見えやすい線を使用して、推薦資産全体とその緩衝地帯を明確に示すこと ・ 「推薦資産」について具体的に言及し、集合的な資産の場合は各構成資産も指定する、英語またはフランス語(推薦書の使用言語に従う)の分かりやすいキャプションを付けること ・ 明確な印でサイズと距離を表すスケール。 メイン地図の隅に別枠で概略地図を配置し、該当する国内のおおよその位置を示すのも有用な場合がある。 集合的な資産が A4 の 1 ページに適切に収まらない場合、以下に示す形で A4 サイズの地図を数枚提出する必要がある。 ・ 資産全体を収め、構成資産それぞれの位置と距離を示す 1 枚の地図 ・ 個々の構成資産とその緩衝地帯を示す 1 枚以上の地図 以上の地図はエグゼクティブサマリーに含める必要がある。文書のこれより後の部分または附属書に、参照または添付の形で含めてはならない。 ・ より詳細な地形図やその他の地図は、推薦書の他の節に収められる。 ・ 資産の推薦に用いられる基準は、基準ごとに 100 単語以内の短い記述と併せて単純にリストにまとめる。 ・ この記述は、推薦書の第 3.3 節に記されるものと同じでなければならない。 ・ この記述は、資産の最も重要な特徴についての情報を伝えるために簡潔かつ十分である必要がある。詳細は第 3.1.a 節~第 3.1.e 節に記載される。 ・ 求められる詳細について、締約国に

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式情報見出し	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
／機関の名称および連絡先	住所： 電話番号： Fax： E-mail： URL：	おける推薦書の主導機関の連絡先は最低限必要である。 - 締約国内の異なるレベルにある主導機関の連絡先の詳細が提供される場合もある（州政府や地方政府など）。 - 集合的な国有財産については、主要連絡先機関を1つ引用する必要がある。複数国に属する資産については、各国の主要機関を引用する必要がある。

世界遺産リスト登録に臨む資産

注：推薦書作成の際、締約国はこの書式を使用するが、注記は削除する必要がある。

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
1.資産の特定	第2節と併せて、これは推薦書の最も重要な部分である。ここで資産の正確な場所と地理的な定義について、委員会に明確に伝えなければならない。集合的な資産に関する推薦である場合は、構成資産の名称、地域（構成資産ごとに異なる場合）、座標、面積および緩衝地帯を示す表を挿入すること。いくつかの構成資産を区別する別フィールド（ページ参照や地図番号など）を追加することもできる。	推薦書のこの節には、推薦資産の場所とサイズに関する事実情報が記載される。これは短く簡潔にする必要がある。提出される地図に特に注意を払う必要がある。
1.a 国（左記と異なる場合は併せて締約国）		単に資産を推薦する国（複数国に属する資産、または国境を越える資産の場合は複数国）の名称を挙げるだけで良い。国に関する他の情報は必要ない。
1.b 州、地方または地域		推薦された資産が存在する州、地方または地域は、名前を挙げるかリストで表示する。国境を越える資産、または複数国に属する資産の場合、記載される州、地方または地域それぞれの横に国名も記載する。
1.c 資産の名称	これは世界遺産に関する出版資料に表示される資産の正式名称である。これは簡潔なものにする。スペースや句読点を含めて200文字を超えてはならない。 集合的な資産に関する推薦の場合	資産の名称は、その資産の地域または国における既存の名称、およびその資産の性質／価値の観点から、理解できるものである必要がある。名称は創作よりも、一般に認知されたものを使用する方が良いかもしれない。

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
1.d 秒を最小単位とする地理座標	(作業指針第 137～140 項参照)、集合としての名称をつけること(「フィリピンのバロック様式教会群」など)。集合的な資産に関する推薦においては、構成資産の名称は含めないこと。それは 1.d および 1.f に表として含める必要がある。 このスペースにおいては、推薦資産のおおよその中心にある地点の緯度経度座標(最小単位: 秒)または UTM 座標(最小単位: 10 メートル)を指定すること。これ以外の座標系を使用してはならない。よく分からない場合は、本部事務局にご相談ください。 集合的な資産に関する推薦の場合、各構成資産の名称、地域(または必要に応じて最寄りの町)および中心点座標を示す表を作成すること。座標の書式例: N 45° 06' 05" W 15° 37' 56" または UTM Zone 18 Easting: 545670 Northing: 4586750	- 名称は将来的に資産の宣伝にも使用されることを忘れてはならない。 - 資産の名称は簡潔で、スペースや句読点を含めて 200 文字を超えないようにする必要がある。 - 現地の言語、文化、伝統への考慮を確実にするためには、国内および地方レベルでの協議が必要とされるかもしれない。 2 つの名称の結合が選択される場合もある(例えばテ・ワヒポウナム-南西ニュージーランドや、ウクハランバ・ドラケンスバーグ公園など)。 - 集合的な資産においては、全体的な名称を 1 つ選択する必要がある(三江併流保護区、スマトラの熱帯雨林遺産、カナディアン・ロッキー山脈自然公園群など)。 - 国境を越える、または複数国に属する資産の場合、資産の名称は関係両国の合意を要する。例えばウヴス・ヌール盆地(モンゴルおよびロシア連邦)、ヘーガ・クステンとクヴァルケン群島(フィンランドおよびスウェーデン)など。 - 別個の構成資産の名称を多数使用するより、資産全体の価値を包括する名称の使用が好ましい。

4 推薦書類の準備と作成

ID 番号	構成資産の名称	地域／地区	中心点の座標	推薦資産に該当する部分の面積（ヘクタール）	緩衝地帯の面積（ヘクタール）	地図番号
001						
002						
003						
その他						
総面積（ヘクタール）				ヘクタール	ヘクタール	

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
1.e 推薦資産と緩衝地帯の境界を示す地図および平面図	縮尺と日付を付して、以下を推薦書に添付すること。 (i) 推薦資産の地形図の原本で、可能な限り大きい縮尺で資産全体を表示するもの。推薦資産と緩衝地帯の境界を明確に示す必要がある。この地図、または付随する地図のいずれかに、資産保護に益する特別な法的保護区域の境界は、推薦書本文の保護及び管理の項目に記録すること。記録も記されるべきである。³集合的な資産には、複数の地図が必要な場合もある（1.d の表を参照）。提出される地図は、境界の内側、周辺、または境界線上の開発案の影響を明確に評価できるように、近隣の集落、建物、道路などの地形要素を特定できる、できるだけ大きくかつ実用的な縮尺とする必要がある。 適切な縮尺の選択は、推薦された場所の境界を明確に示す上で不可欠であり、推薦されている資産のカテゴリーにとって適したものでなければならない。文化遺産であれば地籍図が必要だろうが、自然遺産や文化的景観は地形図（通常 1:25 000 から 1:50 000）が必要となるであろう。 境界線が太いと資産の実際の境界線をあいまいにする可能性があるため、地図上の境界線の幅には最新の注意が必要である。 地図は、以下の Web ページに表示されるアドレスから入手できる場合もある。	- 文化遺産の資産に必要な地図と平面図（図面）は、資産の種類と歴史によって異なる。それは何らかの方法で潜在的な「顕著な普遍的価値」の状態を描写しなければならない。 - 地図や平面図の縮尺、詳細および解像度は、境界線を地物に関連付け、資産の状況を容易に理解できるようにするのに十分なものでなければならない。 - 図式情報を最小限しか持たない様式化された地図は要件を満たさない。上に情報を重ねて表示するベースとして使用するものであっても、通常使用に適しているのは、大縮尺の地形図や地籍図（文化遺産用）である。 - 資産の特徴が地図／平面図またはテキストとして示されている場合、名称の統一または記号化体系の使用により、地図／平面図とテキストとの間に容易な相互参照を可能とする必要がある。つまり、地図で使用する地物名は、テキストにおいても同じものを使用する必要がある。地図や平面図に使用される言語は、英語かフランス語でなければならない。 - 国の位置を特定する地図の用意も推奨される（最大 A4 または「レター」サイズ）。

³ 訳注：第 37 回世界遺産委員会で修正

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
	http://whc.unesco.org/en/mapagencies 適切な縮尺の地形図が入手できない場合、他の地図を代用できる。すべての地図は、対辺に最低3点ずつの完全な座標セットを記入することにより、地理的に参照可能とする必要がある。トリミングされていない地図には縮尺、方位、投影法、データ、資産名および日付を表示する必要がある。可能であれば、地図は折らずに丸めて送付する。 可能であれば、GIS（地理情報システム）への組み込みに適したデジタル形式の地理情報が推奨される。しかしながら、いずれにしても紙の地図の提出は行わなければならない。この場合、境界（推薦資産と緩衝地帯）の描写は、可能な限り最大のスケールで作成されたベクトル形式で表示される必要がある。締約国は、このオプションに関するさらなる情報については、本部事務局への連絡が求められる。 (ii) 資産の締約国内の場所を示す所在図 (iii) 資産の個々の特徴を示す平面図や特別に作成された地図が有用である場合はこれも添付できる。 諮問機関および世界遺産委員会へのコピーおよび提示を容易にするために、可能であれば、主要地図のA4（または「レター」）サイズの縮小版およびデジタル画像ファイルを推薦文書に含めるべきである。 緩衝地帯が提案されていない場合、推薦資産の適切な保護のために、なぜ緩衝地帯が必要ではないかに関する記述を推薦書に含めなければならない。	- 国内の資産の所在図は、最大でA4または「レター」サイズとすることが推奨される。 - さらに、推薦資産全体、境界線および緩衝地帯を表示する地形図または地籍図（文化資産用）の提出を推奨する（最大A4または「レター」サイズ）。これはエグゼクティブサマリーで使用するのと同じ地図である。 - 推薦資産、境界線および緩衝地帯を表示するオリジナルの地形図または地籍図（文化資産用）を、可能な限り大きい縮尺で提出することが不可欠である。 - テキストで言及されている重要な特徴は、適切な縮尺の地図または平面図上で強調表示する必要があるが、提案された境界を示すメイン地図上には表示してはならない。 - ベースとしたオリジナルの地図／平面図がカラーである場合、カラー版も提出する必要がある。 - 境界を示す地図には、適切なキャプションを用意することが非常に重要である。キャプションは作業指針の用語を使用して、推薦資産と緩衝地帯（ある場合）を特定する必要がある。これらの境界線は、地図上の他の線などにまぎれないよう、はっきり描かれる必要がある。 - 集合的な資産に関する推薦の場合、推薦対象となるすべての構成資産を1枚に表示する所在図と、個々の構成資産とその周辺地帯の関連性を示すための構成資産ごとの所在図を併せて提供しなければならない。集合的な資産がA4の1ページに適切に収まらない場合、以下に示す形でA4サイズの地図を数枚提出する必要がある。(i) 資産全体、各構成資産間の位置および距離を示す1枚の地図、および(ii) 個々の構成資産と緩衝地帯をそれぞれ

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
		れ示す 1 枚または複数枚の地図。 • 複数国に属する資産および国境を越える資産については、資産の構成資産ごとに、境界を明確に表示するオリジナルの地形図の提出が必要である。 • 既存の資産の拡張を提案する推薦の場合、拡張案との比較による元の資産の位置を示す地図を用意することは有意義である。 • 以下の具体的な価値、機能、または問題を説明するための追加の地図があれば、「資産の特定」の節ではなく、他の節に収める。 - 地質図：基準 (viii) に基づき推薦された資産用 - 植生図：基準 (ix) と (x) に基づき推薦された資産用 - 種分布図：基準 (ix) と (x) に基づき推薦された資産用 - インフラまたはインフラ案（例えば道路や道路の建設、ダム、将来の開発など） - アクセスマップ：資産内および周辺の主要アクセスルートを表示する • 資産の場所と境界を特定する A4 サイズの基本的な地図は、本文に含める必要がある。追加の地図は通常附属書に含めるべきであり、本文中からは明確な記号により参照されるべきである。地図と掲載位置のリストは第 1.e 節に含める。 • 地図の提示における良い方法は、A3 サイズの地図を A4 サイズの文書に収まるように折りたたむことである。 • 地図は添付 CD に電子形式で収録も行う。 • 地形図は、都市周辺部にはない資産の推薦書の完成に不可欠である。同様に、地籍図は都市部の資産において非常に重要である。図面（コンピューター描写による地図を含

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
1.f 推薦資産の面積（ヘクタール）および提案された緩衝地帯（ヘクタール） 推薦資産の面積： _____ ヘクタール 緩衝地帯 _____ ヘクタール 合計 _____ ヘクタール	集合的な資産に関する推薦である場合（作業指針第 137 項～第 140 項を参照）、構成資産の名称、地域（構成資産ごとに異なる場合）、座標、面積および緩衝地帯を示す表を挿入すること。 集合的な資産の推薦に関する表は、個々の推薦資産の領域と緩衝地帯のサイズを示すことにも使用される。	む）しか含まれない推薦書は、不完全なものとみなされることになる。 資産に影響する（緩衝地帯より外側の）環境がある場合、それも関連する地図上に示す必要がある。このマニュアルの 85～86 ページを参照すること。
2.説明		推薦書のこの節は、第 3 節「登録の正当性の証明」が仕上がった後に完成させることが推奨される。この説明には、登録の正当性についてさらに詳述し、「登録の正当性の証明」の節で要約された結論を裏付ける情報および証拠、ならびに推薦資産の全体像を提供するその他の情報が含まれる。ただし、説明は要点を絞り、長くなりすぎないよう気を配る必要がある。
2.a 資産の説明	この節は、推薦日における推薦資産の説明で始める必要がある。また資産の重要な特徴すべてについて言及しなければならない。 文化遺産である場合、この節には資産が文化的に重要とならしめる要素についての説明が含まれる。これは建物であればその説明および建築様式、建設日、材料などについて記載する。また庭や公園など環境に関する重要な側面も記述するべきである。例えば岩絵の遺産については、岩絵のみならず周囲の地形にも言及する必要がある。歴史的な町や地区の場合は、個々の建物を個別に説明する必要はないが、重要な公共建設については個別に説明し、区域の計	- 説明は、資産の潜在的な「顕著な普遍的価値」の関連情報に焦点を当てるとともに、資産の一般的な概要も提供する。 - 説明は、潜在的な「顕著な普遍的価値」とその重要な特性を十分理解させるものでなくてはならない。 - 資産のすべてに関する包括的で長大な説明は求められていない。 - 説明が複雑で非常に長くなる場合は、詳細な説明は附属書に収めて、ここには説明の要約を提供することが望ましい場合もある。 - 説明は、前節で境界が特定さ

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
	画やレイアウト、道路のパターンなどについても考慮する必要がある。 自然遺産である場合、重要な物理的特性、地質学、生息環境、種と個体数、その他重要な生態学的特徴とプロセスについての記述を要する。可能であれば種のリストを提供し、絶滅危惧種または固有種の分類群の存在は強調する。天然資源の活用の範囲と方法を説明する必要がある。 文化的景観の場合、上記のすべての事項に基づいて説明を行う必要がある。人間と自然の相互作用には特別な注意を払うべきである。 第1節（資産の特定）で特定された推薦資産全体についての記載が必要とされる。集合的な資産に関する推薦の場合（作業指針第137項～第140項を参照）、各構成資産の説明は別々にするべきである。	れている推薦資産に焦点を合わせる必要がある。何らかの関連性がある場合は、資産以外の要素についての説明も行えるが、そのような要素の説明は別個に表示されるのが望ましい（例えば「資産以外の関連要素の説明」のような別表題を使用する）。 資産に影響する（緩衝地帯より外側の）環境がある場合、この節で論じる必要がある。このマニュアルの85～86ページを参照すること。
2.b 歴史と発展	資産が現在の形態と状態に至いたった経緯と大きな変化の履歴について、近年の保全の記録も含めて説明すること。 記念碑、遺跡、建築や建築群の場合、建設段階についてもいくつかの記述が必要である。竣工以降に大きな変更、取り壊し、または再建が行われた場合、それも併せて記載しなければならない。 自然遺産の場合、説明は資産の進化に影響を与えた歴史上または先史上の重大な出来事をカバーし、人類との相互作用も説明するものである必要がある。これには資産およびその天然資源の用法の変化（狩猟、漁業または農業）、あるいは気候変化、洪水、地震、その他の自然要因による変化が含まれる。 上記の情報は文化的景観の場合にも必要とされる。この場合、その地域における人間活動の歴史のあらゆる側面をカバーしなければならない。	- 歴史は説明と同様、資産の潜在的な「顕著な普遍的価値」に関連する物語の提供とともに、資産のおおよその歴史的背景の提供にも焦点を合わせる必要がある。 - 資産のすべてに関する包括的で長大な歴史の記述は求められていない。そのような情報は、必要に応じて附属書に含めるか、参考文献を参照する。 - 資産の歴史を世界史の文脈中に置くことが重要となる場合もある。そのときは、これについて何らかの情報を提供する必要がある。これは長々と説明するより手短かにまとめるのが適当だろう。 - 主張が外部情報源に頼る場合もあるため、歴史への参照は通常非常に重要である。情報源は正しく参照され信頼性が高い必要がある。 - 資産発展の歴史の場合、発展段階を示す図の提供が非常に役立つことも多い。例えば、異なる時代の建築が混在する

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
		町の場合、どの建築が本文で論じるどの歴史期間に関連するか、図示できれば有用である。 • 地図、版画、歴史的写真などの他の図解も本文中に使用できる。これらの図はうまくいけば、潜在的な「顕著な普遍的価値」に関する物語の一部の側面の説明に役立つはずである。
3.登録の正当性の証明 ⁴	正当性の証明に関する主張は以降の節に提示する。 この節では、資産が「顕著な普遍的価値」を持つとみなされる理由を明確にしなければならない。 推薦書におけるこの節は全体を <i>作業指針</i> の要件を慎重に参照して作成する必要がある。ここには他節で既に述べられている資産やその管理についての詳細な説明資料を含めるより、資産の「顕著な普遍的価値」の定義に関する重要な側面を伝えるべきである。	次の第 3.1.a 節～第 3.1.e 節の本文には、「顕著な普遍的価値の言明」草案記載の本文をサポートするより詳細な情報が含まれる。
3.1.a 簡潔な総合	簡潔な総合は (i) 事実情報の要約と (ii) 品質の要約から構成される。事実情報の要約は、地理的および歴史的背景と主な特徴を提示する。品質の要約は、存続されなければならない潜在的な「顕著な普遍的価値」を意思決定者および一般の人々に提示し、併せて「顕著な普遍的価値」を支える特性とその保護、管理、監視の必要性についても要約を記載する必要がある。資産の正当性を証明するために、要約は述べられた基準すべてとの関連性を欠いてはならない。したがって簡潔な総合には、推薦および登録の提案に関する論理的根拠全体が包含される。	ここには、「顕著な普遍的価値の言明」草案記載の本文をサポートするより詳細な情報が含まれる。
3.1.b 登録の提案に用いられる基準（およびこれらの基準に基づく登録の正当性の証明）	<i>作業指針</i> 第 77 項を参照すること。 引用された基準それぞれに対して個々に正当性の証明を提供すること。 推薦に際し用いられる基準をどう満たしているか簡潔に述べ（必要に応	• このマニュアルの 60～61 ページを参照すること。 • それぞれの基準に基づき作成された正当性の証明は、以下の「顕著な普遍的価値の言明」を作成する上で有用なテキストとあるはずである。 • 正当性の証明は、資産が基準

⁴ 第 132 項および 133 項を参照すること。

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
	じて、推薦書の「説明」および「比較分析」の節を参照するが、これらの節の文章を複製してはならない、基準ごとに関連する属性を説明すること。	を満たすことの論拠そのものである。 • ここには、「顕著な普遍的価値の言明」草案記載の本文をサポートするより詳細な情報が含まれる。
3.1.c 完全性の言明	完全性の言明は、<i>作業指針</i>第 II.D 節に詳細に記載される完全性の条件を、資産が満たしていることを実証しなければならない。 <i>作業指針</i>は、資産が以下についてどれだけ当てはまるかの評価が必要であることを述べている。 • 「顕著な普遍的価値」を表現するために必要なすべての要素が含まれていること • その重要性を支える特徴やプロセスの完全な表現が確保される適切なサイズであること • 開発や放置による悪影響を受けていること（第 88 項）。 <i>作業指針</i>には、理解が重要である多数の世界遺産基準に関連する具体的なガイダンスが提供されている（第 89 項～第 95 項）。	• このマニュアルの 61～67 ページを参照すること。 • この節では、資産の境界の論理的根拠を説明する必要がある。 • ここには、「顕著な普遍的価値の言明」草案記載の本文をサポートするより詳細な情報が含まれる。
3.1.d 真正性の言明（基準(i)から(vi)に基づく推薦書に関する）	真正性の言明は、<i>作業指針</i>第 II.D 節に詳細に記載される真正性の条件を、資産が満たしていることを実証しなければならない。 この節は、推薦書第 4 節（および場合によってはそれ以外の節）に詳細に含まれる情報を要約するものであり、それらの節と同レベルの詳細を繰り返してはならない。 真正性は、文化遺産、および「混合」遺産の文化的側面にのみ適用される。 <i>作業指針</i>は、「資産は（提案された推薦基準を通して認識される）その文化的価値が、数々の特性を通して誠実かつ信頼に足る形で表現される場合、真正性の条件を満たしていると理解される」と述べている（第 82 項）。 <i>作業指針</i>では、「顕著な普遍的価値」を支えるまたは表現するとみなすことができるのは、以下に挙げる特性タイプであることが提案されてい	• このマニュアルの 61～67 ページを参照すること。 • ここには、「顕著な普遍的価値の言明」草案記載の本文をサポートするより詳細な情報が含まれる。

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
	る。 • 形状およびデザイン • 材料および物質 • 用途および機能 • 伝統、技術および管理システム • 場所および環境 • 言語およびその他の無形遺産 • 精神および感情 • その他内的／外的要因	
3.1.e 保護管理の要件	この節では、資産の「顕著な普遍的価値」の長期にわたる維持を保証するための、保護管理の要件を満たす方法を提示する。これには保護管理のための全体的な枠組みの詳細と、資産の保護のための具体的な長期予測の特定が、両者とも含まれる必要がある。 この節は、推薦書第5節（および場合によっては第4節および第6節）に詳細に含まれる情報を要約するものであり、それらの節と同レベルの詳細を繰り返してはならない。 この節の本文ではまず、保護管理のための枠組みの概要を説明する。これには、「顕著な普遍的価値」をもたらす特性を保護および保全し、資産への脅威や脆弱性に対処するために必要な保護メカニズム、管理システム、管理計画（現在既に導入されているか今後の確立が必要かにかかわらず）のうちいずれかまたはすべてを含める必要がある。これには、強力で効果的な法的保護の存在、文書化された管理システム（主要な利害関係者または利用者グループとの関係を含む）、適切な人材と財源、公開のための重要な要件（該当する場合）、および効果的かつ即応性のある監視などが挙げられる。 次に、資産の保護管理に関する長期的な課題を認め、その対処がどのように長期戦略となるかについて述べる必要がある。この資産に対する最も重大な脅威、および明らかになっている脆弱性や、真正性や完全性に対するネガティブな影響に言及し、保護管理によりいかにこれらの脆弱性や脅威に対処し、悪しき変化を軽減するか提示することが重要であ	• ここには、「顕著な普遍的価値の言明」草案記載の本文をサポートするより詳細な情報が含まれる。

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
	る。 世界遺産委員会が承認する公式声明として、「顕著な普遍的価値の言明」におけるこの節は、資産の長期的な保護管理のために締約国が示す最も重要な誓約を伝えるものである。	
3.2 比較分析	資産は同様の資産（世界遺産に登録されているかどうかにかかわらず）と比較する必要がある。比較においては、推薦された資産が持つ他の資産との類似性と、推薦された資産が際立っている理由を概説する。比較分析は、国内的状況および国際的状況の両者において、推薦資産の重要性を説明することを目的とすべきである（作業指針第 132 項を参照）。 比較分析の目的は、既存のテーマ別研究を使用してリスト登録の余地を示すこと、また集合的な資産の場合は、選択された構成資産の正当性を証明することである。	このマニュアルの 67～73 ページを参照すること。
3.3 顕著な普遍的価値の言明の案	「顕著な普遍的価値の言明」は、世界遺産に登録された時点で、世界遺産委員会が採択した公式な言明である。世界遺産委員会は、世界遺産への登録に同意したときは、その資産がなぜ「顕著な普遍的価値」とみなされるのか、関連する基準をどのように満たしているのか、完全性と（文化財の場合）真正性、そして「顕著な普遍的価値」を長期的に維持するための保護管理の要件をどのように満たしているか、以上をまとめた「顕著な普遍的価値の言明」にも同意したことになる。 「顕著な普遍的価値の言明」は簡潔に、標準の書式で提示されなければならない。これは資産の価値に関する認識を高め、その保全状態の評価を導き、保護管理に関する情報を提供する助けとなる必要がある。委員会によって採択されると、「顕著な普遍的価値の言明」が資産およびユネスコ世界遺産センターのウェブサイトに表示される。 「顕著な普遍的価値の言明」の主要な節は以下のとおり。 a. 簡潔な総合	このマニュアルの 73～76 ページを参照すること。

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
	b. 基準の正当性の証明 c. 完全性の言明（すべての資産に関する） d. 真正性の言明（基準 i から vi に基づき推薦された資産に関する） e. 保護と管理のための要件。	
4.保存状況と資産に影響する要素		
4.a 保存の現状	この節に提示される情報は、将来において推薦資産の保存状態を監視するために必要な基本データを構成する。この節では、資産の物理的な状態、資産の OUV に対する脅威、および資産における保護措置に関する情報が提供される（作業指針第 132 項を参照）。 例えば歴史的な町や地区では、大規模または小規模な補修工事を必要とする建築、記念碑、その他の建造物は、最近または今後の大規模な補修プロジェクトの規模と期間についても併せて示す必要がある。 自然資産の場合、種の傾向や生態系の完全性に関するデータを提供する必要がある。推薦書は今後の年月において、比較を目的とする資産の状態変化の追跡に使用されるため、このデータは重要である。 資産の保存状態監視に使用される指標および統計ベンチマークについては、以降の第 6 節を参照すること。	- 保存の状態に関する情報は現実に即したものでなければならず、誇張も控えめな表現も避ける必要がある。評価団が資産を訪問し、これらの状況をチェックすることを忘れてはならない。 - 資産状態の保護対策は、関連する特性すべての完全性を維持するために、資産の機能だけではなく、その進化に寄与する動的プロセスにも関与しなければならない。 - 保存状況が複雑な場合、情報の伝達には図や注釈付き地図／平面図が役立つ場合もある。例えば、町においては建物の状態に大きく差がある場合がある。その脅威や保護措置の度合いについても、同じく注釈付きの地図／平面図の使用が最適となるだろう。 - この節は資産の現状について説明するものである。脅威の可能性または将来的な脅威については第 4.b 節で扱う。
4.b 資産に影響する要素	この節では、資産の OUV に影響または脅威を与える可能性があるすべての要因についての情報が提供される。ここでは、そのような問題に取り組む中で直面する可能性がある困難について、すべて説明する必要がある。この節で提案されるすべての要因が、すべての資産に該当するわけではない。それらは指標であり、締約国が特定の資産に別個に関連する要因を特定することの支援を意図とする。	- すべての要因がすべての資産に関連するわけではないことを示す説明文に特に注意すること。要因が無関係である場合、これは詳細に説明しようとせず簡潔に説明されるべきである。 - この節では、資産の「顕著な普遍的価値」に対する潜在的、または将来的な脅威について述べる。現在ある脅威については第 4.a で扱う。 - 脅威は特定の資産について合理的に予期・予測できるもの、または以前に発生したもののみとする。 - それでもそのような脅威については、正確で率直な情報が

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
(i) 開発圧力（浸食、適応、農業、鉱業など）	資産に影響する開発圧力のタイプを、以下の例に従い項目化すること—取り壊し、再建や新築への圧力。資産の真正性や完全性に害を及ぼす可能性のある、既存建築の新用途への適応。農業、林業、放牧による浸食、または観光その他の使用の管理不足による生息環境の変化または破壊。天然資源の不適切または持続不可能な搾取。鉱業による被害。自然の生態学的過程を混乱させ、個体数の新たな集中により資産またはその周辺環境を害する可能性のある外来種の導入。	提供されなければならない。
(ii) 環境圧力（汚染、気候変動、砂漠化など）	建造物の建材、植物相や動物相に影響を与える環境悪化の主な原因を列挙し要約すること。	劣化の原因は、それが実際に存在し、大きな影響を及ぼしている場合にのみ記載されるべきである。
(iii) 自然災害とリスクへの備え（地震、洪水、火災など）	資産への脅威が予測される災害と、その対処となる緊急時対応策（物理的保護措置や人員訓練など）の策定のために取られた措置を項目化すること。	- 災害の推定頻度と起こりうる影響の規模を示す必要がある。 - リスクへの備えは影響の頻度と規模に対応できるように設計され、リソースを整える必要がある。 - リスクへの備えは、震災前の準備とともに、震災時および震災後の対応策にも対処する必要がある。 - 求められる情報は要約し、他文書（緊急時対応策や災害計画など）を参照するべきである。
(iv) 世界遺産への来訪者	資産訪問者の状況（目立った基本データ、資産の特定箇所に活動が集中する状況を含む使用パターン、将来に計画される活動）を提供すること。 登録やその他の要因から予想される訪問者数の程度を説明すること。 資産の収容能力と、現在または予想される訪問者数および関連する開発圧力に応じるべく、悪影響を出さずに管理強化する方法を定義する。 資産の無形の特性に影響するものも含めて、訪問者の圧力および行動による資産の劣化の形として考えられるものを検討すること。	- 収容能力の決定方法について簡単に説明する必要がある。 - 将来的訪問者数の予測について根拠を概説する必要がある。 - 世界遺産登録による影響に特別な注意を払い、将来の訪問者数に対する現実的な見積もりが要求される。登録は訪問者数の大幅な増加につながる場合がある。 - 現在または将来の訪問者数を悪影響なく受け入れられる収容能力についての結論を裏付けるために、証拠の提示または参照が必要である。単純な主張だけでは不十分である。現在の数値の場合、影響の監

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
		視について参照できる情報は存在するか？ - 資産の訪問／観光管理計画は存在するか？それは適切かつ効果的か？ - ここで説明する訪問者／観光客の体験に関する理想的な条件には、メッセージ、技術、体験の品質、利用可能なアメニティなどが含まれる。この情報は通常、訪問／観光管理計画に含まれる。推薦書にはこの計画の要点の要約が記載され、計画は附属書として添付される。 - 訪問者／観光客数は最新の年間数とする。 - 資産に異なるエリアやゾーンがない場合、訪問者／観光客数は単に資産全体で数える。
(v) 資産内および緩衝地帯内の住民数 以下の地域の推定人口： 推薦資産内 _____ 緩衝地帯内 _____ 合計 _____ 年 _____	推薦資産およびあれば緩衝地帯に住んでいる住民の、知り得る範囲での統計または概算を提出すること。概算またはカウントを行った年も提示すること。	
5.資産の保護管理	推薦書のこの節は、立法上、規制上、契約上、計画上、制度上、伝統上のうちいずれかまたはすべての措置（作業指針第 132 項を参照）および管理計画またはその他の管理システム（作業指針第 108-18 項）の明確な描写の提供を目的とする。これは世界遺産条約の要求に従い資産を保護管理するためである。これは政策面、法的ステータス、保護措置、そして日々の運営管理の実用性について扱う。	- このマニュアルの 87～91 ページを参照すること。 - 世界遺産には効果的な保護は欠かせないものであり、推薦はこれが実際にどのように提供され実施されるかを実証しなければならない。 - 推薦時には、効果的な管理計画または文書化されたシステムが望まれる。 - 持続可能な観光管理の原則は、世界遺産マニュアル 1 「Managing Tourism at World Heritage Sites: a Practical Manual for World Heritage Site Managers」（Pedersen、2002 年）に記載される。
5.a 所有	土地所有の主なカテゴリー（州、地方、個人、共同体、伝統的、慣習的および非政府的所有など）を示すこと。	複合的な資産の場合、この情報は表で提供し、注釈付きの地図／平面図で表現するのが最善である。
5.b 保護指定	資産の関連する法制上、規制上、契約上、計画上、制度上、伝統上のう	リストに加えて、この情報は複合的な資産用の注釈付きの

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
	ちいずれかまたはすべてのステータスをリストアップすること。例えば国立公園や州立公園、歴史的建造物、国内法または慣習に基づく保護区域、またはその他の指定区域である。 指定の年とそのステータスを規定する法令を記載すること。 文書を英語またはフランス語で提出できない場合、主要な条項が強調された英語またはフランス語のエグゼクティブサマリーを提出する必要がある。	地図／平面図で表現することが有用な場合がある。 緩衝地帯の境界線に関する論理的根拠は、この節で提示する必要がある。
5.c 保護対策の実施手段	5.b に示されるその法制上、規制上、契約上、計画上、制度上、伝統上のうちいずれかまたはすべてのステータスによって得られる保護の実際の機能を説明すること。	- 理論上可能な保護と実現される保護の間にはかなりの違いがあることが考えられる。実際の状況に関する情報は最も重要であり、提供が必要とされる。 - 主張を裏付ける証拠への参照も必要である。
5.d 提案された資産が所在する市町村および地域に関連する既存の計画（地域または地方計画、保存計画、観光開発計画など）	作成の日付および担当機関を添えて、採択された合意済みの計画をリストアップすること。関連規定はこの節に要約する必要がある。計画書のコピーは、第 7.b 節に示すように附属書として含めるものとする。 計画書が英語またはフランス語以外でしか存在しない場合、主要な条項が強調された英語またはフランス語のエグゼクティブサマリーを提出する必要がある。	- 計画のステータスも、それらの有効性の評価とともに提示される必要がある。 - 加えて、その計画が資産の保護、保存および管理と矛盾しないかどうかに関する情報が提供されるべきである。 - 計画の地理的範囲またはその他の範囲を表示する必要がある（例えば計画は資産全体を対象とするか、それとも特定の部分のみであるか、など）。
5.e 資産管理計画またはその他の管理システム	作業指針第 132 項に記載されるように、適切な管理計画または他の管理システムは不可欠であり、推薦書で提出されなければならない。管理計画または他の管理システムの効果的な実施に対する保証も望まれる。持続可能な開発の原則は、管理システムに統合される必要がある。 管理計画書のコピーまたは文書化された管理システムは、第 7.b 節に示されるように英語またはフランス語で、推薦書に添付するものとする。 管理計画が英語またはフランス語以外の言語でしか存在しない場合、その条項の英語またはフランス語によ	- このマニュアルの 89～91 ページを参照すること。 - 管理計画／システムの有効性については、単なる保証や主張ではなく証拠が提出されるべきである。 - 管理計画／システムは、潜在的な「顕著な普遍的価値」の保護保全を主として管理しなければならない。 - 管理計画／システムは、資産の現実の状況、特に問題や課題に対処しなければならない。 - 集合的な資産または複数国に属する資産の場合、または複数の計画／システムを持つ複

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
	る詳細な説明を附属書として添付しなければならない。この推薦書に添付される管理計画のタイトル、日付、作者を記載すること。 管理計画または文書化された管理システムの詳細な分析または解説を提供するものとする。 管理計画の実施のための予定表作成が推奨される。	合的な資産の場合、計画／システムの相補性を実証する必要がある。個々の構成資産の協調管理については文書化される必要がある。
5.f 財源と財政レベル	資産に利用可能な資金源と資金の水準を年単位で表示すること。特にギャップや不足、または支援が必要かもしれない領域を特定するために、利用可能な資源が十分であるかどうかの見積もりを提出する場合もある。	
5.g 保存・管理技術における専門技能とトレーニングのソース	資産に対し国内当局その他の組織から得られる専門技能とトレーニングを示すこと。	• 使用できる可能性があるものに加えて、資産で実際に使用されている専門技能とトレーニングについても提示する必要がある。 • 専門技能とトレーニングは、資産のための専用管理機関内に存在する場合と、他の組織から得られる場合がある。 • 資産の特定のニーズを満たすためには、専門技能とトレーニングの適合性と能力の評価が必要となる。
5.h 訪問者施設およびインフラ	この節では、訪問者が現場で利用できる包括的な施設について説明し、それらが資産の保護管理の要件に対して適切であることを実証する必要がある。資産への安全で適切なアクセスの提供に関してなど、訪問者のニーズを満たすために効果的かつ包括的な資産のプレゼンテーションを施設およびサービスが行う方法を提示する必要がある。この節では、翻訳／説明を伴う可能性のある訪問者設備（看板、道標、通知や広報、ガイド）、資産専用の博物館／展示、案内所や通訳センター、デジタル技術およびサービスを利用する可能性のある施設（夜間の宿泊施設、レストラン、駐車場、トイレ、搜索救助、その他）などについて検討する。	• 資産の特定のニーズを満たすためには、施設の適合性と能力の評価が必要となる。 • これらの設備と、資産の保護および保存との間に生じるいかなる矛盾にも注意が必要である。
5.i 資産のプレゼンテーションおよびプロモーションに関連する方針およびプロ	この節では、文化遺産および自然遺産のプレゼンテーションおよび未来の世代への伝承に関して、世界遺産	• 要約情報のみ必要とされる。 • このような方針やプログラムは、通訳計画などに組み込ま

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
グラム	条約第4条および第5条について言及する。締約国は、推薦資産のプレゼンテーションおよびプロモーションのための方針およびプログラムに関する情報を提供することが奨励される。	れる可能性がある。 - プログラムのためのリソース調達や、方針とプログラムの有効性に関する情報を提供する必要がある。 - プログラムは実際に潜在的な「顕著な普遍的価値」のプレゼンテーションとプロモーションを行っているか？ - プレゼンテーション／プロモーションおよび保護／保存の間に矛盾はないか？
5.j スタッフ数と専門技能 (専門的、技術的、保守)	訪問者や将来必要となるトレーニングとの関連を含めて、資産の適切な管理に必要なスキルと資格を提示すること。	- スタッフ数は適切か？ - これらのスキルやトレーニングは、資産の価値に対し適切であるか？
6.監視	推薦書のこの節は、長期にわたる傾向の指標を示すために定期的にレビューされ報告される、資産の保存状態に対する証拠の提供を意図している。	
6.a 保存状態を測定するための重要な指標	資産全体の保存状態の尺度として選択された主要な指標を表形式で列挙する（上記の第4.a節を参照）。これら指標のレビューの周期性と記録の保存場所を提示すること。これは資産の重要な側面を表し、「顕著な普遍的価値の言明」に最も深く関連するものである（上記第2.b節を参照）。可能であればこれは数値で表現し、不可能な場合は定点からの写真撮影など、繰り返し行える形のものとする。以下に良い指標の例を挙げる。 (i) 自然遺産における種の数、または主要種の個体数 (ii) 歴史的な町または地区における、大規模な修繕が必要な建物の割合 (iii) 主要な保存プログラム完了までに経過が推定される年数 (iv) 特定の建築または建築要素の不動性または動きの度合い (v) 資産へのあらゆる類の浸食の増加または減少の割合	指標は潜在的な「顕著な普遍的価値」への関連付けを必要とし、単に測定すれば良いというものではありません。

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式			追加のアドバイス
指標	周期性	記録場所	
既存の推薦書書式推薦書の書式			追加のアドバイス
6.b 資産監視のための行政上の取り決め		6.a で言及される監視担当機関の名称と連絡先を記入すること。	
6.c これまでに報告されたエクササイズの結果		資産の保存状況に関するこれまでの報告を簡潔な要約とともにリストアップし、公開ソース（Ramsar や MAB など、国際協定およびプログラムに準拠して提出されたレポートなど）からの抜粋および参照を提供すること。	- 問題が指摘されたり、保存状況が悪かったりする場合には、現状や取られている是正措置を簡単に説明すること。 - それでも問題が残っているか、保存状況が悪い場合は、上記第4節で報告する必要がある。
7.文書化		推薦書のこの節は、完全な推薦書を構成するために提供される文書のチェックリストである。	
7.a 写真および視聴覚画像の目録と承認フォーム		締約国は、資産の一般的な写真を提供するために、十分な数の最新画像（印刷物、スライド、可能であれば電子フォーマット、ビデオ、航空写真）を提供するものとする。 スライドは 35 mm 形式⁵、電子画像は最低 300 dpi（ドット／インチ）の解像度の jpg 形式とする。フィルム資料を提供する場合は、品質保証のためにベータ SP フォーマットが推奨される。 資料には以下に示すように画像目録、写真および視聴覚承認フォームを添付するものとする。 資産を説明する公開ウェブページ上で使用する可能性のある写真が最低 1 枚含まなければならない。 締約国は、提供された画像の全部または一部を書面の形態かつ無料で、デジタルを含むあらゆる形式のあらゆる環境で拡散、公表、複製、利用し、これらの権利を第三者に許諾する権利の非独占的な譲渡をユネスコに承諾するこ	画像は、その資産の潜在的な「顕著な普遍的価値」とともに、その状況も描き出す必要がある。

⁵ 訳注：現在は、スライドの提出は義務付けられていない。

4 推薦書類の準備と作成

とが奨励される。

非独占的な権利譲渡は、知的財産権（写真家／映像監督の権利、または異なる場合は著作権所有者の権利）には影響せず、ユネスコから画像が配布されるとき、フォームで明確に提供されている場合は、必ず写真家／映像監督のクレジットが表示される。

そのような権利の譲渡から生じる可能性のある利益はすべて世界遺産基金のものとなる。

既存の推薦書書式

ID 番号	形式（スライド／印刷／映像）	キャプション	撮影日（月／年）	写真撮影者／映像監督	著作権所有者（写真撮影者／映像監督と異なる場合）	著作権所有者の連絡先（氏名、住所、電話番号／FAX、E-mail）	非独占的な権利譲渡

追加のアドバイス

既存の推薦書書式 推薦書の書式

既存の推薦書書式注記

追加のアドバイス

7.b 保護指定に関するテキスト、資産管理計画のコピーまたは文書化された管理システム、および資産に関する他の計画からの抜粋

上記第 5.b 節、第 5.d 節、第 5.e 節に示す形でテキストを添付する。

7.c 最新の記録または資産目録の形式と日付

資産の最新の記録または目録の形式と日付を記載した簡単な説明を提出すること。説明を行うのは、まだ入手可能な記録についてのみとする。

7.d 目録、記録、およびアーカイブが保管される住所

資産目録（建築、記念碑、動植物種）を所有する機関の名称と住所を記入すること。

7.e 参考文献一覧

標準の文献形式を使用し、主要な出版されている参考文献をリストアップする。

8.担当機関の連絡先

推薦書のこの節は、本部事務局が世界遺産のニュースやその他の話題に関する最

4 推薦書類の準備と作成

既存の推薦書書式 推薦書の書式	既存の推薦書書式注記	追加のアドバイス
8.a 作成者 氏名： 肩書： 住所： 市、地方／州、国： 電話番号： Fax： E-mail：	新情報を資産に提供することを可能とする。 推薦の責任者である個人の名前、住所および他の連絡先情報を提供すること。Eメールアドレスを提供できない場合は、情報にファックス番号を含める必要がある。	
8.b 公式な地方施設／地方機関	資産管理を現地で担当する機関、博物館、施設、共同体、または管理者の名称を提出すること。平時の報告左記機関が国家機関である場合、その連絡先情報を提供すること。	
8.c その他の地方施設	世界遺産関連のイベントや問題についての無料<i>世界遺産</i>ニュースレターを受信するすべての美術館、案内所や公式観光案内所の正式名称、住所、電話、ファックスとEメールアドレスをリストアップすること。	
8.d 公式ウェブサイトアドレス http:// 連絡先氏名： E-mail：	推薦資産の公式ウェブサイトがある場合はそのアドレスを提出し、このアドレスが将来の使用を予定されているかどうかを、連絡先名称とEメールアドレスとともに提示してください。	
9.締約国を代表する署名	推薦書は、締約国を代表して署名する権限を与えられた職員の署名をもって締めくくられる。	

4.3 追加情報

レビューおよび改訂

推薦書を書き上げた後は、この品質を保証するための有用な手順として、以下を挙げる。

- エグゼクティブサマリーをレビューし、必要であれば推薦書本文と一致するよう修正すること
- 推薦書全体をチェックし、主要なメッセージが触れられ、明確に表現されているようにすること
- 特に推薦書の部分によって作者が異なる場合、推薦書の一貫性とスタイルのための編集を行う。ただし、重要な内容が失われたり歪められたりしていないことを確認すること
- 資産と密接に関係しない人物や、国やその遺産について一切の知識を持たない人物も含めて、推薦書草案の査読を行い、疑問が生じた場合は対処すること
- 作業指針第 132 項に従い、推薦書の完全性をチェックすること

推薦書は、査読
メッセージ
を行うこと。

集合的な資産に関する推薦

集合的な資産に関する推薦の場合、全体を構成する構成資産の数次第では記載される情報（例えば、各構成資産に関する説明）が倍増するため、全体でかなりの量となり得る。あまりにも多くの情報を含めると、推薦書の読解が難しくなりかねない。

各構成資産に関する重要な情報の適切なバランスも課題となる。

選択肢としては、推薦書本文には要約情報のみ提供し、構成資産に関するより詳細な情報は本文から参照する附属書に含めることが考えられる。

5 評価プロセス

5.1 一般

必要書類がすべてそろった推薦書の提出を受けて評価プロセスが始まる。

まず、世界遺産センターが書類の完全性を確認する。不完全であると判断された場合は、諮問機関には送付されず、完全なものを翌年以降に提出しなければならない。

推薦書が完全な場合は関係諮問機関に送付され評価を受ける。このプロセスでは、諮問機関が、推薦物件の完全性及び/又は真実性の条件並びに保護管理要件を満たしている場合に、当該物件が潜在的に顕著な普遍的価値を有しているかどうかを評価する。ICOMOS 及び IUCN の評価手続きの詳細は、*作業指針* 附則 6 に記載されており、以下にも述べる。

諮問機関による評価後であるが、世界遺産委員会が推薦を検討する前に、諮問機関は、委員会が推薦を検討する年の 1 月 31 日までに、締約国に対し質問書の送付や情報の要請を行うことができる（*作業指針* 149 段落）。

この情報は、諮問機関が検討するために 2 月 28 日までに送付しなければならない。*作業指針* は、この日付以降に送付した情報を諮問機関が検討することを正式に禁止している。

締約国はまた、委員会会合前に、委員会議長に書面で通知し、諮問機関の評価における事実誤認を指摘することもできる（*作業指針* 150 段落）。

締約国は、評価中に推薦物件に影響を及ぼす出来事が起これば世界遺産センターに知らせなければならない。このような情報は、評価に重大な影響を与える可能性がある。

世界遺産委員会が物件を登録するかどうかを決定する。この決定にあたって、委員会は、関連諮問機関からの勧告を受ける。

5.2 IUCN 評価プロセス

推薦物件の技術的評価を行う際に IUCN は条約の *作業指針* を参考にする。4 月に IUCN が推薦書を受理し、翌年の 5 月に IUCN 評価報告書を世界遺産センターに提出してから 1 年の期間をかけて評価プロセスを実施する。このプロセスは以下の手順に従う。

1. **データ収集。** 推薦書、保護地域に関する世界データベース、その他の参考資料を使用して標準化されたデータシートをまとめる。
2. **外部レビュー。** WCPA メンバー、その他 IUCN 専門委員会、地域で活動している学術ネットワークや NGO など当該物件やその自然的価値に詳しい独立専門家に推薦書を送付する（通常、毎年最大 100～150 人の外部査読者が貢献）。
3. **現地調査ミッション。** 1 人以上の IUCN 及び外部の専門家を含むミッションが、現地で推薦物件を評価し、国・地方自治体の関係当局、地域コミュニティ、NGO、その他のステークホルダーと推薦について協議する。ミッションは通常、5 月から 11 月の間に行われる。複合物件及び特定の文化的景観の場合、ミッションは ICOMOS と共同で実施される。

4. *IUCN 世界遺産パネルによるレビュー*。IUCN 世界遺産パネルは少なくとも年 1 回、通常 12 月にスイスの IUCN 本部で会合し各推薦書を審査する。必要に応じて、2 回目の会議又は電話会議を通常翌年の 3 月に行う。同パネルは、推薦書、現地ミッション報告書、外部査読者のコメント、物件のデータシート、その他関連参考資料を集中的に審議し、IUCN への技術的助言及び各推薦書に対する勧告を行う。5 月に作成された最終報告書を世界遺産センターに提出し、世界遺産委員会のメンバーに配布する。
5. *最終勧告*。IUCN は、6 月又は 7 月の世界遺産委員会年次会合で画像と地図を用いて評価プロセスの結果及び勧告を世界遺産委員会に伝え質問に答える。世界遺産委員会は、世界遺産リストに当該物件を登録するかどうかの最終決定を行う。

特に、締約国があらゆる機会を利用し必要な情報をすべて提供し質問に答え問題を明確にできるよう、IUCN は評価プロセス全体にわたって締約国との対話を深め維持している。そのような理由で、IUCN は締約国に追加情報を要請できる機会が 3 回ある。これについては以下の通りである。

- ・ *現地調査ミッションに先立ち*、IUCN は締約国に対し、通常は主催国のミッション担当者に直接、ミッションに関するブリーフィングを送るが、ミッションで検討すべき特定の質問や問題を提起する場合が多い。これにより、締約国は事前に適切な準備をすることができる。
- ・ *現地調査ミッションのすぐ後に*、現地調査ミッションでの検討に基づき、IUCN は、12 月の IUCN 世界遺産パネル会合前に補足情報を要請する公式書簡を送付し、パネルが推薦勧告に必要なすべての情報を持てるようにする。
- ・ *IUCN 世界遺産パネルの後*、未回答の質問や、明らかにする問題がさらに出た場合は、締約国に最終書簡を送付し、具体的な期限までに補足情報を要請する。IUCN が評価を完了できるよう、この期限は厳守しなければならない。

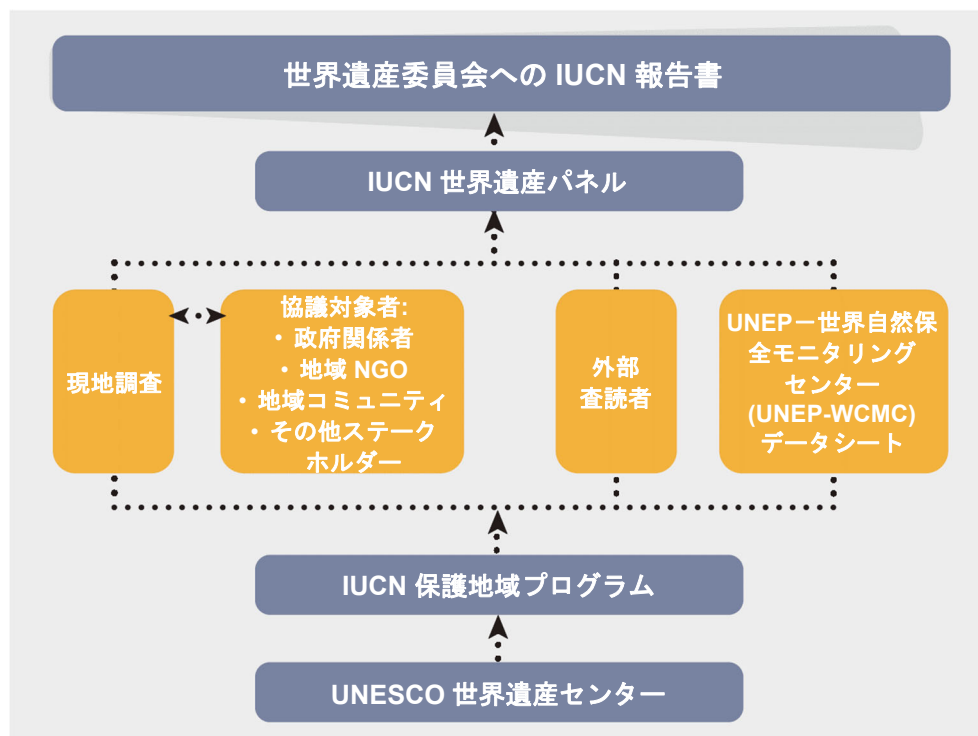
注：締約国が推薦時及びミッション中に十分な情報を提供していれば、IUCN が補足情報を要請することはない。補足情報は、特定の質問又は問題に対する回答であり、全面改定した推薦書や相当量の新規情報を含まないことが期待される。

推薦物件の技術的評価では、Udvardy の生物地理区分の概念を用いて、推薦書を他の類似物件と比較する。この方法は、自然遺産物件の比較をより客観的にし、グローバルレベルで類似性を評価する実用的な手段である。同時に、世界遺産物件は、幅広いバイオームに基づいて比較することもできる特別な特徴、生息地、動物相又は植物相の特異性を含むことが期待される。生物地理区分の概念は比較の基礎としてのみ使用し、世界遺産物件がこの基準のみに基づいて選択されることを意味するものではないことを強調する。さらに、コンサベーション・インターナショナルの生物多様性ホットスポット、WWF エコリージョン、バードライフ・インターナショナル固有鳥類生息域、IUCN/WWF 植物多様性センター、IUCN/SSC 生息地分類、世界遺産ネットワークの 2004 年 IUCN/UNEP-WCMC レビューなどの国際的な優先順位付けシステムを用いて世界的に重要な物件を認定する。世界遺産は顕著な普遍的価値を有する物件のみであるということが基本理念である。

最後に、評価プロセスは、IUCN、UNEP-WCMC、その他数社の出版社が発行する 20 巻に及ぶ世界の保護地域に関する参考文献によって支えられている。以下に紹介する。

- アフリカ、アジア、オセアニアにおける保護地域制度の見直し;
- 世界の保護地域の要覧 4 巻;
- 地球規模生物多様性アトラス 6 巻シリーズ;
- 植物多様性センターの要覧 3 巻;
- 世界のサンゴ礁の要覧 3 巻;
- A Global Representative System of Marine Protected Areas (全球的な海域保護地域体系) に関する全 4 巻。

これら文献も、世界各地の保護地域における保全の重要性を比較できるシステム全体の概観を提供する。



5.3 ICOMOS 評価プロセス

ICOMOS (国際記念物遺跡会議) は文化遺産に係る推薦の審査に当たり、作業指針を参考にする (148 段落参照)。

評価プロセス (125 ページの図参照) では、ICOMOS とその国内・国際委員会のメンバー及びその他つながりのある専門家ネットワークを代表する幅広い専門的な見解の問合せも行う。さらに、専門家ミッションにメンバーを派遣し秘密裏に現地評価を行う。この広範な問合せによって、年次会合で世界遺産委員会に提出する詳細な勧告を作成する。

専門家の選定

世界遺産リストに物件を提出するための明確に定められた年次手続きがある。新規推薦書は、UNESCO 世界遺産センターが内容に不備がないことを確認してから ICOMOS に送付され、ICOMOS 世界遺産事務局によって処理される。最初に、相談する専門家を選定する。これは2つのグループに分かれる。まず、推薦物件の顕著な普遍的価値について助言できるグループがある。これは基本的に専門研究者のための「図書館」演習であり、特定のテーマについて ICOMOS のメンバーに十分な専門知識がない場合に ICOMOS のメンバー以外が参加することもある。例えば、推薦頻度が少ない化石人類遺跡では専門の古生物学者の貢献が必要である。

2 番目の専門家グループは、個々の物件の管理、保全及び真実性の側面に関する実務経験を有する専門家のグループで現地評価ミッションを実施する必要がある。この専門家選定プロセスは ICOMOS ネットワークをフル活用する。国際産業遺産保存委員会 (TICCIH)、国際造園家連盟 (IFLA)、モダニズム記念物及び遺跡の記録及び保全のための国際委員会 (Docomomo) といった ICOMOS がパートナーシップ契約を結んでいる専門家グループなど国際学術委員会及び個々のメンバーの助言を求める。

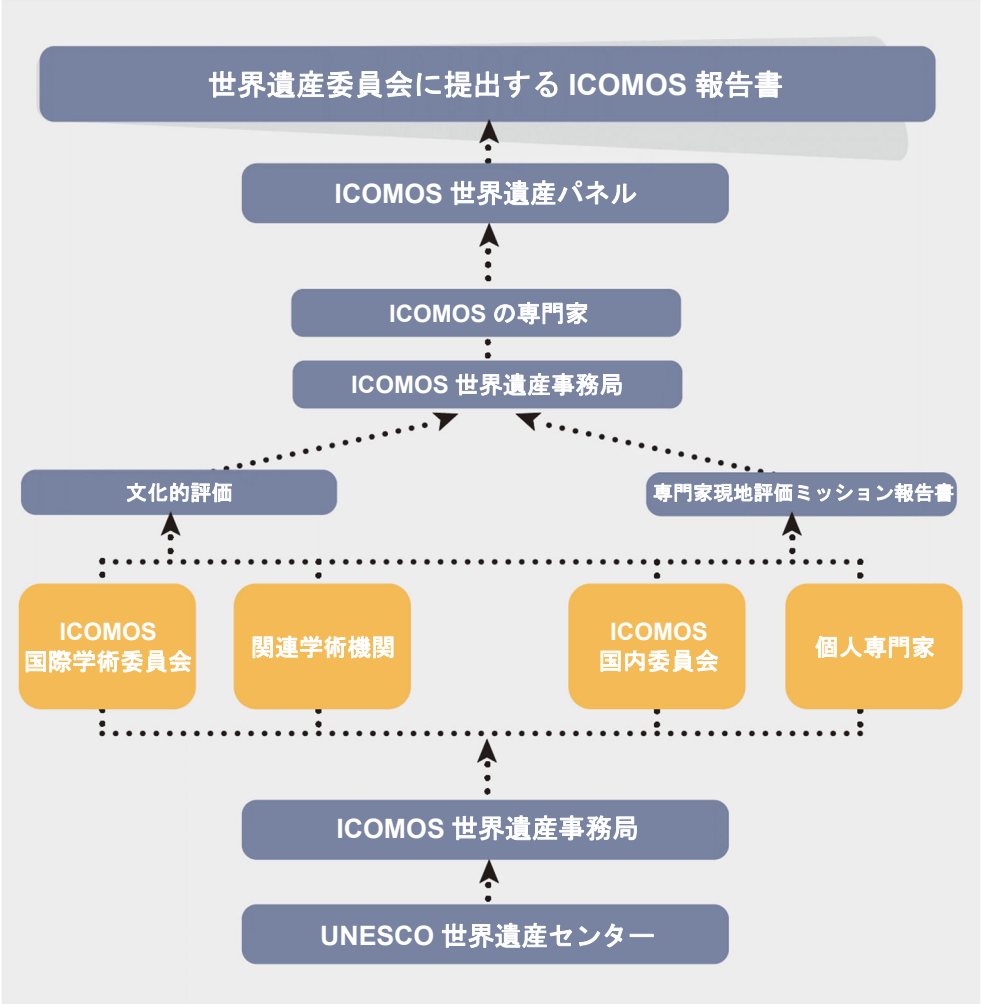
現地評価ミッション

現地評価ミッションを行う専門家の選定における ICOMOS の方針は、可能な限り、推薦物件が位置する地域から選ぶことである。専門家には遺産の管理・保存経験が求められるが、必ずしも当該タイプの物件における高度な学術専門家である必要はない。専門家は、職業的に対等な立場で遺産管理者と話し、管理計画、保全活動、ビジター管理などについてインフォームドアセスメントを実現できることが期待される。専門家には、推薦書の関連情報の写しを含めた詳細なブリーフィングを提供する。訪問の日程と内容は締約国と協議の上決定し、締約国は ICOMOS の評価ミッションがメディアの注目を浴びないようにすることが求められる。ICOMOS の専門家は、当該物件の実務面に関する報告書を執行委員会に秘密裏に提出する。公開が早すぎると、ICOMOS と当該締約国の双方、そして世界遺産委員会にとっても問題になりかねない。

世界遺産パネル

これらの協議による 2 種類の報告書（文化的評価と現地調査報告書）は、パリの ICOMOS 事務局が受理し、それをもとに評価案が作成される。これには、物件の簡単な説明と歴史、法的保護、管理、保全状況の概要、これらの側面に関するコメント、世界遺産委員会への勧告案が含まれる。その後、ICOMOS 世界遺産パネルの 2 日から 3 日間の会合で評価案が提示される。同パネルは、世界各地から集まった執行委員会のメンバーで構成され幅広いスキルと経験を持つ。毎年リストに載るが委員会に担当者がいない特定の遺産カテゴリーについては執行委員会のメンバーに専門家が加わる。ICOMOS は、受理した推薦の特徴に応じて、TICCIH 及び Docomomo の代表者をパネルに招聘することもできる。

パネルは、ICOMOS Policy Document (方針文書) を参考に、守秘義務の条件に基づいて活動する（文書は ICOMOS のホームページから入手可能）。各推薦物件は、ICOMOS の代表者が 10 分から 15 分かけてプレゼンテーションを行い、その後検討する。推薦書の客観的かつ徹底的な審査の後、ICOMOS の集団勧告を作成し、評価書を修正して印刷し、世界遺産委員会に提示する。



参考文献一覧

一般

Badman, T., Bomhard, B. and Dingwall, P. 2008. *World Heritage Nominations for Natural Properties: A Resource Manual for Practitioners* (自然遺産物件に対する世界遺産推薦: 実務家のためのリソースマニュアル)。グラン (スイス)、IUCN。

Cameron, C. 2005. *Background Paper for the Special Expert Meeting of the World Heritage Convention: The Concept of Outstanding Universal Value* (世界遺産条約特別専門家会合のためのバックグラウンドペーパー: 顕著な普遍的価値の概念)。カザン (ロシア連邦タタールスタン共和国)。
cmsdata.iucn.org/downloads/kazan_abs_english.pdf

de Merode, E., Smeets, R. and Westrik, C. 2004. *Linking Universal and Local Values: Managing a Sustainable Future for World Heritage* (普遍的価値と地域的価値をつなぐこと: 世界遺産の持続可能な未来の管理)パリ、UNESCO 世界遺産センター。(世界遺産ペーパー13)
<http://whc.unesco.org/en/series/> (英語のホームページ)
<http://whc.unesco.org/fr/series/> (フランス語のホームページ)

Dingwall, P., Weighell, T. and Badman, T. 2005. *地質学的世界遺産: グローバルな枠組み*。グラン (スイス)、IUCN。

Engels, B., Ohnesorge, B. and Burmester, A. (eds). 2009. *Nominations and Management of Serial Natural World Heritage Properties – Present Situation, Challenges and Opportunities* (連続性のある世界自然遺産物件の推薦と管理—現状、課題、機会) ドイツ連邦自然保護庁 (BfN) が UNESCO 世界遺産センター及び IUCN と協力して開催したワークショップの議事録 (2008 年 11 月 26 日–30 日)。

Hockings, M., James, R., Stolton, S., Dudley, N., Mathur, V., Makombo, J., Courrau, J. and Parrish, J. 2008. *Enhancing Our Heritage Toolkit, Assessing Management Effectiveness of Natural World Heritage Sites* (世界自然遺産サイトの管理効果を評価する遺産ツールキットの改善)。パリ、UNESCO 世界遺産センター。(世界遺産ペーパー23)
<http://whc.unesco.org/en/series/> (英語のホームページ)
<http://whc.unesco.org/fr/series/> (フランス語のホームページ)

ICOMOS. 1965. *記念建造物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章 (1964 年ヴェニス憲章)*。パリ ICOMOS。 http://www.icomos.org/venice_charter.html

ICOMOS. 2005a. *世界遺産リスト: The World Heritage List: Filling the Gaps – An Action Plan for the Future* (ギャップを埋める - 今後のアクションプラン)。パリ、ICOMOS。
http://www.international.icomos.org/world_heritage/gaps.pdf (英語のホームページ)
http://www.international.icomos.org/world_heritage_fre/whlgaps.htm (フランス語のホームページ)

ICOMOS. 2005b. *Xi'an Declaration on the Conservation of the Setting of Heritage Structures, Sites and Areas* (遺産構造、遺跡及びエリアの周辺環境の保全に関する西安宣言)。
<http://www.international.icomos.org/charters/xian-declaration.pdf>

参考文献一覧

ICOMOS。2008。Compendium on Standards for the Inscription of Cultural Properties to the World Heritage List (世界遺産リストへの文化遺産物件の登録基準に関する概要)。

whc.unesco.org/en/sessions/32COM/documents/

IUCN。2000。World Heritage and Mining (世界遺産と採掘)。

<http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001231/123112e.pdf>

IUCN。2003。World Heritage in the Boreal Zone (冷温帯・亜寒帯の世界遺産)。IUCN のホームページで閲覧可能。

IUCN。2004。Review of the World Heritage Network: Biogeography, Habitats and Biodiversity: A Contribution to the Global Strategy for World Heritage Natural Sites (世界遺産ネットワークのレビュー: 生物地理学、生息地、生物多様性: 世界自然遺産のためのグローバルストラテジーへの貢献)。IUCN のホームページで閲覧可能。

IUCN。2005a。Enhancing the IUCN Evaluation Process of World Heritage Nominations: A Contribution to Achieving a Credible and Balanced World Heritage List (世界遺産推薦のIUCN 評価プロセスの改善: バランスの取れた信頼できる世界遺産リスト達成への貢献)

IUCN のホームページで閲覧可能。

IUCN。2005b。World Heritage Thematic Study for Central Asia: A Regional Overview (中央アジアの世界遺産テーマ別研究: 地域の概観)IUCN のホームページで閲覧可能。

IUCN。2006。The World Heritage List: Guidance and Future Priorities for Identifying Natural Heritage of Potential Outstanding Universal Value (世界遺産リスト: 潜在的に顕著な普遍的価値を有する自然遺産を認定するための指針と将来の優先事項)。IUCN のホームページで閲覧可能。

IUCN。2007。Harmonisation of Tentative Lists in Central, Eastern and South-Eastern Europe (中・東欧における暫定リストの調和)

IUCN のホームページで閲覧可能。

IUCN。2008a。Management Planning for Natural World Heritage Properties, A Resource Manual for Practitioners (世界自然遺産物件の管理計画、実務家のためのリソースマニュアル)、暫定版。IUCN 保護地域プログラム。(IUCN 世界遺産研究 5)。

IUCN のホームページで閲覧可能。

IUCN。2008b。Outstanding Universal Value – Standards for Natural World Heritage, A Compendium on Standards for Inscriptions of Natural Properties on the World Heritage List(顕著な普遍的価値—世界自然遺産の基準、世界遺産リストへの自然遺産物件登録基準の概要)。IUCN のホームページで閲覧可能。

IUCN。2008c。World Heritage and Protected Areas (世界遺産と保護地域)。IUCN のホームページで閲覧可能。

IUCN。2008d。World Heritage Caves and Karst (世界遺産洞窟とカルスト)。IUCN のホームページで閲覧可能。

IUCN。2009。Serial Natural World Heritage Properties (連続性のある世界遺産物件)。IUCN のホームページで閲覧可能。

参考文献一覧

Jokilehto, J. 2008. *The World Heritage List. What is OUV? Defining the Outstanding Universal Value of Cultural World Heritage Properties* (世界遺産リスト。OUV とは? 世界文化遺産物件の顕著な普遍的価値の定義)。パリ、ICOMOS。(Monuments and Sites XVI(記念物遺跡 XVI)。) <http://www.international.icomos.org/publications/index.html>

Magin, C. and Chape, S. 2004. *Review of the World Heritage Network: Biogeography, Habitats and Biodiversity* (世界遺産ネットワークのレビュー: 生物地理学、生息地、生物多様性) IUCN/UNEP-WCMC。

Martin, O. and Piatti, G. (eds). 2009. *World Heritage and Buffer Zones, International Expert Meeting on World Heritage and Buffer Zones* (世界遺産及びバッファゾーン、世界遺産とバッファゾーンに関する国際専門家会議)、ダボス (スイス)、2008 年 3 月 11 日～14 日。

パリ、UNESCO 世界遺産センター。(世界遺産ペーパー25。)

<http://whc.unesco.org/en/series/> (英語のホームページ)

<http://whc.unesco.org/fr/series/> (フランス語のホームページ)

Pedersen, A. 2002. *Managing Tourism at World Heritage Sites: a Practical Manual for World Heritage Site Managers* (世界遺産サイトにおける観光管理: 世界遺産サイト管理者のための実践マニュアル)。パリ、UNESCO 世界遺産センター。(世界遺産マニュアル 1)。

<http://whc.unesco.org/en/series/> (英語のホームページ)

<http://whc.unesco.org/fr/series/> (フランス語のホームページ)

UNESCO. 1972. *世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約*。(世界遺産条約)

<http://whc.unesco.org/en/conventiontext/> (英語のホームページ)

<http://whc.unesco.org/fr/conventiontexte/> (フランス語のホームページ)

UNESCO. 2003. *無形文化遺産の保護に関する条約*。

<http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?lg=en&pg=00022> (英語のホームページ)

<http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?lg=fr&pg=00022> (フランス語のホームページ)

UNESCO 世界遺産センター。暫定リスト。

<http://whc.unesco.org/en/tentativelists/> (英語のホームページ)

<http://whc.unesco.org/fr/listesindicatives/> (フランス語のホームページ)

UNESCO 世界遺産センター。世界遺産リスト。

<http://whc.unesco.org/en/list/> (英語のホームページ)

<http://whc.unesco.org/fr/list/> (フランス語のホームページ)

UNESCO 世界遺産センター。1994. *真実性に関する奈良文書*

http://www.international.icomos.org/charters/nara_e.htm

(作業指針の附則 4 にも掲載)

UNESCO 世界遺産センター。2005. *Vienna Memorandum on World Heritage and Contemporary Architecture – Managing the Historic Urban Landscape* (世界遺産及び現代建築に関するウィーン覚書—歴史的都市景観の管理)。

whc.unesco.org/archive/2005/whc05-15ga-inf7e.doc

参考文献一覧

UNESCO 世界遺産センター。2011。世界遺産条約履行のための作業指針。

<http://whc.unesco.org/en/guidelines/> (英語のホームページ)

<http://whc.unesco.org/fr/> (フランス語のホームページ)

UNESCO 世界遺産センター/オランダ政府。1998。世界遺産グローバル戦略自然文化遺産専門家会合報告書、1998 年 3 月 25 日～29 日、アムステルダム (オランダ)

UNESCO 世界遺産センター/ICCROM。2004。Monitoring World Heritage(世界遺産モニタリング)(世界遺産ペーパー10)。

http://www.international.icomos.org/world_heritage/gaps.pdf (英語のホームページ)

http://www.international.icomos.org/world_heritage_fre/whlgaps.htm (フランス語のホームページ)

参考文献一覧

自然遺産物件に関する国際比較分析の追加情報源及び暫定リストの見直しと更新

IUCN 技術・テーマ別研究

- *The World's Greatest Natural Areas: an indicative inventory of natural sites of World Heritage Quality* (世界最高の自然地域: 世界遺産品質の自然サイトを示すインベントリー) (1982)。
- *Earth's Geological History: a contextual framework for assessment of World Heritage fossil site nominations* (地球の地質史: 世界遺産化石遺跡推薦の評価のための文脈的枠組み) (1994)。
- *A Global Overview of Wetland and Marine Protected Areas on the World Heritage List* (世界遺産リストの湿地帯海洋保護地域の包括的概観) (1997)。
- *A Global Overview of Forest Protected Areas on the World Heritage List* (世界遺産リストの森林保護地域の包括的概観) (1997)。
- *A Global Overview of Human Use of World Heritage Natural Sites* (世界自然遺産サイトの人による利用の包括的概観) (1997)。
- *A Global Overview of Protected Areas on the World Heritage List of Particular Importance for Biodiversity* (生物多様性に特に重要である世界遺産リストの保護地域の包括的概要) (2000)。
- *Which Oceanic Islands Merit World Heritage Status?* (世界遺産に値する海洋島とは?) (1991)。
- *Report of the Working Group on Application of the World Heritage Convention to Islands of the Southern Ocean* (南洋諸島への世界遺産条約の適用に関するワーキンググループの報告) (1992)。
- *Future Directions for Natural World Heritage Sites in East and Southeast Asia* (東・東南アジアにおける世界自然遺産サイトに対する今後の方向性) *Filling the Biome Gaps: a thematic approach to achieving biodiversity conservation through World Heritage* (バイオームの隙間を埋める: 世界遺産を通じて生物多様性の保全を達成するテーマ別アプローチ) Les Molloy (2000)。
- *Potential Natural World Heritage Sites in Europe* (ヨーロッパの世界自然遺産候補地)、Lars-Erik Esping (1998)。
- *A Global Representative System of Marine Protected Areas* (全球的な海域保護地域体系)、世界銀行 / IUCN、4 巻 (1995)。

参考文献一覧

世界自然遺産候補地を特定するための UNESCO 世界遺産イニシアチブ及び選択した地域会合の報告

- 化石遺跡の国際インベントリーを選択するためのタスクフォース (1991 年)。
- 北欧世界遺産－UNESCO 世界遺産リストのための新しい地域の提案 (1996 年)。
- アラブ諸国における世界遺産候補地の特定 (1999 年)。
- 熱帯林 (ブラスタギ会合報告書、1998 年)
- 太平洋における世界遺産物件の特定 (1999 年)
- 世界遺産サイト推薦に関する地域ワークショップ、モザンビーク (2000 年)
- カリブ海地域・スリナムの自然遺産に関するセミナー (2000 年)
- 中央アジア会合 (2000 年)。
- 東・東南アジアのカルスト地形 (2001 年)。
- アルパインアーク会合 (2000–2001 年)。
- 熱帯海域・沿岸サイト (ベトナムワークショップ、2002 年)
- 北方林保護地域 (ロシア連邦、2003 年 10 月)

参考文献

バードライフ・インターナショナル。1998。 *Endemic Bird Areas of the World: Priorities for Biodiversity Conservation* (世界の固有鳥類生息地域: 生物多様性保全の優先順位)。ケンブリッジ (英国)、バードライフ・インターナショナル。

バードライフ・インターナショナル。2000。 *世界の絶滅危惧鳥類*。バルセロナ/ケンブリッジ、Lynx Edicions/バードライフ・インターナショナル。

Hillary, A., Kokkonen, M. and Max, L. (eds). 2003. *Proceedings of the World Heritage Marine Biodiversity Workshop* (世界遺産海洋生物多様性ワークショップ議事録) パリ、UNESCO 世界遺産センター。(世界遺産ペーパー4)。

ICOMOS。2004。 *ICOMOS Analysis of the World Heritage List and Tentative Lists and Follow-Up Action Plan* (ICOMOS 世界遺産リスト及び暫定リストの分析並びにフォローアップ行動計画) パリ、ICOMOS。

IUCN。1997。 *World Heritage Special Issue* (世界遺産特別号)。パークス、第 7 巻第 2 号。

IUCN。2004。 *The World Heritage List: Future Priorities for a Credible and Complete List of Natural and Mixed Sites* (世界遺産リスト: 自然遺産及び複合遺産のサイトの信頼できる完全なリストのための将来の優先事項)。グラン (スイス)、IUCN 保護地域プログラム。

Miklos, D.F. and Udvardy, M. 1975. *A Classification of the Biogeographical Provinces of the World – Prepared as a contribution to UNESCO's Man and the Biosphere Programme* (世界の生物地理学的地域の分類—ユネスコの人間と生物圏計画への貢献として作成)。モルジュ (スイス)、IUCN。(オケージョナル・ペーパー第 18 号)。

Smith, G. and Jakubowska, J. 2000. *A Global Overview of Protected Areas on the World Heritage List of Particular Importance for Biodiversity* (生物多様性に特に重要である世界遺産リストの保護地域の包括的概要)。ケンブリッジ (英国)、UNEP 世界自然保全モニタリング センター。

参考文献一覧

Thorsell, J., Ferster Levy, R. and Sigaty, T. 1997. *A Global Overview of Wetland and Marine Protected Areas on the World Heritage List* (世界遺産リストの湿地帯海洋保護地域の包括的概観)。グラン (スイス)、IUCN 世界自然遺産プログラム。

Thorsell, J. and Hamilton, L. 2002. *A Global Overview of Forest Protected Areas on the World Heritage List* (世界遺産リストの森林保護地域の包括的概観)。グラン (スイス)、IUCN 保護地域プログラム。

Thorsell, J. and Sigaty, T. 1997a. *A Global Overview of Forest Protected Areas on the World Heritage List* (世界遺産リストの森林保護地域の包括的概観)。グラン (スイス)、IUCN 世界自然遺産プログラム。

Thorsell, J. and Sigaty, T. 1997b. *Human Use of World Heritage Natural Sites: A Global Overview* (世界自然遺産サイトの人による利用: 包括的概観)。グラン (スイス)、IUCN 世界自然遺産プログラム。

UNEP-WCMC.1992. *Global Biodiversity: Status of the Earth's Living Resources* (地球規模生物多様性: 地球の生物資源の状況)。ロンドン: チャップマン&ホール/世界保全モニタリングセンター。

UNEP-WCMC.2004. *Review of the World Heritage Network: Biogeography, Habitats and Biodiversity* (世界遺産ネットワークのレビュー: 生物地理学、生息地、生物多様性) ケンブリッジ (英国)、UNEP 世界保全モニタリングセンター

Wells, R.T. 1996. *Earth's Geological History: a contextual framework for assessment of World Heritage fossil site nominations* (地球の地質史: 世界遺産化石遺跡推薦の評価のための文脈的枠組み)。グラン (スイス)、IUCN 世界自然遺産プログラム。

WWF/IUCN. 1994. *Centres of Plant Diversity: A Guide and Strategy for their Conservation – Volume 1* (植物多様性センター: その保全に向けての指針・戦略一巻1)。3巻。ケンブリッジ (英国)、IUCN Publications Unit (IUCN 出版物ユニット)。

連絡先情報

氏名及び住所	簡単な説明	条約における責任
ICCROM Via di S. Michele, 13 I-00153 Rome Italy 電話: +39 06 585-531 ファックス: +39 06 5855-3349 電子メール: iccrom@iccrom.org http://www.iccrom.org	ICCROM (文化財保存修復研究国際センター) は本部をイタリア、ローマにおく政府機関である。1956 年に UNESCO によって設立された ICCROM の職能は、不動・可動文化遺産の保全を強化するための研究、情報管理、技術援助、研修及び啓発プログラムを実施することである。	本条約に関する ICCROM の具体的な役割は以下の通りである。 - 文化遺産研修の最優先パートナー、 - 世界文化遺産物件の保全状況のモニタリング、 - 締約国から提出された国際的援助要請の審査、及び - 能力構築活動に対する助言と支援の提供。
ICOMOS 49-51, rue de la Fédération 75015 Paris France 電話: +33 (0)1 45 67 67 70 ファックス: +33 (0)1 45 66 06 22 電子メール: secretariat@icomos.org http://www.icomos.org	ICOMOS (国際記念物遺跡会議) は、本部をフランス、パリにおく非政府組織である。1965 年に設立され、その役割は、建築遺産及び考古学的遺産の保全に関する理論、方法論、科学技術の応用を促進することである。その活動は、1964 年の記念建造物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章(ヴェニス憲章)の原則に基づく。	本条約に関する ICOMOS の具体的な役割は以下の通りである。 - 世界遺産リスト登録推薦物件の評価、 - 世界文化遺産物件の保全状況のモニタリング、 - 締約国が提出した国際的援助要請の審査、 - 能力構築活動に対する助言と支援の提供。
IUCN Rue Mauverney 28 CH-1196 Gland Switzerland 電話: +41 (22) 999-0000 ファックス: +41 (22) 999-0002 電子メール: worldheritage@iucn.org http://www.iucn.org	IUCN (国際自然保護連合) は 1948 年に設立され、各国政府、NGO、科学者が参加する世界的なパートナーシップである。自然が持つ本来の姿と多様性を保全し公正かつ生態学的に持続可能な天然資源の利用を確保するよう、世界の人々を感化し、奨励し、支援することを使命とする。IUCN はスイス、グランに本部をおく。	本条約に関する IUCN の具体的な役割は以下の通りである。 - 世界遺産リスト登録推薦物件の評価、 - 世界文化遺産物件の保全状況のモニタリング、 - 締約国が提出した国際的援助要請の審査、 - 能力構築活動に対する助言と支援の提供。
UNESCO 世界遺産センター 7, place de Fontenoy 75352 Paris 07 SP France 電話: +33 (0)1 45 68 18 76 ファックス: +33 (0)1 45 68 55 70 電子メール: wh-info@unesco.org http://whc.unesco.org	1992 年に設立された世界遺産センターは世界遺産のあらゆる問題に関する UNESCO の連絡先・コーディネーターである同センターは、世界遺産条約を日々運用するため、世界遺産委員会年次会合を開催し、サイト推薦書作成において締約国に助言し、要請に応じて世界遺産基金による国際的援助を計画し、サイトの状態に関する報告及びサイトが危機にさらされている場合に行う緊急措置の双方を調整する。同センターはまた、技術セミナー及びワークショップの開催、世界遺産リスト及びデータベースの更新、遺産保存の必要性に関する若者の意識を高めるための教材の開発、世界遺産の問題に関する情報の継続的な公開を行っている。	

